讃岐阿波沿岸
海岸保全基本計画

令和 8 年 10 月

香　　川　　県
徳　　島　　県

はじめに

海岸法は、昭和 31 年に制定され、津波・高潮・波浪等による被害から海岸を防護することを目的としてきた。一方、白砂青松に代表される優れた自然環境、動植物の生息空間、海洋レクリエーションの場など、海岸に対する国民ニーズの高まりや多様化が進んできている。このため、海岸の管理に環境及び利用の視点を明確に位置づけ、総合的かつ適正な海岸管理を積極的に推進するために、平成 11 年 5 月に「海岸法の一部を改正する法律」が公布された。（平成 12 年 4 月施行）

都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見を聴くとともに地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を沿岸ごとに定めることとなっており、香川県及び徳島県は、平成 15 年 12 月に、広域的な視点で捉えた讃岐阿波沿岸における海岸保全基本計画を策定した。

しかし、香川県では、平成 16 年 8 月に来襲した台風 16 号によって、県下の多くの地域で既往最高潮位を更新し、広範囲に渡って高潮や波浪による甚大な高潮被害が発生した。その対策を行うため、香川県では平成 19 年 3 月に、讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画の一部を変更した。

その後、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓とする地震・津波対策や、海岸保全施設等の老朽化の進行等、海岸管理の様々な課題に対応するため、平成 26 年 6 月に「海岸法の一部を改正する法律」が公布された。（平成 26 年 8 月（一部 12 月）施行）

香川県では、「香川県地震・津波被害想定」を平成 26 年 6 月に公表、「香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画」、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を平成 27 年 3 月に策定した。

上記の香川県の地震・津波対策の取り組みを受け、新たな施設整備計画等を反映させる必要が生じたこと、海岸法の改正に伴い維持管理等の対応が必要となったことから、平成 27 年 12 月に第１編讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（香川県域）の一部を変更した。

その後、気候変動の影響を考慮した対策への転換を図るため、令和２年 11 月に国が定める「海岸保全基本方針」が変更され、また、令和３年７月に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行されたことで、本県の海岸保全基本計画においても、気候変動の影響を踏まえた防護目標等を定める必要が生じた。

今回は、上記を踏まえ、今後の気候変動の影響による外力（潮位、潮位偏差、波高）の増加に対応していくため、計画変更を行うものである。

目　　次

**序論　海岸保全基本計画策定にあたって　・・・

４．ゾーン区分及びゾーン毎の方向性 ・・・

序論　海岸保全基本計画策定にあたって

1．海岸保全基本計画とは

海岸保全基本計画は、平成 11 年の海岸法改正で位置づけられた計画で、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用、の 3 つの観点から、計画的でかつ調和のとれた海岸の保全や整備を行うために、都道府県が定めるものである。

2．計画策定の経緯

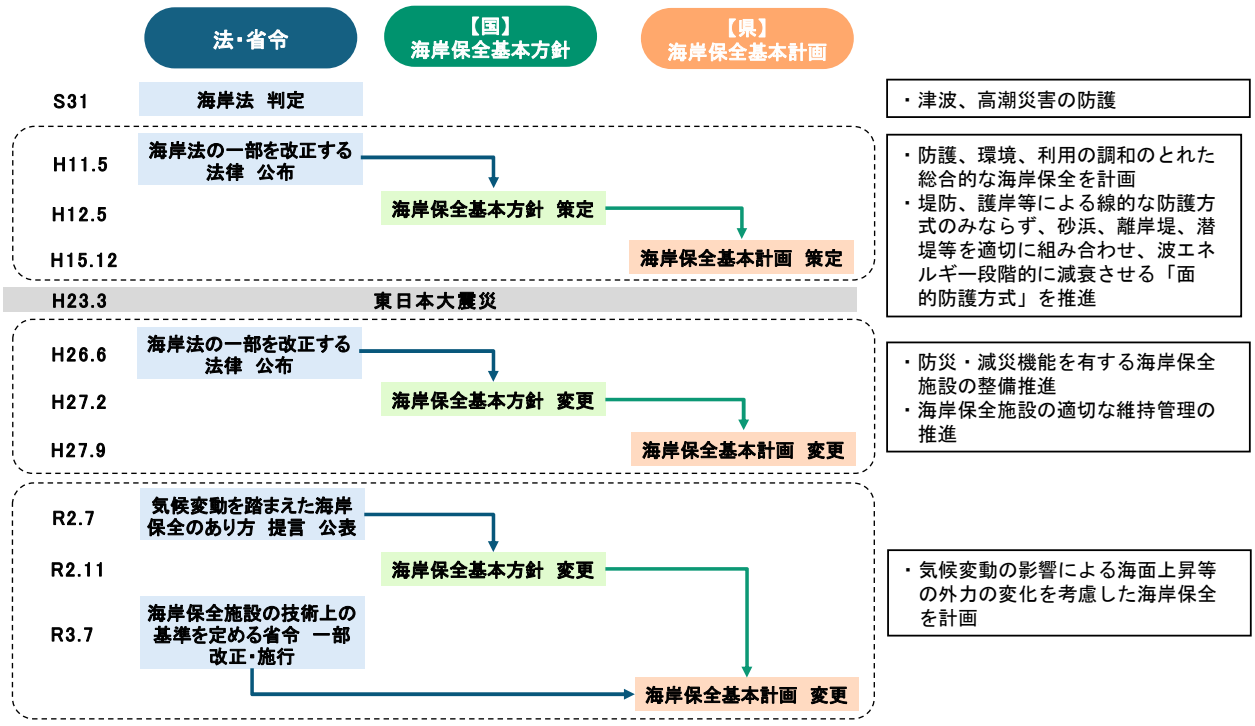
海岸法は、昭和 31 年に、津波・高潮災害から人命や財産を守ることを目的に制定された。

その後、海岸環境への認識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への多様なニーズに対応するため、平成 11 年に一部改正され、新たに、海岸の環境と利用の観点が追加された。

この改正では、これら「防護」、「環境」、「利用」の３つの目的の調和を図り、総合的な海岸管理を実施するため、国が海岸保全基本方針を策定し、これに基づき、都道府県知事が地域住民や学識経験者等の意見を反映しながら、沿岸ごとに海岸保全基本計画を策定することとなった。また、新たな防護方式として、砂浜、離岸堤、潜提等を適切に組み合わせ、波エネルギーを段階的に減衰させる「面的防護方式」の考え方が示された。

平成 26 年の一部改正では、平成 23 年３月 11 日の東日本大震災を契機に、津波や高潮等に対する防災・減災対策の推進や、海岸保全施設の適切な維持管理の推進などが加えられた。

令和２年には、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、海岸の保全を過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため、国が海岸保全基本方針を変更した。これを受け、今般、都道府県が定める海岸保全基本計画について、気候変動の影響を考慮した計画に変更するものである。



3. 全国における近年の海岸災害

記憶に新しい津波被害としては、令和６年１月１日に能登半島で発生したマグニチュード7.6の「令和６年能登半島地震」がある。珠洲市など３市町において約190haの津波浸水が確認され、浸水深は最大で約4mと想定されている。津波により、宝立正院海岸、三崎海岸等の13海岸において、堤防護岸の損壊等が確認されている。





能登半島地震での津波被害
出典：国土交通省「令和６年能登半島地震における被害と対応」

高潮被害としては、平成30年台風第21号がある。西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹くとともに激しい雨が降った。大阪府、和歌山県、兵庫県、徳島県の各地点において過去最高潮位を超える値を観測し、関西国際空港や神戸市の六甲アイランド等の各地では大きな高潮被害が生じた。



関西国際空港の水没状況
出典：令和元年版 防災白書



強風に流され関西国際空港連絡橋に衝突したタンカー
提供：国土交通省近畿地方整備局

令和元年東日本台風（台風第19号）では、静岡県石廊崎で13m、京都府経ヶ岬で9mを超える記録的な高波が観測された。高潮については、東京都三宅島で潮位230cmなど、静岡県や神奈川県、伊豆諸島では、過去最高潮位を超える値が観測された。

過去の最高潮位を超える値を観測した地点

観測地点	都道府県	最高潮位		過去の最高潮位	
		（標高、センチ）	起時	（標高、センチ）	年月日（要因）
三宅島（坪田）	東京	230	10月12日 05時59分	193	2018/7/28（台風第12号）
小田原	神奈川	172	10月12日 16時11分	123	2011/9/21（台風第15号）
石廊崎	静岡	（200）	10月12日 15時05分	183	2009/10/8（台風第18号）
清水港	静岡	170	10月12日 17時35分	150	2017/10/23（台風第21号）
御前崎	静岡	182	10月12日 17時04分	169	2004/10/9（台風第22号）

（注）：標高の基準はTP(東京湾平均海面)または国土地理院の高さの基準
過去の最高潮位は、1997年4月以降のデジタルデータから求めた潮位（1997年3月以前はアナログで記録から読み取った潮位による記録）を用いて求めている。
値に()がついているものは、期間中に欠測があったことを示す。
高潮警報基準を超える値を観測した地点のみ掲載している。

出典：気象庁、台風19号による大雨、暴風等（令和元年）

このように、全国的に過去の最高潮位が更新される等、災害が続く中、今後気候変動の影響による海面上昇等に伴い津波や高潮が上昇するという予測を踏まえれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がることが想定される。このことから、都道府県は気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画を検討する必要がある。

4. 讃岐阿波沿岸の概要

讃岐阿波沿岸は、香川県三豊市詫間町荘内半島の三崎から、鳴門海峡で知られる徳島県鳴門市の孫崎に連なる四国北東部の瀬戸内海に面した沿岸で、本州と四国地域を繋ぐ瀬戸大橋と大鳴門橋が架かる四国の玄関口に位置づけられる。


瀬戸大橋

沿岸のほぼ全域が、瀬戸内海国立公園に指定され、穏やかな海と小豆島や塩飽諸島など多くの島による風光明媚な景観を形成するとともに、藻場や干潟、天然の砂浜が多く分布し、豊かな自然環境を有している。


小豆島

沿岸東部では讃岐山脈が海岸線まで迫る中、鳴門市のウチノ海一帯では海峡特有の景観を形成している。また、中西部では讃岐平野が開け、屋島、五色台、飯野山といった溶岩台地や孤立丘が分布し、沿岸部でもなだらかな海岸線に岬や鼻といった小規模な突出部が点在する特徴的な海岸線を形成している。


津田の松原

良好な環境を有する海岸は、優れた観光資源として利用されるとともに、海岸の自然を活かした公園や遊歩道なども整備され、人々の憩いの場となっているが、こうした利用は、「津田の松原」に代表される東讃地区や瀬戸内海の一部の島の海岸に限られていることから、貴重な砂浜の保全を含め、新たなレクリエーション空間の創出や利便性の向上が求められている。


ウチノ海

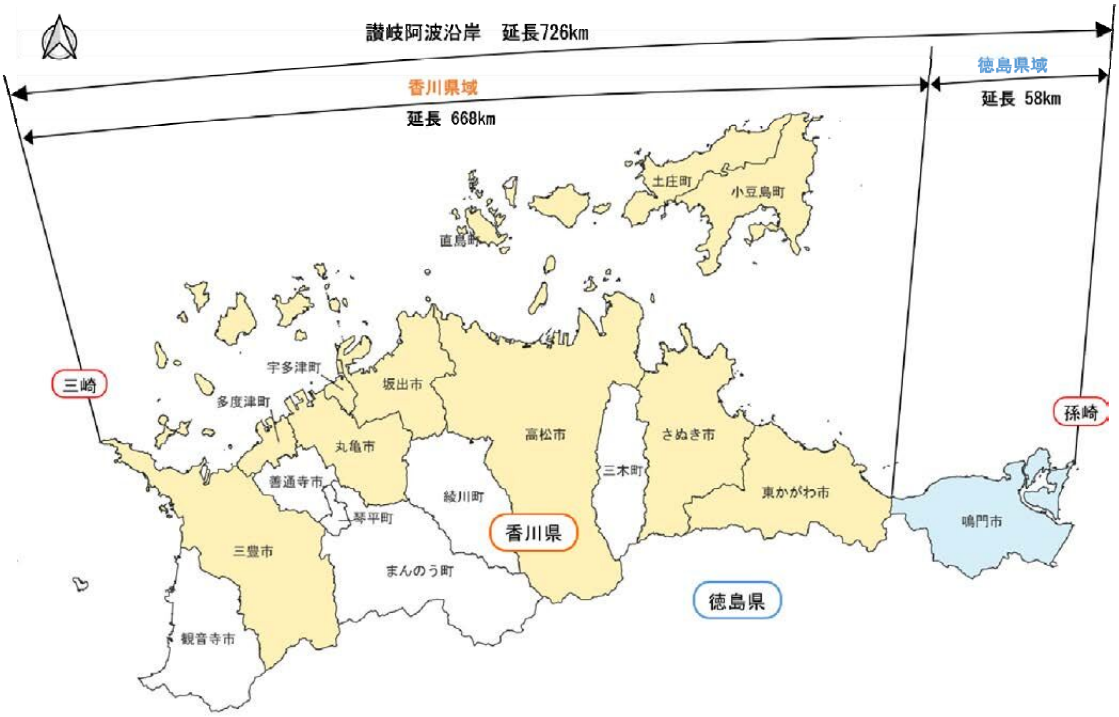
一方、当沿岸は瀬戸内海に位置するため、波浪などの外力は外海に比べ小さいが、低地が多く潮の干満も大きいことから、高潮被害の危険性が高い地域が見られ、第二室戸台風（昭和 36 年）や平成 16 年の台風 16 号では、多くの地域で浸水被害が発生していることから、高潮や波浪に対する安全性の確保が重要である。

また、令和 7 年 9 月には、地震調査研究推進本部から、南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震発生確率は 60～90%程度以上という評価が公表されるなど、地震・津波対策の必要性がより高まっている。

このように、讃岐阿波沿岸は、風光明媚な海岸景観の保全と新たなレクリエーション空間の創出及び利便性の向上に配慮した防災対策が必要な地域である。

5. 讃岐阿波沿岸の区域

讃岐阿波沿岸の区域は下記のとおりで、香川県と徳島県にまたがる７市５町である。



延長の出典：令和６年度 海岸統計

香川県　：　東かがわ市、さぬき市、高松市、坂出市、宇多津町、丸亀市
多度津町、三豊市、小豆島町、土庄町、直島町

徳島県　：　鳴門市

6. 讃岐阿波沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

６－１ 讃岐阿波沿岸における計画策定方針

当沿岸においては以下に示す３つの事項を考慮し、香川及び徳島の両県で計画策定を行う。

＜計画策定にあたっての考慮事項＞

- 各県で、海岸保全基本計画策定に向けての着手時期及び検討工程が異なる。
- 同じ沿岸であっても、県域の違いにより、これまでの海岸整備の状況や地域の位置づけも異なり、また、今後の長期的な海岸保全のあり方、整備目標及び整備優先度の考え方も異なる。
- 総合計画、地域防災計画及び環境基本計画などの関連計画が県単位に独自性のある計画として定められている。

上記事項を考慮し、県単位にて海岸保全基本計画を策定することとし、沿岸単位の基本計画として調整を図るため、共通の計画策定方針を定める。

以下に計画策定方針を示す。

＜計画策定方針＞

① 「海岸保全基本計画」は、両県の考え方を尊重し策定する。

② 両県共通の「讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に県毎に基本計画を策定する。

次頁に、讃岐阿波沿岸に属する香川県の計画策定方針を示す。

＜香川県における計画策定方針＞

●「本基本計画」の内容としては、海岸法に定められている事項とするが、地域（ゾーン）毎の目指すべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。

●「本基本計画」では、改正海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸についても対象範囲に含むこととする。

○ 海岸保全施設の整備に関する事項：「要保全海岸区域」

○ その他、海岸の管理に関する事項：「要保全海岸区域」及び「一般公共海岸区域」

●「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・海岸毎に地元住民・関係市町村・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取り組みを推進していくものである。

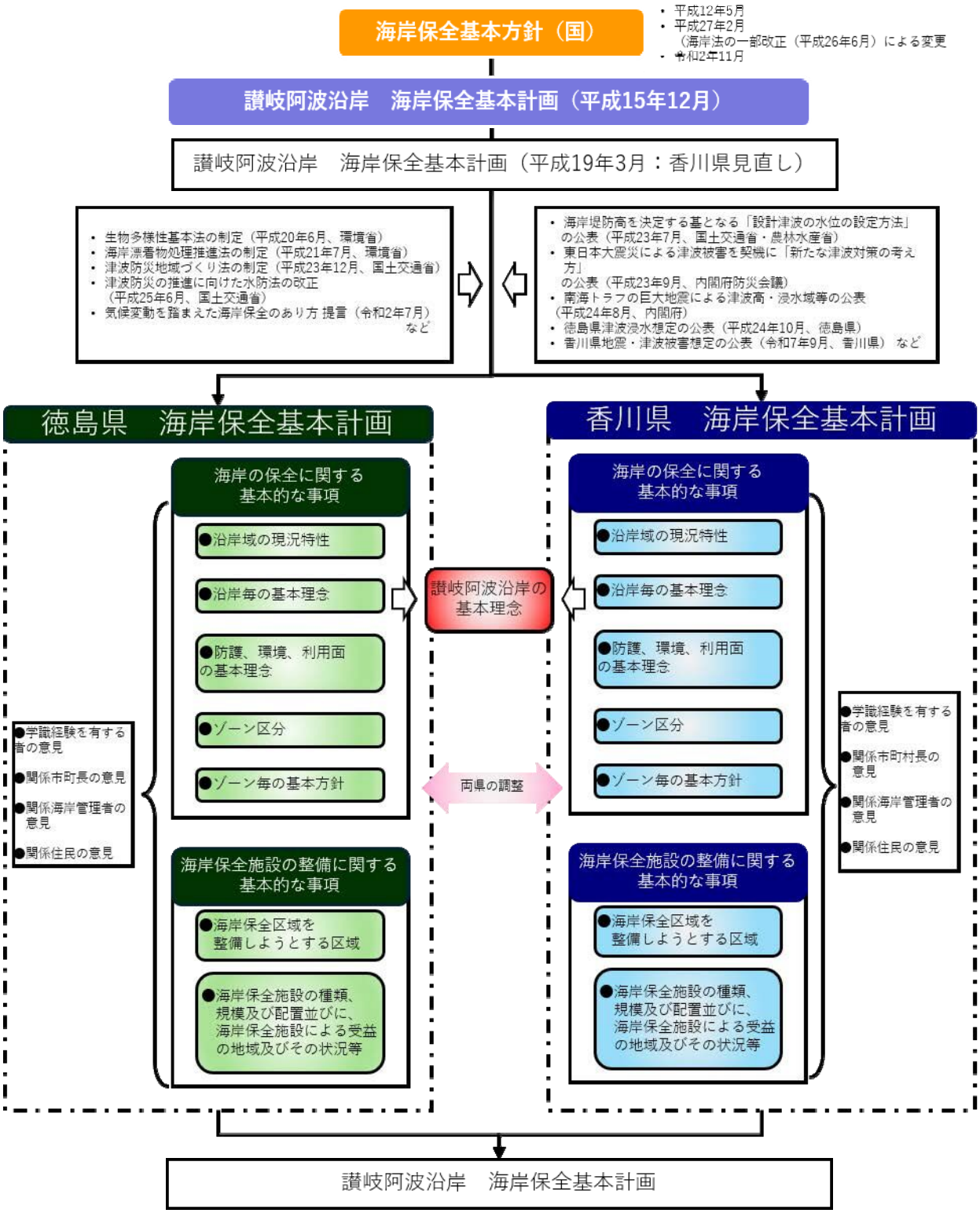
●海岸事業※を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。従って、防護上の機能を満足していたり、優れた自然環境を有し、かつ背後地の重要度が極めて低いことなどの理由により手を加えない海岸、維持補修や周辺に与える影響が少ない小規模な施設整備等で対応できる海岸については、「整備対象海岸」として位置づけない。

※海岸事業：高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸メンテナンス事業、海岸環境整備事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業　等

●抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、この計画は、今後の事業を実施していく上で行う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。具体的な施設規模、構造及び工法等については、利用者ニーズや環境に関する考え方及び技術等の変化に柔軟に対応するため、詳細設計段階で検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。

●「本基本計画」の対象期間は、今後概ね 20 年間とする。なお、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとする。

7．讃岐阿波沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

8. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念

香川県と徳島県では、**「讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、にぎわいがあり、安全で親しみのある海岸の創出」**を両県共有の「讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、この理念の基に、県民との協働による海岸保全を実施する。

今後の気候変動により予測される防護・環境・利用の影響について、順応的・段階的に対応する新たな海岸保全へ転換していく。

讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、
にぎわいがあり
安全で親しみのある海岸の創出

【 安全で快適な海岸づくりと南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

台風等の高潮や波浪、津波から海岸背後を守る越波対策や侵食をうけつつある砂浜の保全・回復など、必要な防護機能の確保を最優先に考え、安全な海岸づくりを目指す。

施設整備にあたっては、優れた消波機能をもつ砂浜や松林等の海浜植生の保全に努めるなど、景観や利便性にも配慮し、快適な海岸づくりに努める。

高潮浸水想定区域の指定・公表等により、浸水被害の危険を周知することで住民の命を守る。

また、南海トラフ地震による津波に対しては、「事前防災・減災」の考え方に基づき防護施設の整備を行う。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

【 瀬戸内海の豊かな自然環境の保全と暮らしとの共生 】

穏やかな海と小豆島や塩飽諸島など多くの島による風光明媚な景観を形成するとともに、藻場、干潟及び天然の砂浜など、豊かな自然環境を有している讃岐阿波の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、適切な保全に努める。

また、施設の整備を行う場合においても、自然の生態系を守りつつ、海辺の生活環境、漁場環境の保全と改善を進め、自然と人々の暮らしが共生する海辺空間を創出する。

【 自然とのふれあいによる親しみのある海岸の創出 】

瀬戸内海の多島美や歴史的資源等を活用した地域振興や観光振興に配慮するとともに、地域と連携した取り組みにより、様々な人々が日常生活の中で気軽に海辺に近づき、自然にふれあうことができるよう、親しみのある海岸づくりを目指す。

また、これらの取り組みが、次世代に向けた新たな交流と地域文化の継承・発展に寄与していくことを目指す。

第１編　讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（香川県域）

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1．海岸の現況

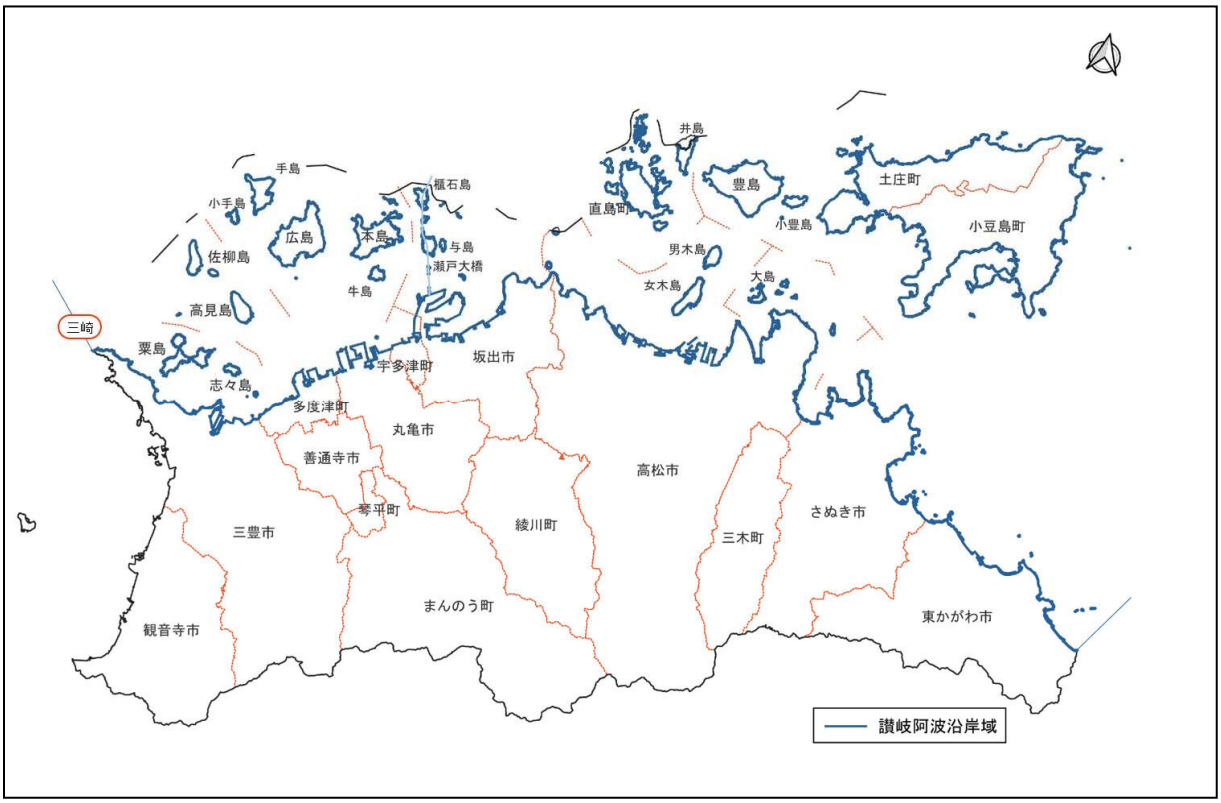
1－1 海岸の概要

讃岐阿波沿岸は、香川県の北部に位置し、東かがわ市、さぬき市、高松市、坂出市、宇多津町、丸亀市、多度津町、三豊市、土庄町、小豆島町、直島町の 6 市 5 町からなる。

海岸線は比較的屈曲が多く、瀬戸内海には大小の島々が点在し、海岸線延長は 667,962m、海岸保全区域延長は 259,356m（令和 6 年海岸統計）である。

塩飽諸島を含む中讃地域のうち、高松市～多度津町の沿岸域の海岸線は、昔から産業、流通の拠点であったこともあり、古くから整備が進められてきた。また、小豆島を含む高松市より東部の沿岸は、海岸線の出入りが多く、侵食の被害への対応が進められてきた。しかし、平成 16 年に来襲した台風 16 号によって、県内の多くの地域で既往最高潮位を更新し、高潮や越波による甚大な被害が発生した。

一方で、風光明媚な瀬戸内海国立公園の一角を形成するこれらの海岸は、天然の良港や砂浜海岸にも恵まれ、貴重な資源となっている。また、海生生物の生息場所、産卵場や保護の場所となる藻場や干潟なども多く分布しており、優れた自然環境を有する海岸線も残されている。



讃岐阿波沿岸（香川県域）

讃岐阿波沿岸市町別海岸線延長

市町名	海岸線延長（m）	市町名	海岸線延長（m）
東かがわ市	28,358	多度津町	28,566
さぬき市	39,442	三豊市	58.233
高松市	124,943	土庄町	89,736
坂出市	76,715	小豆島町	84.264
宇多津町	8,678	直島町	51,337
丸亀市	77,690		

	海岸線延長（m）		海岸線延長（m）
香川県合計	667,962	讃岐阿波合計	725,618
徳島県合計	57,656		

※出典：令和6年　海岸統計

１－２ 自然特性の現況

○ 気象・海象

- 讃岐阿波沿岸の気候は、年平均気温は 17℃前後、年間降水量は 1,170㎜ 前後、年間日射量時間は 2,150 時間前後（観測所：高松、統計期間：2015 年～2024 年）であり、四季を通じて温暖少雨で気候温和な瀬戸内式気候である。
- 島しょ部や海岸付近においては濃霧の発生が見られ、また、海陸風の交替時に生じる「なぎ」の現象が、特に夏の夜間において見られる。
- 讃岐阿波沿岸における主な港湾の既往最高潮位は約 T.P.+2.3m～T.P.+2.9mであり、概ね西へ行くほど高くなっている。干満の潮位差は約 1.7m～3.6mであり、既往最高潮位と同様に西へ行くほど大きくなっている。
- 播磨灘、備讃瀬戸における潮流は、ほぼ東西方向に流れ、概ね 6 時間ごとに転流しているが、島しょ部では島や浅瀬が散在しているため、流速及び流向は地形に従って変化し、島陰などで反流区域となる。満月や新月の頃の上げ潮が最も速い時の表層の流向と流速は、概ね東から西へ向かって 0.5～2 ノット前後であるが、瀬戸大橋南西域では 3 ノットを越えている。

讃岐阿波沿岸の潮位

海岸	既往最高潮位 H.H.W.L.	朔望平均満潮位 H.W.L.	潮位差
三本松港	T.P.+2.30m*	T.P.+0.87m	1.67m
高松港	T.P.+2.46m*	T.P.+1.09m	2.30m
坂出港	T.P.+2.70m*	T.P.+1.51m	2.98m
丸亀港	T.P.+2.75m**	T.P.+1.74m	3.34m
詫間港	T.P.+2.91m**	T.P.+1.78m	3.61m
土庄東港	T.P.+2.51m*	T.P.+1.05m	1.95m

*印は、平成 16 年の台風 16 号による既往最高潮位

**印は、昭和 36 年の第二室戸台風による既往最高潮位

○ 地形・地質

- 四国の北東部に位置する讃岐阿波沿岸域は、南に讃岐山脈が連なり、北に讃岐平野が広がっており、流入河川は概ね讃岐山脈に源を発し、瀬戸内海に注いでいる。瀬戸内海には小豆島や塩飽諸島など多数の島が点在し、風光明媚な景観を形成している。また、讃岐平野には数多くのため池をはじめとして、屋島、五色台、飯野山といったメサ（溶岩台地）やビュート（孤立丘）が分布しており、沿岸部でもなだらかな海岸線に岬や鼻といった小規模な突出部が点在するという特徴的な海岸線を示している。
- 地質は、沿岸域の島しょ部では、黒雲母花崗岩が大半を占めており、小豆島周辺に新生代第三紀の豊島累層や流紋岩・安山岩が見られる。沿岸から内陸部にかけては新生代第四紀の沖積層が大半を占めているが、坂出市の太平山や城山付近には讃岐岩類、讃岐層群、花崗閃緑岩が分布している。また、高松市庵治町から東かがわ市にかけては、花崗閃緑岩、黒雲母花崗岩がパッチ状に分布しており、最東部では海岸部まで和泉層群が分布している。

○ **植生分布**

- 沿岸部の植生を概観すると、讃岐平野にはウリカワやコナギといった水田雑草群落が多く、島しょ部や丘陵部にはアカマツ、クロマツ、ウバメガシ等の森林が見られる。特にウバメガシは低木林の主要な構成要素となっており、各地で比較的多く見られる。
- 特定植物群落としては、香川県全体で 39 箇所が指定されている（第 5 回基礎調査特定植物群落調査)。当沿岸部では、「白鳥海岸のクロマツ林（東かがわ市)」、「津田海岸のクロマツ林（さぬき市)」、「当浜のヤブツバキ林（小豆島町)」、「荘内半島のウバメガシ林（三豊市)」、「大角鼻のカシワ群落（小豆島町)」などが指定されている。
- 藻場は 2,005ha で香川県の藻場全体の 94%程度である（令和４～５年度　瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査)。平成 22 年度香川県海域藻場分布実態調査と比較して、面積は減少傾向にある。当沿岸では、東讃海域ではガラモ場が、備讃瀬戸海域ではアマモ場が主要な藻場となっている。
- 干潟は渡り鳥の良好な渡来地で島しょ部と新川の高松市以西に広く分布しており、418ha と香川県の干潟全体の 68%を占めている（令和４～５年度　瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査)。平成 18 年度瀬戸内海干潟実態調査と比較して、面積は減少傾向にある。

○ **生態分布**

- 瀬戸内海、讃岐山脈、讃岐平野から構成される複雑な地形は、動植物に多様な生息環境を提供している。このため、香川県では、鳥類 320 種、は虫類 19 種、両生類 16 種、淡水魚類 168 種（出典：香川県レッドデータブック 2021。ただし、淡水魚については、通し回遊魚 23 種類も含む)。など数多くの野生動物の生息が確認されている。
- 海岸・干潟で見られる貴重な動物種としては、多くの河口部の干潟でハクセンシオマネキ、土器川河口等でワカウラツボの生息が確認されている。また、貴重な昆虫類として島しょ部の砂浜海岸でルイスハンミョウ、ヤマトマダラバッタの生息が確認されている。また鳥類では、シロチドリ、ハマシギ、クロサギなどが海岸・干潟で確認されている。

○ **海底地形・底質**

- 讃岐阿波沿岸の海底地形は小豆島を挟んで東西に異なった傾向を示している。小豆島より東側は、播磨灘に面し沖合に向かってなだらかな地形変化を示し、小豆島より西側は、大小様々な島が点在しており水深の変化は複雑である。沿岸近くは、水深 20m 以浅が多く、湾内や島の西側では水深 10m 以浅の浅場が広く分布している。特に小豆島から豊島にかけては、途中の葛島、小豊島等も含めて、10km 以上にわたる 10m 以浅の遠浅海岸となっている。また、男木島、女木島の西側にも約 10km にわたる 10m 以浅の浅瀬が発達している。
- 底質は、湾奥部を除き、ほとんど砂質・レキ質で、海峡部や屋島などの半島先端部及び島の東側に岩礁地帯が見られる。

○ **水質**

- 環境基準の指定状況は、高松港と坂出港、番の州泊地が海域Ｂ類型、それ以外の海域はすべて海域Ａ類型となっている。
- 高松港、坂出港、丸亀港等の臨海部は工場・事業所が多く、背後地に人口集中地帯を抱えているため、流入河川からの汚濁負荷が大きい。特に詰田川尻（詰田川、新川及び春日川の河口部）は、流入河川の水質に大きな影響を受けている。このため、令和 5 年度は高松港と坂出港、番の州泊地の海域Ｂ類型の海域を除き、ＣＯＤの環境基準を達成できていない（香川県　公共用水域水質測定結果（令和 5 年度））。
- 讃岐阿波沿岸における全リン、全窒素の環境基準達成状況をみると、令和 5 年度は 3 海域（東讃、備讃瀬戸（イ）、備讃瀬戸（ハ））全てで環境基準を達成している。（香川県　公共用水域水質測定結果（令和 5 年度））
- 海水浴場の水質状況は令和 8 年度調査において讃岐阿波沿岸 8 箇所すべてでＢ評価以上（Ｃ評価まで適）であり、すべての海水浴場で遊泳可能である。調査項目別では、透明度、油膜についてすべての海水浴場でＡＡ～Ａ評価である（令和 8 年度香川県海水浴場の水質検査結果）。
- 播磨灘海域では、毎年赤潮の発生が 10 件前後確認されている。一方、備讃瀬戸海域は、比較的潮流が速く、赤潮の発生件数は比較的少ない（令和 6 年度 瀬戸内海の赤潮（令和 7 年 12 月）（水産庁 瀬戸内海漁業調整事務所））。

○ **自然公園・保護区**

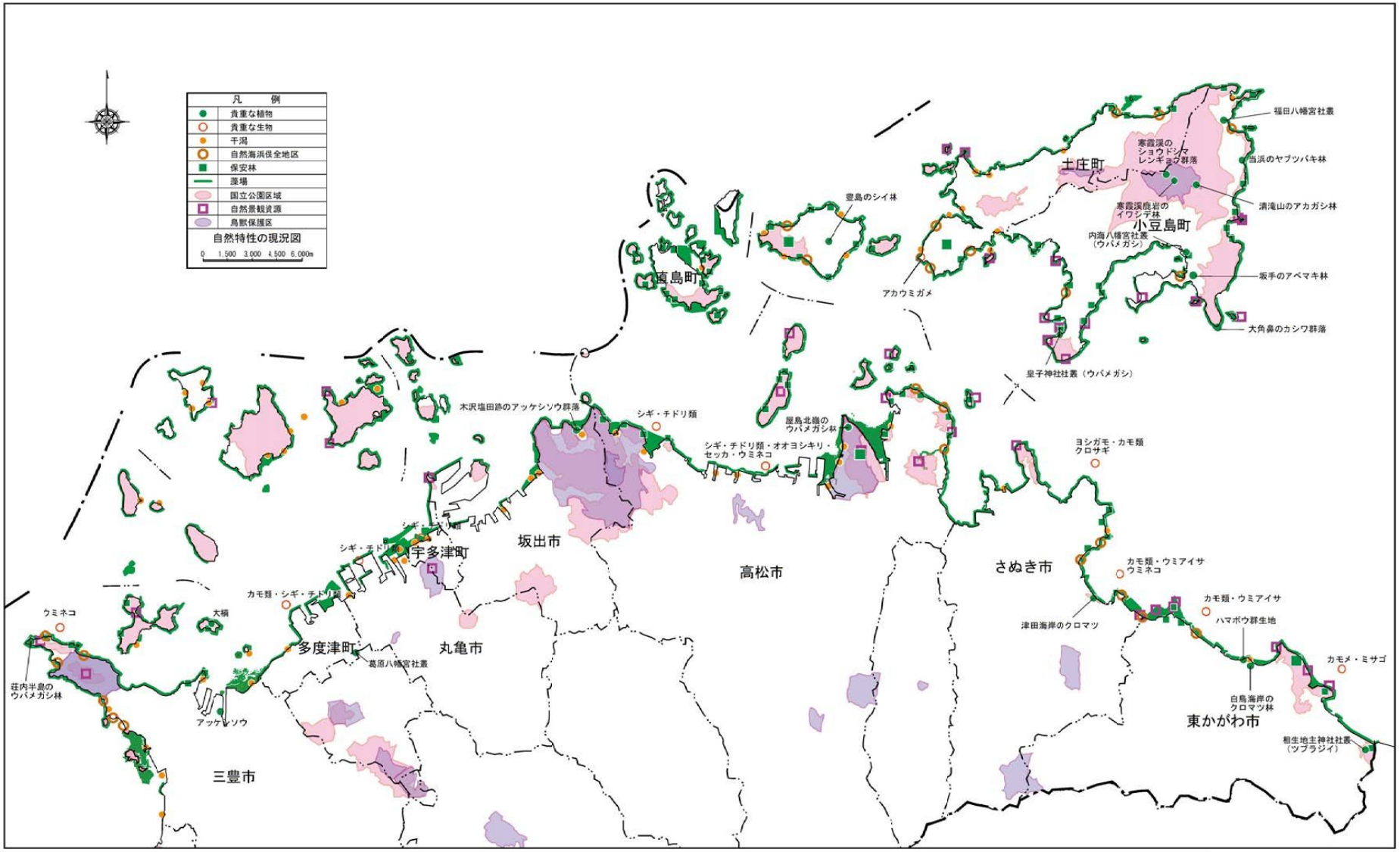
- 讃岐阿波沿岸の海域は、自然公園法に基づく瀬戸内海国立公園に指定されている。陸域では、屋島、塩飽諸島、五色台、寒霞渓などが指定されている。
- 沿岸部では、護岸整備や産業立地に伴う埋立て等により人工海岸が増加しているが、自然海岸は、貴重な植生の分布地であり、景観上も重要であるほか、海水浴、潮干狩等のレクリエーションの場としても広く利用されている。この自然海岸を保全するため、香川県では瀬戸内海環境保全特別措置法を受け、香川県自然海浜保全条例を昭和 55 年に制定し、自然海浜保全地区の指定を行い、香川県で現在 23 ヶ所が指定されており、讃岐阿波沿岸では 19 ヶ所が指定されている。
- 鳥獣の保護繁殖を図るために設定する鳥獣保護区は、香川県で現在 25 ヶ所 9,327ha が設定されており、讃岐阿波沿岸域では「屋島鳥獣保護区（818ha）」と「五色台鳥獣保護区（3,145ha）」および「紫雲出山鳥獣保護区（646ha）」が鳥獣保護区に指定されている。

○ **海岸景観**

- 讃岐阿波沿岸域は、「変化に富み平和的にして優美な風景」と評価される瀬戸内海国立公園を有し、優れた海岸景観が随所に見られる。内海多島景観であり、人間生活が入り込んだ自然風景は、人為的な影響の少ない他の国立公園とは異なり、この国立公園独特の景観となっている。また、海食崖、砂州、砂嘴等の豊かな自然景観が点在している。
- 津田の松原（さぬき市）は、白砂青松の名勝として「日本の渚 100 選」「日本の白砂青松 100 選」に選ばれている。また、「日本の夕陽百選」として有明浜と父母ヶ浜などが選定されている。

【図 自然環境の特性】に関する主な出典資料

干潟・藻場：令和 4～5 年度　瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査（環境省）
自然海浜保全地区：せとうちネット-自然海浜保全地区制度（環境省ホームページ）
国立公園区域：瀬戸内海国立公園（香川県地域）区域及び公園計画図（環境省）
自然環境資源：瀬戸内海国立公園　自然資源一覧図（環境省）
鳥獣保護区：鳥獣保護区 2015 年時点(国土数値情報ダウンロードサイト)


凡　例
貴重な植物
貴重な生物
干潟
自然海浜保全地区
保安林
藻場
国立公園区域
自然景観資源
鳥獣保護区
自然特性の現況図
0　1,500　3,000　4,500　6,000m
福田八幡宮社叢
寒霞渓のショウドシマレンギョウ群落
当浜のヤブツバキ林
清滝山のアカガシ林
寒霞渓鹿岩のイワシデ林
小豆島町
内海八幡宮社叢（ウバメガシ）
坂手のアベマキ林
大角鼻のカシワ群落
土庄町
豊島のシイ林
豊島町
アカウミガメ
皇子神社社叢（ウバメガシ）
木沢塩田跡のアッケシソウ群落
シギ・チドリ類
屋島北嶺のウバメガシ林
シギ・チドリ類・オオヨシキリ・セッカ・ウミネコ
ヨシガモ・カモ類
クロサギ
坂出市
宇多津町
高松市
さぬき市
カモ類・ウミアイサ
ウミネコ
カモ類・シギ・チドリ類
大槇
多度津町
丸亀市
葛原八幡宮社叢
津田海岸のクロマツ
カモ類・ウミアイサ
ハマボウ群生地
カモメ・ミサゴ
荘内半島のウバメガシ林
アッケシソウ
白鳥海岸のクロマツ林
東かがわ市
三豊市
相生地主神社社叢（ツブラジイ）

自然環境の特性

１－３ 社会特性の現況

○ 歴史・文化

- 香川県は、温暖な気候や地形的・地理的条件によって古くから拓け、古墳など数多くの遺跡が残されているほか、平野部では、条里制地割りの跡が見られる。また、讃岐国分寺や讃岐国分尼寺などの数多くの寺院が残されており、平安時代以降には、弘法大師をはじめとする多くの名僧を輩出するなどの歴史的背景から、数多くの史跡や名勝・天然記念物などが継承されている。令和 8 年 4 月現在における指定文化財の件数は、国指定 185 件、県指定 230 件、市町指定 780 件、合計 1,195 件となっている。讃岐阿波沿岸域では、高松城、丸亀城、屋島寺などが指定されている。
- 讃岐阿波沿岸域では、祭事や名所・旧跡として旧大川郡志度町の海女の玉取りや高松市屋島西町の源平の古戦場、坂出市の塩田などがあげられる。また、高松市女木町の桃太郎の鬼征伐や、三豊市詫間町の浦島太郎伝説などの言い伝えもある。
- 沿岸域には海上安全祈願の金比羅宮に関連した旧金比羅大芝居跡や弘法大師ゆかりの霊場四国八十八カ所めぐりなどに関係する寺社が点在している。

○ 土地利用及び人口分布

- 令和 5 年 1 月 1 日現在の沿岸市町における地目別民有地面積の構成比をみると、山林が 45.8%、田 20.0%、畑 11.7%となっており、宅地は 17.2%となっている。讃岐平野では田畑が広がっており、飯野山や屋島、五色台などの平野部の山々や讃岐山脈、小豆島などの島しょ部で森林が多くなっている。
- 沿岸市町の令和 6 年の人口は、約 76 万人で県の 80%以上（香川県：917.1 千人）を占めている。特に高松市 409,246 人、坂出市 48,120 人、丸亀市 107,763 人の 3 市の占める割合が高い。
- 香川県の人口は平成 11 年をピークに平成 12 年以来 20 年連続減少となっている。「かがわ人口ビジョン（令和 2 年 3 月改訂版、香川県)」によると、令和 42（2060）年までに約 66 万人に減少すると予測されている。

○ 交通

- 道路網：沿岸部には国道 11 号が整備されており、高松市を中心として愛媛県四国中央市方面と徳島県鳴門市方面を結んでいる。また、瀬戸中央自動車道と高松自動車道が中国地方と四国各県を結んでいる。
- 鉄道網：JR が高松駅を中心として愛媛方面へ予讃線が、徳島方面へ高徳線が走り、土讃線が多度津駅より高知へ向かっている。また、岡山方面へは瀬戸大橋線が坂出駅を経由して延びている。私鉄には、高松琴平電鉄があり、高松市とさぬき市長尾、志度、琴平町の交通を担っている。
- 船舶：瀬戸大橋が開通するまでは、本州への交通は高松を中心としたフェリーが担っていたが、橋の開通以降の交通手段は列車や自動車へと移っている。一方、フェリーは小豆島や塩飽諸島など近郊の島々への主要な交通手段として利用されている。
- 航空輸送：高松市香南町にある高松空港は、国内線は羽田線外２路線、国際線はソウル線外５路線が就航している。

○ 産業

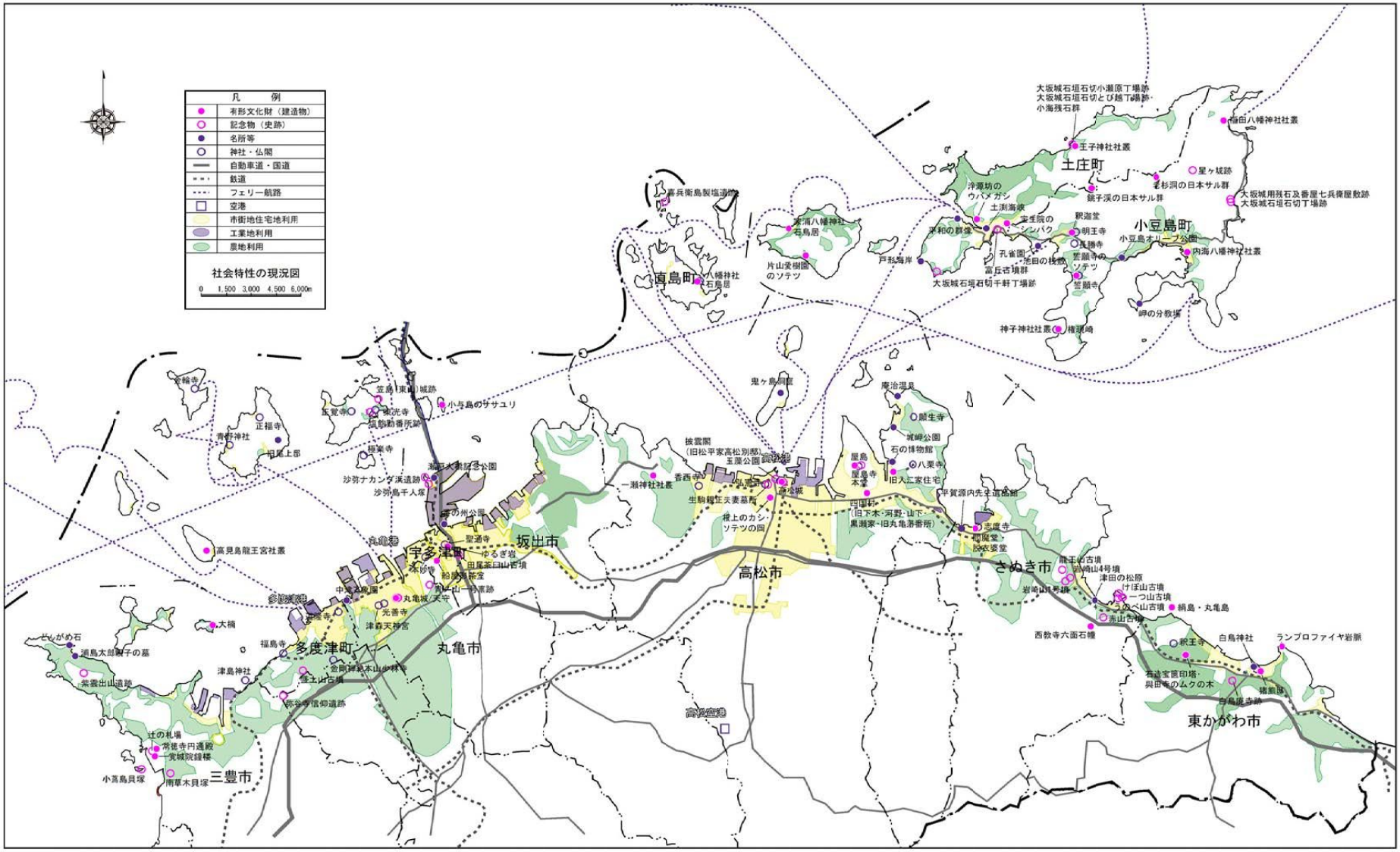
- 農業：讃岐阿波沿岸の農業産出額（令和 5 年）は、香川県シェア約 69%を占めており、主要な品目として小麦、飼料作物、みかん、花卉栽培が盛んである。東讃地域や中讃地域沿岸域の一部には農地利用があるものの、山が海まで迫っているところも多く、大規模農業は行われていない。
- 商業：商業施設は、高松市に大きく集中しており、丸亀市、坂出市がそれに続いている。また、手袋、織物、石製品等の製品販売が盛んである。
- 工業：沿岸域では、港湾機能を活用した臨海工業地帯が形成されており、石油・化学、非鉄金属、機械製造等の基幹産業が集積している。これらの産業は、県内経済や雇用を支える重要な役割を担っている。
- 坂出市、宇多津町にまたがる番の州臨海工業団地の分譲が完了し、「香川県せとうち企業誘致 100 プラン」に基づき、県内への企業誘致が一層進められている。

【図 社会環境の特性】に関する主な出典資料

文化財・史跡等：香川県の文化財（香川県ホームページ）

交通情報：各運航事業者ホームページ

土地利用状況：土地利用細分メッシュ第 2.6 版（国土数値情報ダウンロードサイト）


凡　例
有形文化財（建造物）
記念物（史跡）
名所等
神社・仏閣
自動車道・国道
鉄道
フェリー航路
空港
市街地住宅地利用
工業地利用
農地利用
社会特性の現況図
0　1,500　3,000　4,500　6,000m
土庄町
小豆島町
直島町
坂出市
高松市
さぬき市
宇多津町
丸亀市
多度津町
三豊市
東かがわ市
琴弾公園
高松空港

社会環境の特性

１－４ 海岸保全の現況

○ 海岸災害

- 沿岸域の海岸では、昭和 36 年の第二室戸台風をはじめ、台風等の自然災害による浸水被害を受けている。第二室戸台風では、東讃地域、小豆島、三豊市詫間町で浸水被害を受けた海岸が多く見られる。近年では、平成 16 年に台風 16 号や台風 18 号等によって、甚大な浸水被害を受けている。特に、高松市では、台風 16 号来襲時に既往最高潮位を大きく上回り（再現確率約 160 年に相当）、被害も甚大なものになった。

- 地震・津波被害については、内閣府に設置された「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において、平成 24 年度の前回想定以降、初めての見直しが行われた（令和 7 年 3 月 31 日公表）。これを受けて、香川県では「香川県地震・津波被害想定検討委員会」を設置し、市町単位での細やかな被害想定の見直しを行い、令和 7 年 9 月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」としてとりまとめ公表した。
- 「香川県地震・津波被害想定調査報告書（公表：令和 7 年 9 月）」によると、最大クラスの被害をもたらす南海トラフ巨大地震による被害は、地震・津波により堤防等が破壊される最悪の条件のもと推計した結果、県内全域で、浸水区域は約 8,020ha、人的被害は、死者数で最大 7,800 人、負傷者数で 21,000 人に及ぶことが想定されている。

- 南海トラフ巨大地震で発生する津波は、紀伊水道、豊後水道を通じて瀬戸内海に侵入し、地震発生後約 1 時間で第 1 波が鳴門海峡を通過し、東かがわ市に到達する。最高津波水位（T.P.）は最も高い箇所でさぬき市の 4.2ｍと想定されている。

- 南海トラフ巨大地震が発生した場合には、観音寺市、東かがわ市、三豊市の一部地域で震度 7 が想定される。高松市、坂出市、宇多津町、丸亀市、多度津町、さぬき市、東かがわ市、三木町、観音寺市、三豊市の広範囲で液状化の危険度Ａ（液状化危険度はかなり高い区域）となっている。特に、高松市臨海部と背後の市街地は埋立地や三角州となっているため、液状化の危険度が高いと想定される。

○ 海岸侵食

- 沿岸の砂浜海岸は、全体的に砂浜幅は狭く、平均砂浜幅 30m 未満の海岸が多くを占めている。侵食傾向にある海岸は小豆島にみられるものの、汀線の後退量は小さい。一方、その他の地域では、汀線が比較的安定している砂浜海岸が多い。

○ **保全施設の現況**

- 海岸保全施設は、昭和 35 年から昭和 55 年にかけて整備された施設が多い。昭和 30 年代は、直立護岸の整備がほとんどであったが、近年では面的防護方式を採用した整備計画が立てられている。



高尻海岸（高松市）

○ **対象外力**

- 高潮：瀬戸内海（讃岐阿波）の風波が対象外力となる。設計波高は、東かがわ市からさぬき市に至る海岸で 1.3～3.5m、さぬき市から三豊市詫間町に至る海岸で 0.5～2.6m、島しょ部の海岸で 0.8～3.2mとなっている。
  ※設計波高：統計処理に基づき設定された確率波高であり、施設規模や安定性の設計に用いる波浪外力

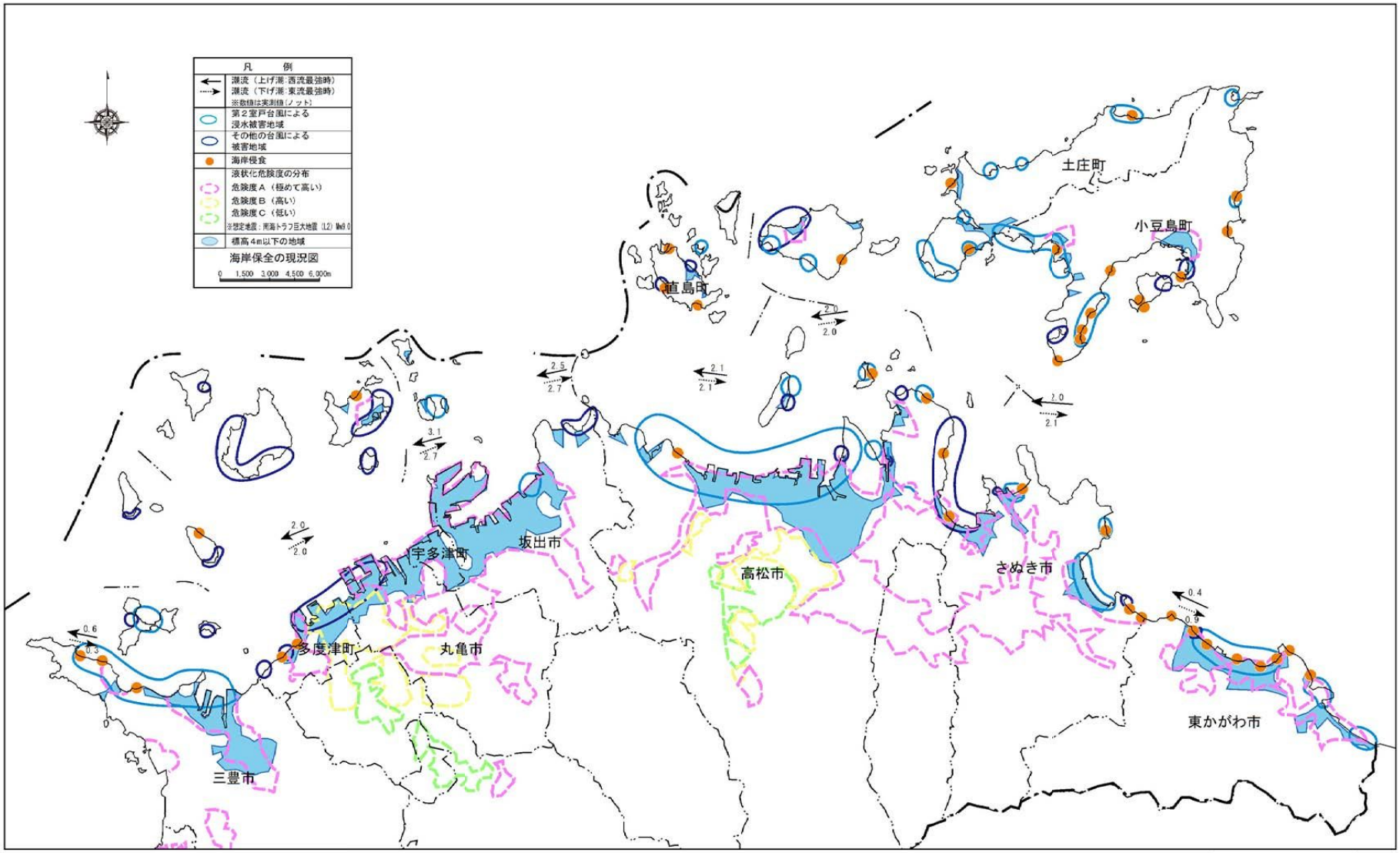
- 津波：比較的発生頻度の高い津波（L1）が対象外力となる。設計津波水位は、東かがわ市からさぬき市に至る海岸で T.P.+2.1～2.8m、さぬき市から三豊市詫間町に至る海岸で T.P.+2.2～2.6m、島しょ部の海岸で T.P.+2.3～2.6mとなっている。
  ※設計津波水位：施設設計に用いられる基準となる津波の高さであり、L1 津波の越流防止を目的に設定する。

【図 海岸保全の特性】に関する主な出典資料

被害地域：香川県の水害実績（香川県ホームページ）

液状化危険度：香川県液状化危険度予測図（香川県）

標高：基盤地図情報ダウンロードサービス


凡　例
潮流（上げ潮：西流最強時）
潮流（下げ潮：東流最強時）
※数値は実測値（ノット）
第２室戸台風による
浸水被害地域
その他の台風による
被害地域
海岸侵食
液状化危険度の分布
危険度Ａ（極めて高い）
危険度Ｂ（高い）
危険度Ｃ（低い）
※想定地震：南海トラフ巨大地震（L2）Mw9.0
標高４m以下の地域
海岸保全の現況図
0　1,500　3,000　4,500　6,000m
土庄町
小豆島町
直島町
坂出市
宇多津町
高松市
さぬき市
多度津町
丸亀市
三豊市
東かがわ市

海岸保全の特性

１－５ 利用特性の現況

○ 漁業利用の状況

- 讃岐阿波沿岸域には、瀬戸内海の好漁場と長い海岸線沿いにある良好な天然の地形を利用して、古くから多くの漁港が各地域に設けられているが、小規模なものが多い。高松市、さぬき市、小豆島町、土庄町などには、特に数多くの漁港が見られる。
- 讃岐阿波沿岸の漁港は 82 港あり、うち二種漁港が 5 港、一種漁港が 77 港（うち離島 48 港）である。沿岸域内の二種漁港は、四海漁港（土庄町）、福田漁港（小豆島町）、引田漁港（東かがわ市）、高松漁港及び庵治漁港（高松市）である。
- 県内漁業では、イワシ漁の船びき網漁業やイカナゴ漁などの袋まち網漁業、エビ・カレイ・タコ漁などの小型底びき網漁業、ブリ類・ノリ等の海面養殖業、といった 2 種類の漁業に大別される。中でも、海面養殖業が盛んであり、漁獲量で漁船漁業を上回っている。
- 讃岐阿波沿岸における漁業経営体数は 873 経営体で香川県の 90%のシェアとなっている（2023 年漁業センサス）。また魚種別の漁獲量で見ると、平成 30 年で「かたくちいわし」「しらす」「いかなご」を中心に約 8 千ｔと県の 40%のシェアとなっている。沿岸域の市町別の生産量では、高松市（25%）、東かがわ市（16%）、直島町（17%）などが高い生産量となっている（海面漁業生産統計調査（平成 24 年～平成 30 年））。
- 水産加工工場、冷凍冷蔵工場が高松市を中心に数多く立地している。

○ 観光レクリエーション

- 令和 7 年の県外観光客数は年間約 973 万人で、4 年連続で増加となり、過去最多である瀬戸大橋が開通した昭和 63 年の 1,035 万人に次ぐ 2 番目の入込数となっている。
- 讃岐阿波沿岸の海水浴場は、東讃地域、小豆島に多く分布している。津田の松原海水浴場（さぬき市）、沙弥島海水浴場（坂出市）、シルバービーチ海水浴場（土庄町）、宮の浜海水浴場（土庄町豊島）、オリーブビーチ海水浴場（小豆島町）等があり、毎年多くの人が訪れている。
- 沿岸部における観光については、令和 6 年に「瀬戸大橋記念公園（坂出市）」約 35 万人、「地中美術館（直島町）」約 19 万人をはじめ多くの観光客を集客した。また、小豆島ふるさと村（小豆島町）、海釣り公園、潮干狩り場などのレジャー施設が見られる。
- 瀬戸内国際芸術祭が瀬戸内海の魅力を世界に発信するプロジェクトとして平成 22 年から始まり、3 年に一度開催されている。第 6 回目となる「瀬戸内国際芸術祭 2025」では、春、夏、秋の総計 107 日間催され、作品数は過去最大数の 256 点、総来場者数は約 108 万人あまりとなり、直島、豊島、女木島、男木島、小豆島などで 25 のイベントが実施された。

瀬戸内国際芸術祭 2025 の開催地

開催地	開催時期	沿岸名
直島	春、夏、秋	讃岐阿波
豊島	春、夏、秋	讃岐阿波
女木島	春、夏、秋	讃岐阿波
男木島	春、夏、秋	讃岐阿波
小豆島	春、夏、秋	讃岐阿波
大島	春、夏、秋	讃岐阿波
犬島	春、夏、秋	岡山県
瀬戸大橋エリア*	春のみ	讃岐阿波
本島	秋のみ	讃岐阿波
高見島	秋のみ	讃岐阿波
粟島	秋のみ	讃岐阿波
伊吹島	秋のみ	燧灘
高松港エリア	春、夏、秋	讃岐阿波
宇野港エリア	春、夏、秋	岡山県
志度・津田エリア**	夏のみ	讃岐阿波
引田エリア**	夏のみ	讃岐阿波
宇多津エリア**	秋のみ	讃岐阿波

*芸術祭 2022 以前においてはエリア名を沙弥島として展開

**今回より追加

○ **港湾施設の利用**

- 讃岐阿波沿岸の港湾は、重要港湾が 2 港（高松港：県管理、坂出港：坂出市管理)、地方港湾が 61 港（県管理 19 港、市町管理 42 港)の計 63 港を有している。
- 香川県の港湾機能は讃岐阿波沿岸に集中しており、海上出入貨物量について県シェアのほぼ 100%を占めている（令和 6 年港湾調査)。また、入港船舶数、船舶乗降人員数の県シェアは共に 99%程度となっている。
- 讃岐阿波沿岸における主要な港湾は高松港と坂出港であり、香川県における海上出入貨物量の約 57%をこの 2 港が占めている。
- 讃岐阿波沿岸において臨港地区のある港湾は 25 港であり､面積は香川県が指定している臨港地区の総面積の約 98%（高松港、坂出港、丸亀港の 3 港で約 90%）を占めている。また、分区指定地域の約 94%が商港区及び工業港区となっている。

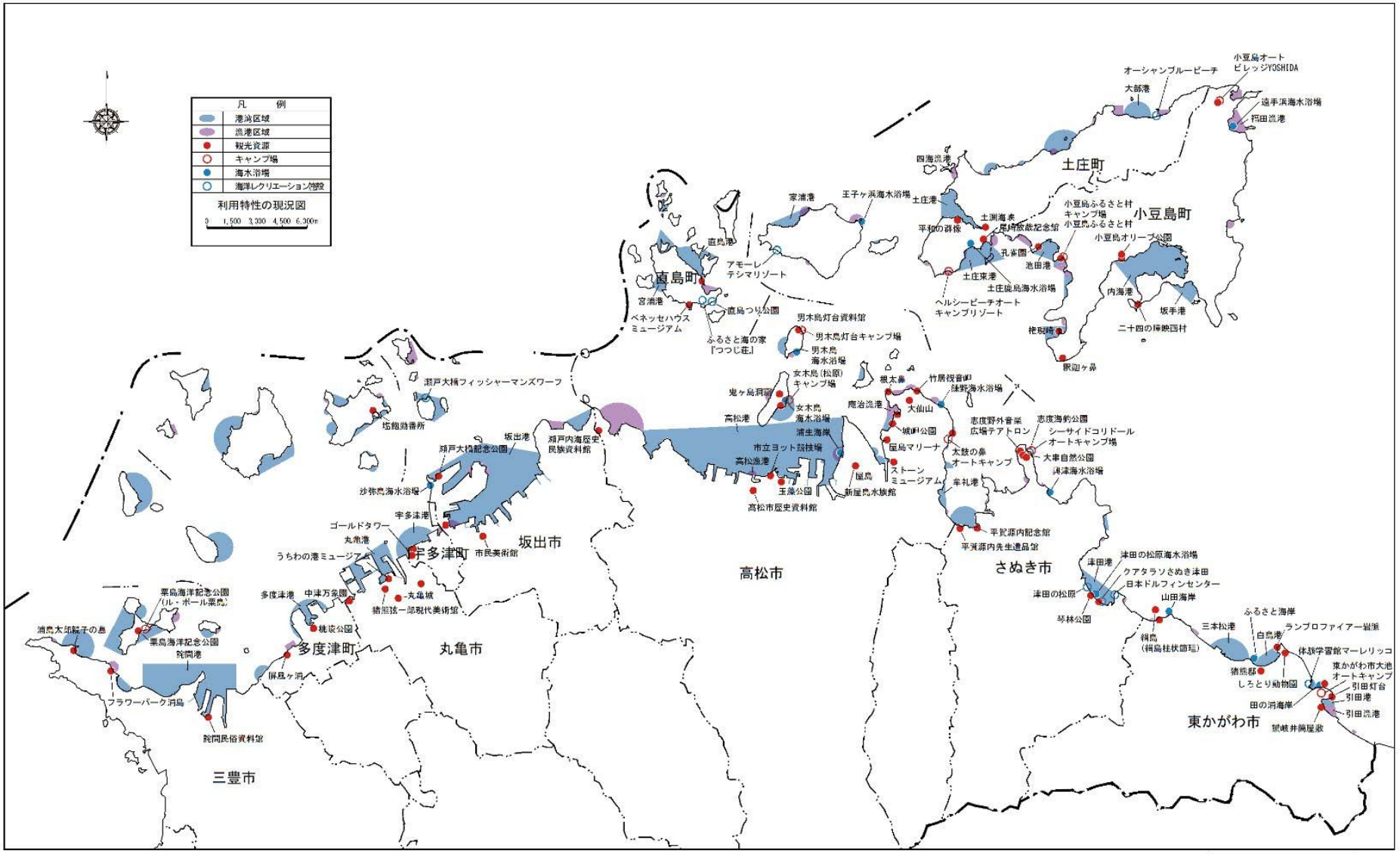
○ **主要計画等**

- さぬき浜街道：高松市及び中・西讃地域の臨海部と瀬戸中央自動車道の坂出インターチェンジを直結する沿岸部の広域幹線道路であり、港湾・工業地帯・都市部を連絡するとともに、国道１１号や高松自動車道を保管する代替輸送道路として、産業・物流・防災の各機能を担っている。令和 7 年 12 月には五色台工区が四車線供用を開始した。
- 高松自動車道：徳島県鳴門市（鳴門 JCT）を起点に高松市を経由して愛媛県四国中央市（川之江 JCT）へ至る四国の東西軸を形成する高速道路であり、瀬戸中央自動車道と一体となって本州と四国を結ぶ路線である。県内では、県都高松と坂出港などの臨海工業地帯を結び、物流・産業活動、観光の広域移動を支える基幹交通として機能するとともに、国道 11 号等の代替・保管機能を担う重要な路線である。

【図 沿岸域の利用特性】に関する主な出典資料

港湾・漁港区域：香川県　港湾課、水産課

海水浴場など：海辺のお出かけマップ（香川県)、事業者ホームページなど


凡　例
港湾区域
漁港区域
観光資源
キャンプ場
海水浴場
海洋レクリエーション施設
利用特性の現況図
0　1,500　3,000　4,500　6,000m
土庄町
小豆島町
直島町
高松市
坂出市
宇多津町
丸亀市
多度津町
三豊市
さぬき市
東かがわ市
オーシャンブルービーチ
小豆島オート
ビレッジYOSHIDA
大部港
遠手浜海水浴場
苗田漁港
四海漁港
家浦港
王子ヶ浜海水浴場
土庄港
小豆島ふるさと村
キャンプ場
小豆島ふるさと村
小豆島オリーブ公園
平和の群像
土渕海岸
尾崎放哉記念館
孔雀園
池田港
土庄東港
土庄区民海水浴場
ヘルシービーチオート
キャンプリゾート
内海港
坂手港
二十四の瞳映画村
橄榄岩
馬飼ヶ鼻
直島港
アモーレ
テシマリゾート
宮浦港
ベネッセハウス
ミュージアム
直島つりぶ公園
ふるさと海の家
『つつじ荘』
男木島灯台資料館
男木島灯台キャンプ場
男木島
海水浴場
女木島（松原）
キャンプ場
鬼ヶ島洞窟
女木島
海水浴場
高松港
浦生海岸
市立ヨット競技場
高松漁港
玉藻公園
高松市歴史資料館
屋島
新屋島水族館
根太鼻
竹居観音岬
雌野海水浴場
庵治漁港
大仙山
城山公園
屋島マリーナ
ストーン
ミュージアム
志度野外音楽
広場テアトロン
志度海釣公園
シーサイドコリドール
オートキャンプ場
太鼓の鼻
オートキャンプ
大串自然公園
津津海水浴場
幸礼港
平賀源内記念館
平賀源内先生遺品館
瀬戸大橋フィッシャーマンズワーフ
塩飽勤番所
瀬戸内海歴史
民族資料館
坂出港
瀬戸大橋記念公園
沙弥島海水浴場
宇多津港
ゴールドタワー
丸亀港
うちわの港ミュージアム
市民美術館
多度津港
中津万象園
丸亀城
猪熊弦一郎現代美術館
桃坡公園
栗島海洋記念公園
（ル・ボール栗島）
栗島海洋記念公園
浦島太郎親子の島
観音寺
フラワーパーク浜島
観音寺民俗資料館
屏風ヶ浜
津田港
津田の松原海水浴場
クアタラソさぬき津田
日本ドルフィンセンター
津田の松原
山田海岸
琴林公園
三本松港
ふるさと海岸
白鳥港
ランプロファイアー岩脈
鵜島
（鵜島柱状節理）
猪熊弦
しろとり動物園
体験学習館マーレリッコ
東かがわ市大池
オートキャンプ
引田灯台
引田港
引田漁港
田の浜海岸
鴨岐井筒屋敷

沿岸域の利用特性

２．讃岐阿波沿岸の長期的な在り方

２－１ 讃岐阿波沿岸の長期的な課題

（１）海岸の防護に関する課題

讃岐阿波沿岸は瀬戸内海に位置していることから波浪などの外力は外海に比べて小さいが、低地が多く、潮の干満も大きいことから、高潮被害の発生する危険性が高い地域も見られる。特に、昭和36年の第二室戸台風や平成16年の台風16号では多くの地域で浸水被害が発生していることから、高潮に対する安全性の確保が必要である。

他方、地震時において地盤の液状化が発生する危険性のある海岸は、人口や資産が集積している地域が多いことから、重要な海岸施設等では液状化対策などの配慮が必要である。

さらに、今後の気候変動の影響による海面上昇や台風の強大化による将来外力の増大にも対応していく必要がある。

上記のような対応が求められるなかで、既設の海岸保全施設の中には建設年度が古く老朽化にともなう耐久性の低下や、機能低下が懸念される箇所があり、また、砂浜海岸においては、現状の砂浜幅は概ね安定しているが、侵食により砂浜が狭くなっている海岸も確認され、砂浜による防護機能の低下も懸念される。

（２）海岸環境の整備及び保全に関する課題

海岸線は自然海岸を中心に生物の重要な生息・生育地である。臨海地域においては埋立により地形の改変が進み、自然性が極めて低い地域もある反面、藻場や干潟、天然の砂浜が多く分布し、良好な自然環境や貴重な動物の生息環境を形成している。また、島しょ部地域においては典型的な多島海景観を呈し、大部分が瀬戸内海国立公園に指定されており、クロマツ林やウバメガシ林を主とする森林が発達している地域もあり、魚介類や鳥類の良好な生息環境、植物の良好な生育環境が残されている。

このため、海岸の整備にあたっては、これら多様な動物や貴重な植物の生息・生育環境の保全に配慮する必要があり、また、優れた自然景観地も多く分布していることから、それらを適切かつ効果的に活用しながら、「生物多様性国家戦略 2023－2030」を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に対応する必要がある。

また、近年活発化している住民団体による海岸環境の保全取り組みを充実・拡大させることが必要である。

（３）海岸における公衆の適正な利用に関する課題

讃岐阿波沿岸における海水浴場は、東讃地区、島しょ部に多く見られ、中讃地区では人工海岸や岩礁海岸が多く、その数は少ない。海辺では、海水浴利用のほかに潮干狩りや散策、釣り、マリンスポーツなど年間を通じて多くの人が多様な海岸利用をしている。

このため、海岸の整備にあたっては、これら多様な海岸利用に配慮しつつ、レクリエーション空間の創出や、陸からだけではなく海からの海岸へのアクセス手段の確保など親水性や利便性の向上等を図る必要がある。

また沿岸域は、海岸利用の多様化、大衆化が進む一方で、プレジャーボートの不法係留や放置船、ゴミの不法投棄、利用者間のトラブルなどの問題が発生している。

このため、適正な海岸利用については、関係機関と調整を図りつつ、階段やスロープの設置など利用者が適正に利用するための施設の確保、利用者のマナー向上の啓発や地域住民の参加、協力による取り組みなどソフト面の対応も必要である。

これまで海岸利用は、海岸域における漁業、潮干狩り、釣りや海水浴などの海洋性レクリエーション、海岸で行われる祭り等行事が想定されてきた。

近年は、歴史的な文化遺産（文化財（指定・登録）、史跡、土木遺産、農業土木遺産 等）が、観光・技術継承といった面から注目されつつある。また、瀬戸内国際芸術祭（平成 22 年～、3 年毎に開催）において各島の海岸にアート作品が展示され、小豆島沖田海岸では住民参加によるアート海岸づくりが行われるなど、海岸のアート化といった新しい方向性からの利用への配慮が求められている。

２－２ 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念

国の海岸保全基本方針である『国民の共有財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していく』をふまえ、讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念を以下のように設定する。

瀬戸内海の豊かな自然を保全し、
にぎわいのある安全で親しめる海岸の創出

この基本理念をふまえ、讃岐阿波沿岸の特性を考慮し、長期的な海岸の在り方を「海岸保全の基本方針」として以下に提案する。さらに、この長期的な在り方として描かれる讃岐阿波沿岸の将来像を実現するために、当面実施していく「防護・環境・利用の施策」、及び海岸保全の基本方針の実現に向けて設定される「防護の目標」を示す。

２－３ 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本方針

- **自然環境と景観の保全**

美しい自然景観や多様な生物の生息環境である藻場や干潟についても、適切な保全に努めるとともに、自然性を損なわないように配慮しつつ効果的な活用を図る。

- **安全で快適な海岸づくり**

侵食を受けつつある砂浜の保全・回復と台風等の高潮や津波から海岸背後の市街地を守る越波対策等、必要な防護機能を高め、安全で快適な海岸づくりを目指す。

- **人と自然のふれあい**

様々な人々が日常生活の中で気軽に海辺に近づき自然にふれあうことができるよう、地域と連携した取り組みにより親しみのある海岸づくりを目指す。

- **人と自然の共生**

自然の生態系を守りつつ、海辺の生活環境、漁場環境の保全と改善を進め、人と自然がともに暮らせる海辺空間を創出する。

- **新たな交流と地域文化への寄与**

これらの取り組みが、次世代に向けた新たな交流と地域文化の継承・発展に寄与していくことを目指す。

３．　海岸の防護、環境、利用に関する事項

３－１ 海岸の防護の目標

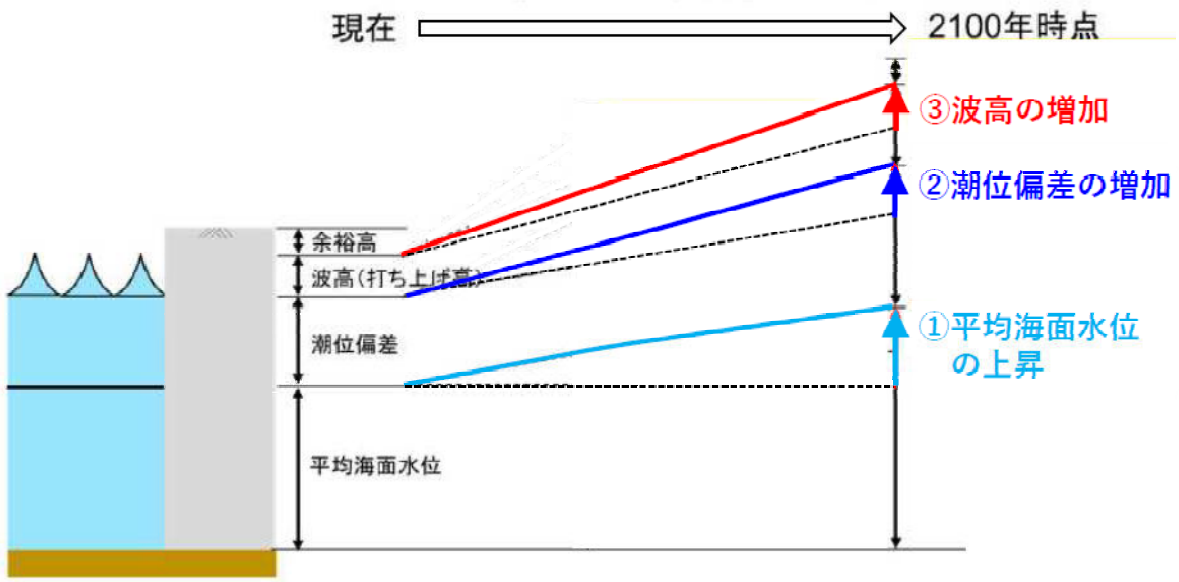
【防護の基本方針】

気候変動に関する現時点での最新の知見をもとに、気候変動シナリオとして２℃上昇シナリオ(RCP2.6)を前提とし、2100 年時点の防護の目標を設定する。一方、今後 30 年以内に 60～90%程度以上の高い確率で南海トラフ地震が発生することが予測されており、本県では海岸保全施設の地震・津波対策も喫緊の課題となっている。

気候変動予測の不確実性や切迫する大規模地震の発生を踏まえ、将来見込まれる長期的な外力変化に対する海岸保全施設の整備は段階的に進めることとする。まずは「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき現在進めている地震・津波対策が完了する 2045 年までを第１段階の計画期間とし、現行の防護水準で整備を進め、早急に全県の安全確保を図る。

その後、2100 年までは気候変動を考慮した防護水準による整備を推進する。なお、防護水準については、気候変動の発現状況のモニタリング結果や今後の気候変動予測に関する知見等を踏まえて適宜見直しを図るものとする。

【 気候変動に伴う外力変化のイメージ】



気候変動に伴う将来の外力変化の考え方

出典「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方　提言（R2.7）

：気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」を参考に作成

【防護すべき地域】

本計画の防護すべき地域は、次項に掲げる防護水準に対し、海岸保全施設を整備または改良しない場合に海岸背後の家屋、土地等に被害が発生すると想定される地域とする。

○高潮（越波）、津波に対して、想定した潮位、波浪、津波が発生した場合に浸水が予測される区域。

○平成 16 年の台風 16 号来襲時に、越波や越流によって浸水被害が発生した地域。

○侵食に対して、現在と同じ速度で侵食が進むと予想される地域、または現時点で海浜を復元する必要が認められる地域。

○想定地震発生時に液状化の危険性が極めて高いと予想される地域

【気候変動の影響を考慮した将来における防護水準（2100 年）】

①高潮（越波）

○過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した「平均海面水位の上昇」、「潮位偏差の増加」、「波高の増加」を加えた想定外力に対し防護することを目標とする。

○海岸特性や地域特性を検証し、必要に応じて環境面、利用面等に配慮した面的防護方式を採用する。

②侵食

○気候変動の影響に伴う侵食については、将来の外力変化の予測を踏まえ、引き続きモニタリングを継続する。

○モニタリングにより、背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

＜高潮（越波）、侵食に対する防護水準：(2100 年時点)＞

海岸 No.	市町名	高潮		侵食
		設計高潮位※	計画波浪 Ho’（換算沖波）To’（周期）	
No.010101 ～No.011701	東かがわ市	T.P.+2.79m	Ho’=1.4～3.7m To’=3.4～7.2s	必要に応じた汀線の回復
No.020101 ～No.033401	さぬき市、高松市	T.P.+2.95m	Ho’=1.0～2.8m To’=3.1～6.0s	
No.040101 ～No.041306	坂出市	T.P.+3.20m	Ho’=0.5～2.1m To’=3.3～5.6s	
No.050101 ～No.071201	宇多津町、丸亀市、多度津町	T.P.+3.24～3.43m	Ho’=0.5～2.1m To’=3.3～5.6s	
No.080101 ～No.082801	三豊市	T.P.+3.40m	Ho’=1.2～2.4m To’=3.5～6.3s	
No.090101 ～No.111401	小豆島町、土庄町、直島町	T.P.+3.01m	Ho’=0.8～3.4m To’=2.5～6.7s	

※測量成果 2011 使用

③津波

○比較的発生頻度の高い津波（Ｌ１津波）に対して、海岸の背後地を守る防護機能を高めていく。最大クラスの津波（Ｌ２津波）に対しては、避難体制や情報伝達体制づくりなどソフト面からの対策もあわせて取り組んでいく。

○適切に推算した「気候変動による海面上昇」の影響を加えた想定外力に対し防護することを目標とする。

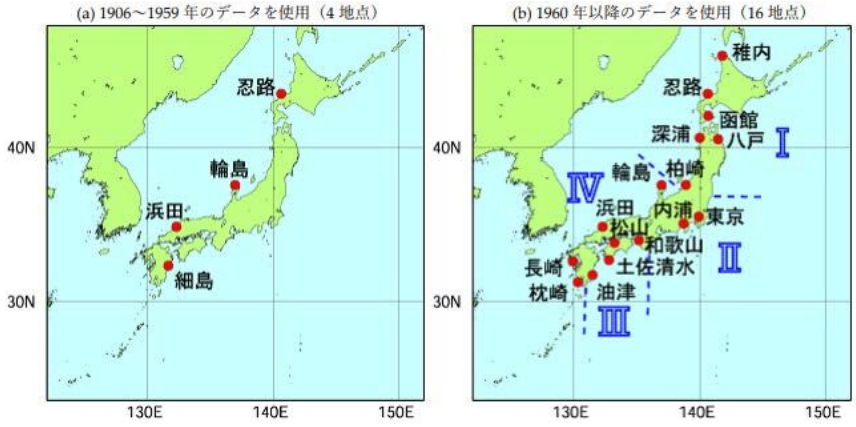
④地震及び液状化

○想定される地震に対して海岸保全施設の耐震性を確保する。また、液状化危険度が極めて高いと想定される地域においては、防護施設の重要性に応じて液状化対策工の検討や、地域住民と一体となったソフト面での対策等、総合的な防護対策を図る。

※　詳細については「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を参照

３－２ 段階的な防護水準の設定

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方　提言（R2.7）：気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」によると、気候変動予測については不確実性があることが言及されており、また、「日本の気候変動 2025（R7.3）：文部科学省　気象庁」においても、海面上昇量の予測値には幅があることが示されている。



	シナリオ	海域 I	海域 II	海域 III	海域 IV	4 海域平均	(世界平均)
2031~2050 年平均	2°C 上昇	0.16 (0.14~0.21)	0.17 (0.14~0.22)	0.16 (0.12~0.22)	0.16 (0.13~0.21)	0.17 (0.14~0.21)	0.16 (0.14~0.21)
	4°C 上昇	0.19 (0.16~0.24)	0.19 (0.16~0.24)	0.18 (0.14~0.23)	0.19 (0.16~0.24)	0.19 (0.16~0.24)	0.19 (0.16~0.23)
2081~2100 年平均	2°C 上昇	0.40 (0.30~0.55)	0.40 (0.30~0.56)	0.39 (0.29~0.55)	0.40 (0.31~0.56)	0.40 (0.30~0.55)	0.41 (0.32~0.57)
	4°C 上昇	0.67 (0.55~0.87)	0.68 (0.56~0.88)	0.67 (0.55~0.87)	0.69 (0.57~0.89)	0.68 (0.56~0.88)	0.67 (0.55~0.87)

気候変動に伴う海面水位上昇量の将来予測（m）

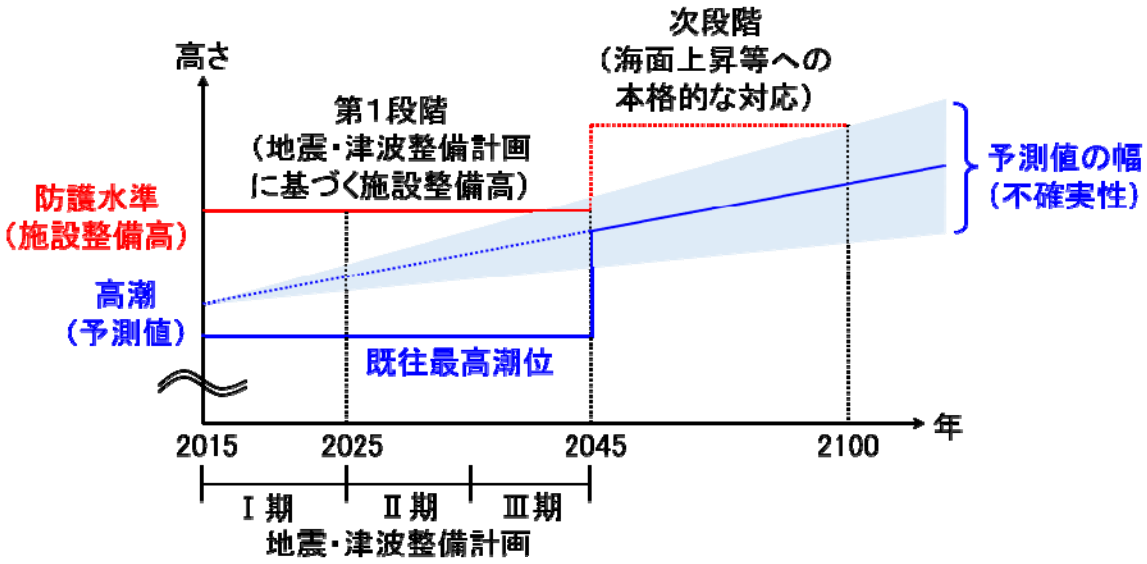
出典「日本の気候変動 2025（R7.3）：文部科学省　気象庁」

このため、気候変動を踏まえた海岸保全施設の整備にあたっては、今後の海面上昇や台風の強大化の状況（最大風速の増大、中心気圧の低下など）等をモニタリングし、最新の知見等も踏まえて適宜見直しながら進める必要がある。

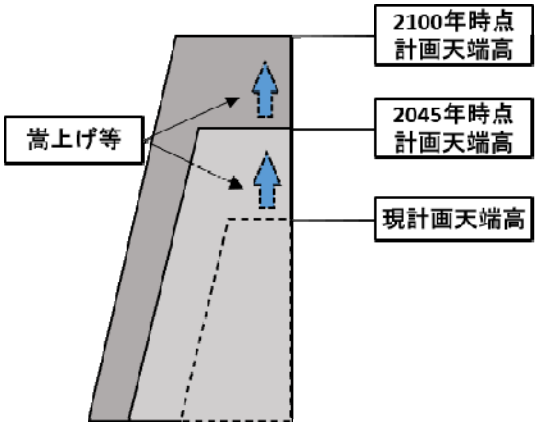
一方、今後 30 年以内に 60～90%程度以上の高い確率で南海トラフ地震が発生することが予測されており、本県では海岸保全施設の地震・津波対策も喫緊の課題となっている。

以上のことから、気候変動予測の不確実性や切迫する大規模地震の発生を踏まえ、海岸保全施設の整備は段階的に進めることとし、短期的な対応として、第 1 段階計画期間は「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき地震・津波対策が完了する 2045 年に設定し、現行の防護水準で整備を進め、早急に全県の安全確保を図ることとする。2045 年からは次の段階として、気候変動の影響を踏まえた整備を進める。

なお、防護水準については、モニタリング結果や今後の気候変動予測に関する知見等を踏まえて適宜見直しを図るものとする。



段階的整備に関する考え方



施設高のイメージ

【第１段階計画期間における防護水準（2045 年）】

①高潮（越波）

○過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し防護することを目標とする。

○海岸特性や地域特性を検証し、必要に応じて環境面、利用面等に配慮した面的防護方式を採用する。

②侵食

○侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。

○背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

＜高潮（越波）、侵食に対する防護水準＞

海岸 No.	市町名	高潮		侵食
		設計高潮位※	計画波浪 Ho’（換算沖波）To’（周期）	
No.010101 ～No.011701	東かがわ市	T.P.+2.30m	Ho’=1.3～3.5m To’=3.3～7.0s	現在の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復、順応的な対応
No.020101 ～No.033401	さぬき市、 高松市	T.P.+2.46m	Ho’=0.9～2.6m To’=3.0～5.8s	
No.040101 ～No.041306	坂出市	T.P.+2.70m	Ho’=0.5～2.0m To’=3.2～5.4s	
No.050101 ～No.071201	宇多津町、丸亀市、 多度津町	T.P.+2.75～ 2.94m	Ho’=0.5～2.0m To’=3.2～5.4s	
No.080101 ～No.082801	三豊市	T.P.+2.92m	Ho’=1.1～2.3m To’=3.4～6.1s	
No.090101 ～No.111401	小豆島町、土庄町、 直島町	T.P.+2.51m	Ho’=0.8～3.2m To’=2.4～6.5s	

※測量成果 2011 使用

③津波

○比較的発生頻度の高い津波（Ｌ１津波）に対して、海岸の背後地を守る防護機能を高めていく。最大クラスの津波（Ｌ２津波）に対しては、避難体制や情報伝達体制づくりなどソフト面からの対策もあわせて取り組んでいく。

④地震及び液状化

○想定される地震に対して海岸保全施設の耐震性を確保する。また、液状化危険度が極めて高いと想定される地域においては、防護施設の重要性に応じて液状化対策工の検討や、地域住民と一体となったソフト面での対策等、総合的な防護対策を図る。

※　詳細については「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を参照

３－３ 防護に関する施策

（１）施設の計画的な整備

防護の必要な海岸のうち、所要の機能を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分ではないため、今後も施設の計画的な整備を一層進めることとする。

その際、堤防や消波工のみの線的防護方式から堤防や消波工等に沖合施設や砂浜等を組み合わせた面的防護方式への転換をより一層推進し、防護機能だけでなく環境や利用にも配慮するとともに、ソフト対策を組み合わせた海岸保全を進める。

また、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画（第４回変更、令和６年３月）」に基づき、海岸保全施設の整備を進める。

（２）自然の防災機能の活用

砂浜は、優れた消波機能を持つとともに、白砂青松という言葉に代表される美しい海岸景観の構成要素となる。このため、松林等の海浜植生を含めた自然海岸の保全・維持に取り組み、安全でより自然に近い海岸の整備を進めていく。

また、離岸堤や潜堤、人工リーフ等は、多様な生物の生息・生育の場となり得ることから自然環境に配慮した整備を進める。

（３）侵食対策

気候変動の影響に伴う侵食に対しては、将来の外力変化の予測を踏まえ、モニタリングを実施し、汀線の後退や底質の変化が認められ、背後地に影響が生じる可能性が高い場合は、航空レーザー測量や汀線測量など調査精度を上げ、必要に応じて面的防護施設等により、汀線の回復を図るなどの順応的な管理を行う。

（４）地震・津波対策の強化

地震による液状化の危険性が想定される地域や標高の低い地域における海岸保全施設については、必要に応じて液状化対策等を図る。

津波対策については、中央防災会議（内閣府）において提示された２つのレベルの津波の考え方を踏まえ、引き続き対策を進める。

- 比較的発生頻度の高い津波（Ｌ１津波）に対しては、ハード面からの対策である海岸保全施設の整備を実施する。
- 最大クラスの津波（Ｌ２津波）に対しては、安全な場所への避難を基本に、全壊に至る時間を延ばす粘り強い施設構造とする等、総合的対策を実施する。

（平成 23 年９月 28 日　東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会）

（５）既存施設の機能維持

現況の海岸保全施設の中には建設から 50 年以上が経過したものもあり、今後施設の老朽化や機能低下等への対応が必要となる。予防保全の考え方や長寿命化を採り入れた維持管理に努めるとともに、修繕・補強の際には、津波に対して粘り強い構造を検討する。

また、海岸の自然環境や適正な利用の確保、景観への配慮の観点から、必要に応じて既存の施設を環境や利用に配慮した施設に作り変えていくことや景観や利便性を著しく損なう施設の汚損への対処を進める。

（６）防災・避難体制の整備

津波や高潮等に対しては、海岸保全施設の整備だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達等の対策、さらに地域と協力した防災体制の整備や避難経路・避難地の確保、土地利用の調整等のソフト面も合わせた総合的な対策の充実を図る。

防災情報の周知、若年層への防災教育の充実・地元の防災活動との連携、香川大学危機管理先端教育研究センター等との連携促進により、県民の防災意識の向上を図る。また、自主防災組織のリーダー研修や防災士養成講座等のさらなる充実により、防災を担うリーダーの育成・活用を図る。加えて、住民等の避難を中心にしたソフト対策（津波・高潮ハザードマップ等）、コミュニティや自主防災組織が中心になった避難計画の作成や訓練を実施し、総合的な地震・津波対策を実施する。

地域防災力を強化し被害を軽減するためには、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、行政が支える「公助」の三つが連携・協働して行われることが必要である。県民の行動が主体となる「自助」や「共助」について、普及啓発に努める。

３－４ 環境に関する施策

（１）生物の生息・生育環境への配慮

讃岐阿波沿岸域には、高松市、丸亀市、坂出市等の港湾地域を除くほぼ全域にわたって、砂浜、藻場、干潟が分布し、海浜生物や魚介類、シギ・チドリ、オオヨシキリ等の鳥類にとって貴重な生息・生育環境を提供し、海水の浄化にも大きな役割を果たしている。このため、特に重要なこれらの自然環境に加え、水、緑の保護・保全及び回復によって、生態系に配慮した環境づくりに努める。

（２）貴重な植生・景観への配慮

五色台、屋島、飯野山などのメサ（溶岩台地）・ビュート（孤立丘）地形、塩飽諸島などの多島海景観、柱状節理・ランプロファイアー岩脈、砂州・砂嘴などの優れた自然景観の名勝地が数多く存在し、また、これらの沿岸域の多くが瀬戸内海国立公園に指定されている。また、海岸線の断崖地のウバメガシ、詫間のアッケシソウ、クロマツ林などの沿岸域特有の貴重な植生が点在し、保安林も多数指定されている。これらの良好な自然環境及び自然景観の保護・保全に十分配慮する。

なお、貴重な自然環境や景観を将来にわたり保全していくため、侵食に対するモニタリングと併せて貴重な自然環境や動植物の生育・生息状況の変化についてモニタリングを実施する。

（３）海岸保全施設等の整備

海岸保全施設の整備にあたっては、以上に述べたような生物との共生や自然環境・自然景観の保護・保全に十分配慮し、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進める。施設整備及び施設の維持管理にあたって、ミティゲーション（回避・最小化・代償措置）を行うとともに、生物多様性の確保に向けた藻場・干潟の保全に努め、自然環境の復元に努める。

（４）親水空間の整備

来訪者の安全性や利便性に配慮しつつ、必要に応じて親水護岸や遊歩道、海水浴場等の人と海のふれあいや環境教育の場を確保することにより、海岸環境と人間のよりよい関わり方の啓蒙に努める。さらに地域における海岸愛護活動が推進されるような人材育成に努める。

（５）環境への人為的影響の緩和

海岸環境の適切な保全のため、必要に応じて、立ち入り規制等のルールづくりや地域住民や来訪者のマナー啓発等の活動を推進していく。

（６）海岸環境に関する情報の共有

海岸環境に関する情報の収集・整理・分析、その結果の提供・公開を通じて、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するように努める。

（７）気候変動への対応

気候変動に伴う海面上昇等により、藻場の衰退や干潟の縮小、砂浜の消失、沿岸域の防護機能の低下が懸念される。これに対し、藻場や植生等の自然環境が持つ多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の考え方を踏まえ、防災・減災と自然環境の保全とを両立させる「適応」に努めるとともに、これら生態系による二酸化炭素の吸収・固定機能を「ブルーカーボン」として活用し、気候変動そのものを抑制する「緩和」に努める。また、既存の調査資料の活用や定量的な評価手法を用いた調査の実施により、藻場等の自然環境の変化やその効果を把握する。

３－５ 利用に関する施策

（１）海岸利用の増進に資する施設整備

快適な海岸利用に資するため、海岸保全施設や沿岸部の利便施設の整備にあたっては、海岸背後の土地利用、漁業活動、観光レクリエーション施設の利用状況、地域整備計画、まちづくり等海岸周辺の動向をふまえ、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した整備を行う。その際には、必要に応じ関係機関と連携し、海岸利用者や地域住民の意見に十分配慮する。

さらに、沿岸部の歴史的な文化遺産の観光・教育等への活用により海岸の利用増進を図るとともに、文化遺産の保全に配慮する。

また、今後は人口減少や高齢化の進行により、海水浴やレクリエーションなどの土地・海岸利用の変化に加え、地域住民による海岸清掃等の維持管理活動の担い手不足などが懸念される。このため、海岸点検等を通じて利用頻度や利用形態、現場状況を把握し、その変化を踏まえ、施設の適切な配置・更新やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を図るとともに、施設の必要性や優先度を踏まえ、適切に維持管理するなど、将来の社会情勢の変化に対応した維持管理の効率化を図る。

（２）海岸利用への配慮

海岸保全施設の整備にあたっては、海岸域における漁業活動や釣り、海水浴などの海洋性レクリエーション、海岸で行われる祭りなどの各種行事等の多様な利用に配慮する。

瀬戸内国際芸術祭における海岸へのアート作品の展示、住民参加によるアート海岸づくりといった、海岸への芸術作品展示・海岸の芸術作品化などといった新しい方向性からの利用へも配慮する。

（３）アクセス路の確保

海辺に近づけない海岸等においては、自然環境の保全や安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路やルート表示、案内標識の整備等により、公衆による海辺へのアクセスの確保に努める。今後、海上から船舶を使った海岸の利用についても配慮する。

また、防護施設の整備や沿岸域の防災拠点としての活用にあたっては、堤防等により海辺へのアクセスが分断されることがないよう、必要に応じて、階段やスロープ等による海辺へのアクセス路の確保や階段護岸や緩傾斜堤防、遊歩道等の整備を推進する。また、高齢者や障がい者を含めた誰もが日常生活の中で海辺に近づき自然にふれあうことができるように、施設のユニバーサルデザインへの対応に努める。

（４）ルールづくりの支援とマナーの向上

海水浴やマリンスポーツ等の海洋性レクリエーション等による海岸利用やゴミの投棄、放置船等により、自然環境を始め海岸環境への悪影響を及ぼさないよう、必要に応じて、市町、地域住民、利用者による海岸利用のルールづくりの支援とマナー向上の啓発活動を推進する。

また、海岸におけるゴミ対策や清掃等の海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりや海岸愛護精神の向上に努める。

（５）情報の発信

海岸利便施設の状況、海岸でのイベント等について、報道機関やインターネット、ポスター等様々なメディアによる、情報提供を積極的に推進し、利用者の増進を図る。

（６）安全に利用できる海岸づくり

津波からの避難ルートの確保や避難情報等を表示する案内板の設置など、海岸利用者の安全性に配慮する。

（７）気候変動への対応

気候変動に伴う海面上昇や高潮・高波の変化は、砂浜の喪失や背後地への浸水リスクを増大させる。これにより、生業の場である漁場や、観光・レクリエーションの基盤となる砂浜、さらには伝統文化の継承地や地域住民の居住環境そのものが損なわれる懸念がある。

こうした利用への影響軽減と防護機能の確保を両立させるため、海面上昇等の状況や地域の意見を適切に反映し、機能を順次強化する段階的な整備を行う。整備にあたっては、防護機能の確保を基本としつつ、階段、スロープ、遊歩道等の整備によりアクセスや親水性を維持し、景観や自然環境と調和した持続可能な海岸づくりに努める。

４．　ゾーン区分及びゾーン毎の方向性

４－１ ゾーン区分の検討

【自然特性の現況からみたゾーン】

自然特性の現況からみて、讃岐阿波沿岸域（香川県）を次の６つにゾーン分けする。

①徳島県境から屋島に至る沿岸域であり、自然海浜、藻場、保安林といった自然要素が集中して見られる。藻場は沿岸域の大部分に分布しており、自然景観資源も数多く見られ、丘陵地は国立公園に指定されている。また、津田海岸、白鳥海岸のクロマツ林などの貴重な植物も見られる。

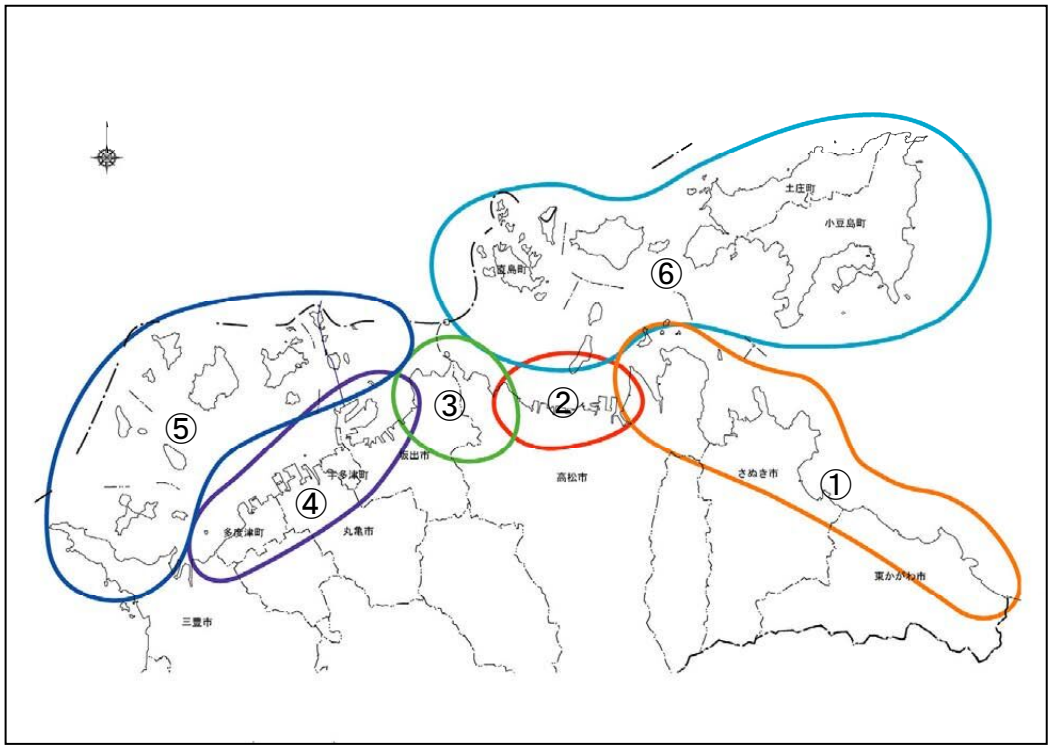
②高松港を中心とした港湾地域であり、河口部の干潟、屋島西や生島地区に分布する藻場を除いて自然要素はほとんど見られない。

③五色台を中心としたゾーンであり、藻場が全域に分布しており、干潟や保安林といった豊富な自然資源が分布している。また、背後地のほぼ全域が国立公園、鳥獣保護区に指定されている。

④坂出港、丸亀港を中心とするゾーンであり、藻場や干潟は点在するが自然資源に乏しい。

⑤詫間湾と塩飽諸島からなるゾーンであり、塩飽諸島の大部分が国立公園に指定されている。干潟や藻場が全域に分布しており、自然景観資源も数多く見られる。

⑥小豆島を中心とした島しょ部から構成されるゾーンであり、保安林、干潟、自然海浜も数多く見られる。ウバメガシ林などの貴重な植物もいくつか点在している。



自然特性の現況からみたゾーン区分図

【社会特性の現況からみたゾーン】

社会特性の現況からみて、讃岐阿波沿岸域（香川県）を次の 7 つにゾーン分けする。

①土地利用では農地利用と丘陵地の山林がほとんどであり、東かがわ市からさぬき市に至る海岸に沿って、国道 11 号と JR 高徳線が延びている。また、白鳥港、志度港付近には文化財、名所等の集積が見られる。

②沿岸域は宅地、工業用地として利用されており、農地はほとんど見られない。沿岸部に国道 11 号、高松琴平電鉄、JR 線などが集中しており、交流や観光、経済などの中心地域となっている。また、文化財、名所等も多く見られる。

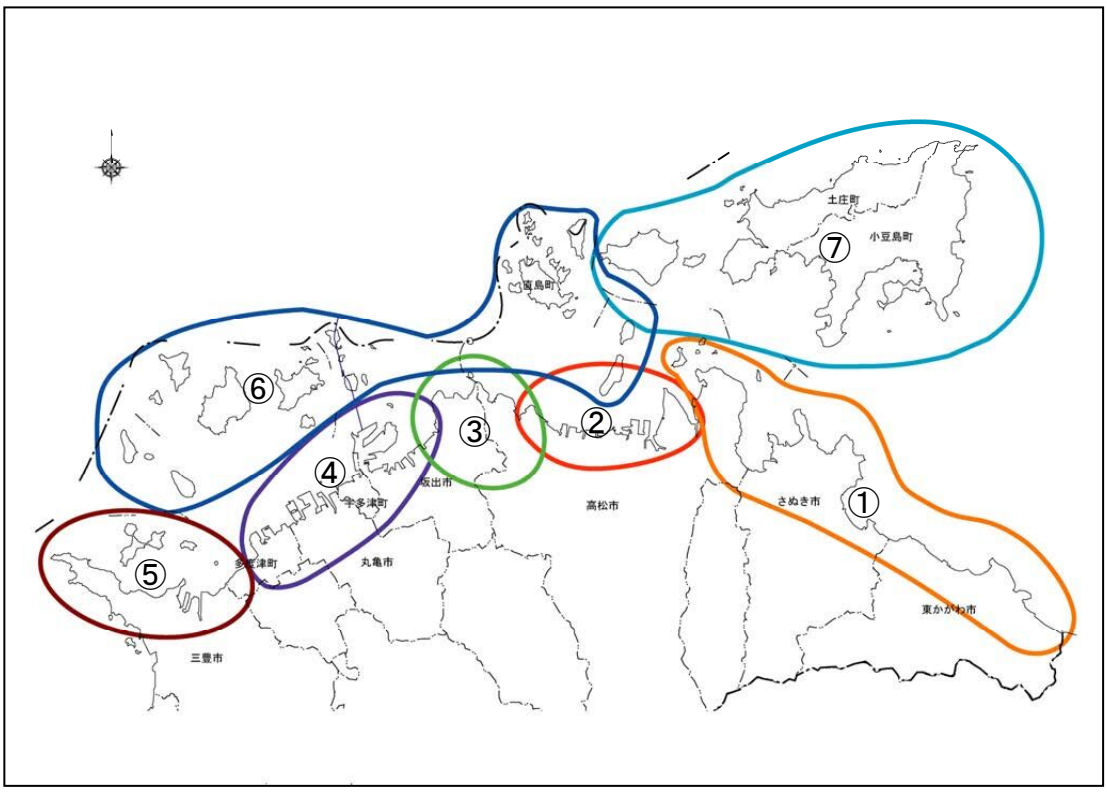
③五色台の土地利用は山林と農地から構成されており、さぬき浜街道が沿岸に沿って走っている。

④瀬戸大橋を中心として坂出市から多度津町にかけて臨海工業地帯となっており、低地には住宅も密集している。また、瀬戸中央自動車道や JR 線が沿岸部に延びている。文化財、名所等は、瀬戸大橋周辺に多く見られる。

⑤農地利用が多く、三豊市までの沿岸部には JR 予讃線が走っている。文化財、名所等はほとんど見られない。

⑥港の背後地に漁村などの小規模な集落が見られる。特に目立った土地利用は見られないが、直島の北部には製錬所等の工業用地、また、高見島では花栽培のための農地利用が見られる。一方、塩飽諸島には数多くの文化財・名所等が見られる。

⑦内陸部には山林が多いが、沿岸部の狭い地域には農地利用が見られ、また、小豆島の東側から南側の沿岸部（半島部を除く）には国道が通っている。小豆島町の半島部には寺院を中心に文化財や名所が多く見られる。



社会特性の現況からみたゾーン区分図

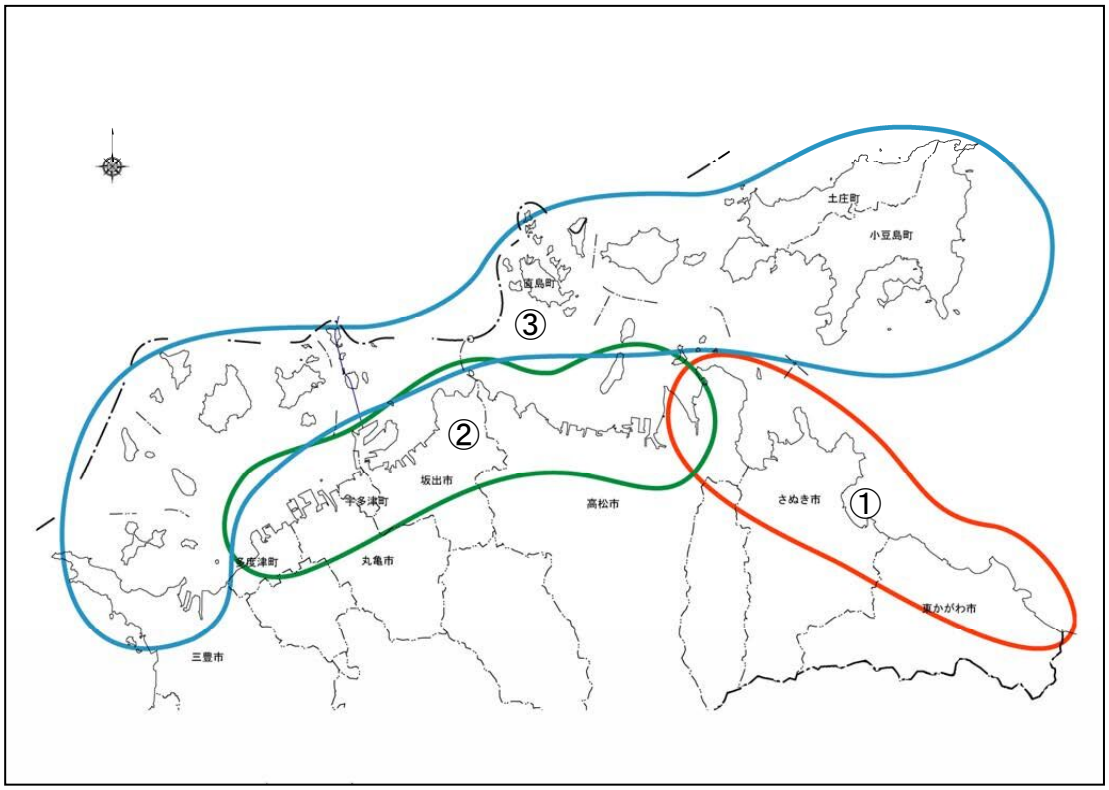
【海岸保全の現況からみたゾーン】

海岸保全の現況からみて、讃岐阿波沿岸域（香川県）を次の 3 つにゾーン分けする。

①標高 4m 以下の地域は東かがわ市、さぬき市などの市街地に分布している。これらの地域は、過去の台風による浸水被害地域であり、地震による津波被害や液状化の危険度が高いと予想されている。いずれも範囲は狭いものの一部の地域に集中しているのが特徴である。また、東かがわ市からさぬき市の旧津田町にかけて分布する多くの砂浜海岸は、侵食傾向にある。

②過去の台風による被害は、高松港、坂出港、丸亀港、多度津港などの背後の市街地で見られる。これらの港湾の背後を中心に標高 4m 以下の低地が広がっている。また、地震による津波被害や液状化の危険度が高いと予想される地域は、沿岸部の低地のほぼ全域に広がっている。

③島しょ部には、山が海岸近くまで迫っているところが多く、標高の低い地域は狭く、点在している。過去の台風被害地域は狭いものの数が多く、ゾーン全体に点在している。これらの地域は地震による津波被害や液状化の危険度が高いと予想されている。また、侵食傾向にある砂浜海岸は、小豆島や豊島に多く見られる。



海岸保全の現況からみたゾーン区分図

【利用特性の現況からみたゾーン】

利用特性の現況からみて、讃岐阿波沿岸域（香川県）を次の５つにゾーン分けする。

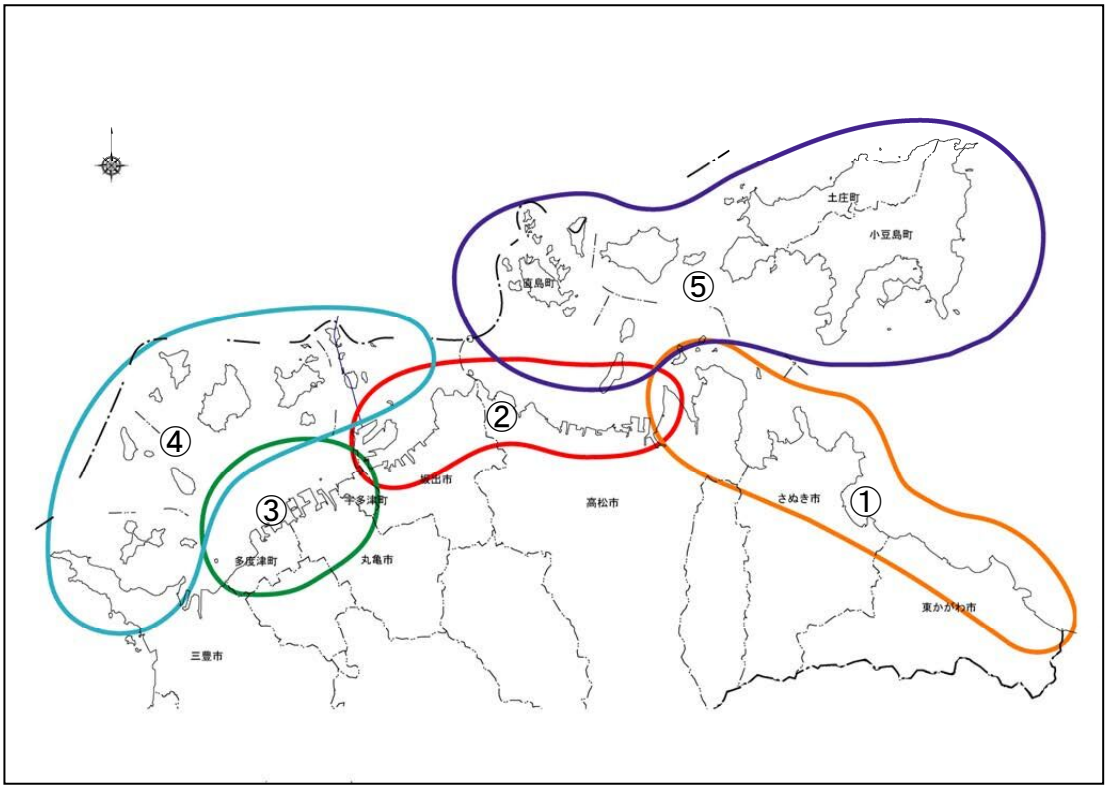
①東かがわ市、さぬき市、高松市（旧庵治町）などで観光資源、キャンプ場、海洋レクリエーション施設等の集積した地域が見られる。また、小規模な港湾・漁港が点在している。

②観光資源は屋島や玉藻公園、瀬戸大橋記念公園があり、多くの観光客が訪れる。高松港や坂出港といった大規模な港湾があり、漁港も多い。ゾーン内のほぼ全域が港湾・漁港区域となっている。

③宇多津港、丸亀港、多度津港があり、港湾利用が中心となっている。観光資源は四国水族館、中津万象園などがあり、多くの観光客が訪れる。

④小規模な港湾と漁港が多く見られる。また、観光資源、海水浴場などが点在しているが、その数は比較的少ない。

⑤小規模な港湾と漁港が数多く点在している。また、多くの海水浴場やキャンプ場が点在し、観光資源も数多くある。特に小豆島は観光地として有名であり、多くの観光客で賑わう。

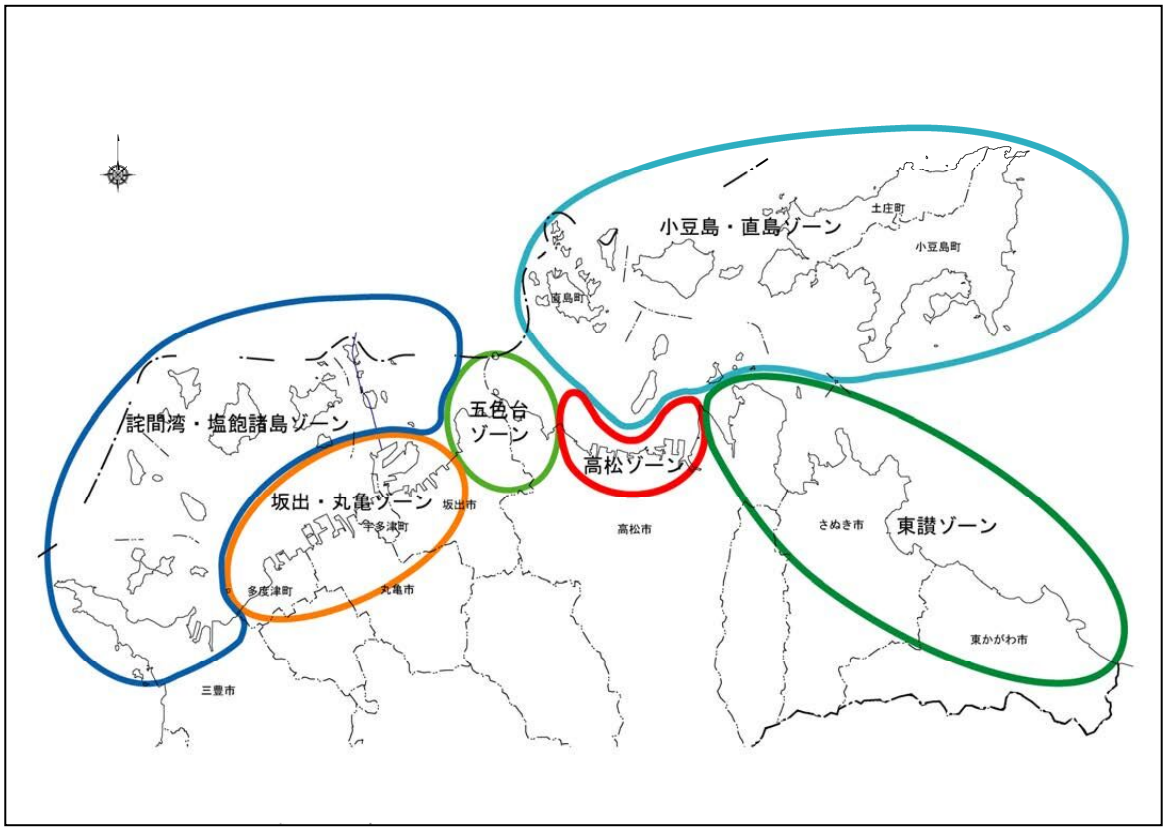


利用特性の現況からみたゾーン区分図

【讃岐阿波沿岸域のゾーン区分】

自然特性の現況、社会特性の現況、海岸保全の現況、利用特性の現況の４つの特性を総合的な観点から整合を図り、香川県における讃岐阿波沿岸域を以下の６つにゾーン区分を行うものとする。

東讃ゾーン（東かがわ市～屋島に至る沿岸域）
高松ゾーン（高松港を中心とした沿岸域）
五色台ゾーン（五色台を中心とした沿岸域）
坂出・丸亀ゾーン（坂出港～多度津港に至る沿岸域）
詫間湾・塩飽諸島ゾーン（詫間湾と塩飽諸島を含む沿岸域）
小豆島・直島ゾーン（小豆島や直島をはじめとする島しょ部から構成される沿岸域）



讃岐阿波沿岸域のゾーン区分図

４－２ ゾーン毎の方向性

【東讃ゾーン】

【防護】

・現状の海岸線を維持するとともに、侵食の著しい海岸では継続的な保全対策を行い、砂浜の保全・回復に努める。

・沿岸域に点在する低地集落や国道 11 号などを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。

【環境面】

・津田海岸や白鳥海岸の白砂青松、女郎島や竹居観音岬などの優れた海岸景観に配慮する。

・白鳥海岸のハマヒルガオ、ハマボウ群生地、竹居漁港のウバメガシなどの貴重な植生や生態系に配慮する。

・沿岸域一帯に広く分布する藻場や点在する干潟の保全に努める。

【利用面】

・沿岸域に点在する海水浴場やマリンスポーツ、引田まつり、津田まつりなど多様な海岸利用に配慮する。

・砂浜や水際線へのアクセスの向上に努める。

【高松ゾーン】

【防護】

・高松港の背後地は、高松市の中心地であり、その大半は低地で住居地と工業用地として利用され、国道 11 号、JR 線など交通機関も集中しており、交流や観光、経済などの拠点としての機能を担っている。これらを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。

【環境面】

・屋島などの優れた景観に配慮する。

・屋島や香西から生島地区の沿岸域に分布する藻場や干潟の保全に努める。

【利用面】

・高松まつり（花火大会）など多様な海岸利用に配慮する。

・整備が推進されている港湾緑地や玉藻公園、サンポート高松、あなぶきアリーナ（香川県立アリーナ）などの観光レクリエーション施設との連携を図り、地域住民の安らぎと憩いの場としての親水空間づくりに努める。

【五色台ゾーン】

【防護】

・低地集落や海岸沿いの県道などを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。

・沿岸域に点在する低地集落や国道 11 号などを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。

【環境面】

・背後地は瀬戸内海国立公園や鳥獣保護区に指定されており、海岸景観への配慮や貴重な植生や生態系に配慮する。

・沿岸域一帯に分布する藻場や干潟の保全に努める。

【利用面】

・瀬戸内海歴史民俗資料館や自然科学館など観光レクリエーション施設との連携を図る。

【坂出・丸亀ゾーン】

【防護】

・背後の埋立地の大半は臨海工業地帯となっており、その他沿岸域の低地には住宅地が密集しており、県道や JR 線が走っている。これらを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。

【環境面】

・沙弥島ナカンダ浜などの優れた海岸景観に配慮する。

・沿岸域に分布する藻場や干潟の保全に努める。

【利用面】

・海水浴場や多度津夏まつりなどの多様な海岸利用に配慮する。

・東山魁夷せとうち美術館、瀬戸大橋記念公園、中津万象園、桃陵公園、うたづ臨海公園などの観光レクリエーション施設との連携を図る。

【詫間湾・塩飽諸島ゾーン】

【防護】

・現状の海岸線を維持するとともに、侵食の著しい海岸では継続的な保全対策を行い、砂浜の保全・回復に努める。

・詫間港の背後地は埋立地の臨海工業地帯と住宅地が密集しており、地盤も低いため、これらを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。

【環境面】

・塩飽諸島の大半は瀬戸内海国立公園に指定されており、東風浜の陸けい砂州などの自然景観資源に配慮する。

・津嶋神社のウバメガシ、詫間のアッケシソウなどの貴重な植生や優れた海岸景観に配慮する。

・沿岸域一帯に広く分布する藻場や点在する干潟の保全に努める。

【利用面】

・海水浴場や三豊たくま港まつりなど多様な海岸利用に配慮する。

・たくまポートメモリアルパーク、粟島海洋記念公園などの観光レクリエーション施設との連携を図る。

【小豆島・直島ゾーン】

【防護】

・現状の海岸線を維持するとともに、侵食の著しい海岸では継続的な保全対策を行い、砂浜の保全・回復に努める。

・港湾や漁港の背後の低地には住宅地が密集しており、地盤も低いため、これらを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。

【環境面】

・沿岸域のおよそ半分程度は瀬戸内海国立公園に指定されており、燕崎の陸けい砂州、男木島の柱状節理などの自然景観資源に配慮する。

・当浜のヤブツバキ林、皇子神社叢のウバメガシなどの貴重な植生や優れた海岸景観に配慮する。

・沿岸域に広く分布する藻場や点在する干潟の保全に努める。

【利用面】

・点在する海水浴場やマリンスポーツなど多様な海岸利用に配慮する。

・小豆島ふるさと村、小豆島オリーブ公園、ベネッセアートサイト直島、二十四の瞳映画村などの観光レクリエーション施設との連携を図る。

第２章　海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

１．海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

＜長期的な海岸整備の方向性＞

香川県下約 737 ㎞ の海岸において、県の基本方針及びゾーン毎の基本方針を踏まえ、「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）を選定するとともに、防護・環境・利用面の各視点から現況を評価し、海岸の長期的な整備の方向性を検討する。

なお、海岸毎の「長期的な整備の方向性」は、整備の方向性を４つに区分した「海岸タイプ」として示す。

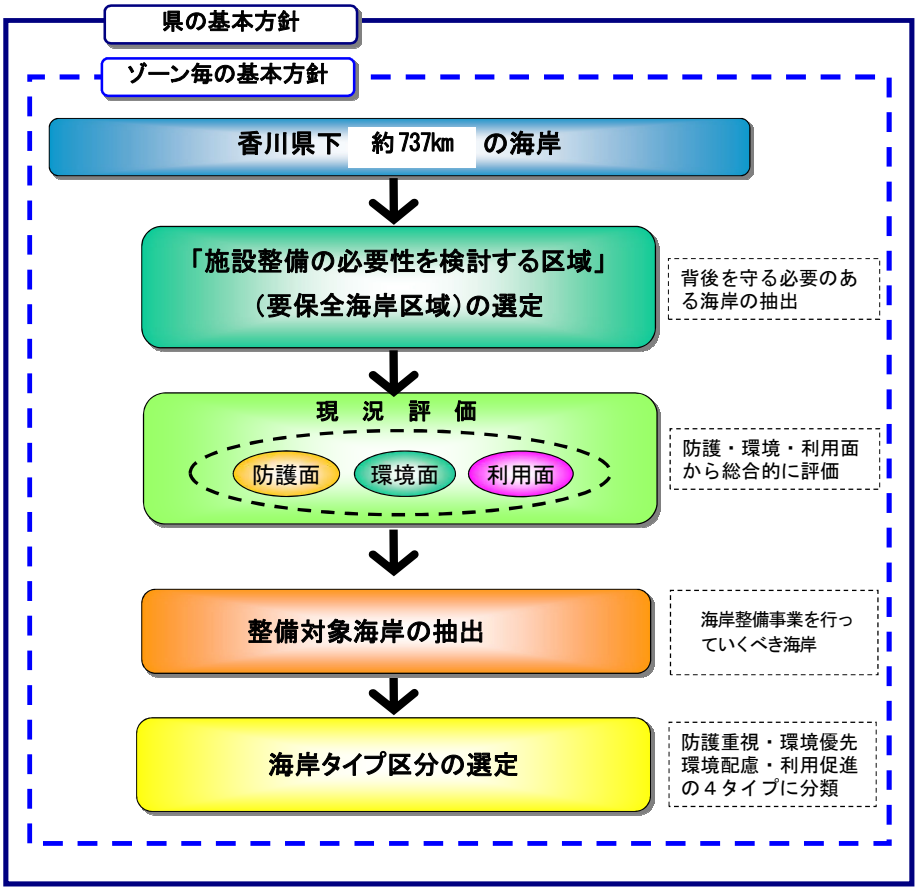
また、香川県では、平成 16 年台風 16 号による未曾有の高潮被害を受け、「津波・高潮対策整備推進アクションプログラム（以下、高潮 AP という）」を平成 18 年３月に策定し、平成 26 年度末に Ⅰ 期計画の整備が概ね完了した。

これに引き続き、高潮 AP のⅡ期、Ⅲ期も包括しつつ、近い将来発生が予測されている南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえて海岸堤防等の地震・津波対策を推進するため、整備優先順位の考え方や整備概要を取りまとめた「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を平成 27 年３月に策定し、優先箇所から重点的・集中的に対策工事を進めている。

計画全体の整備延長は 148km、整備期間は概ね 30 年を予定しており、このうち、平成 27 年から令和６年までの 10 年間（Ⅰ期計画）で約 55 ㎞の整備が概ね完了した。

本基本計画の計画期間は、第１章で記載した段階的整備の第１段階として概ね 20 年とする。

◆長期的な海岸整備計画検討フロー◆





香川県における沿岸域のゾーニング

◆「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）選定の考え方◆

～「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）とは～

海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するための海岸保全施設の設置や、行為の制限等の管理を行う必要があるとして、海岸保全区域の指定を行っている海岸が対象区域となる（必要のないところは見直しにより廃止）。

また、同様の理由によりこれから指定を行うべき海岸も対象となる。

これから指定を行うべき海岸は、以下の選定項目に該当する海岸を現地調査、市町意向調査から判断した。

「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）の選定要件

①高潮・波浪・津波等から、背後の住宅、工場、公共施設、農地、農業施設等を守る必要がある区域。

②侵食から、土地の消失、建物・公共施設等の倒壊を防ぐ必要がある区域。

なお、この選定要件が該当しない海岸については、施設整備は行わないものの、適切な海岸管理を行い残すべき自然を守っていく。また、港湾法や漁港漁場整備法など海岸法以外で管理されている海岸及び民有地の内、要保全海岸区域及び一般公共海岸区域以外の海岸は対象外とする。

＜防護不要の場合の海岸イメージ＞



◆現況評価の考え方◆

【防護面における現況評価の考え方】

防護面については、「①地震・津波対策の必要性」、「②高潮対策の必要性」、「③侵食対策の必要性」、「④施設改良の必要性」、「⑤背後地の重要度」の５つの視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価基準を示す。

①地震・津波対策の必要性

地震・津波ランク	評　価　基　準
A	2045 年時点で発生頻度が比較的高い津波（L1 津波）による浸水などの被害が発生することが想定される
B	地震・津波への対策の必要性が低い。

②高潮対策の必要性

高潮ランク	評　価　基　準
A	2045 年時点で高潮（越波・越流）による浸水などの被害が発生することが想定される。
B	越波・浸水などの可能性が極めて低いもの。

③侵食対策の必要性

侵食ランク	評　価　基　準
A	侵食が著しく進行しており、緊急に対策の必要がある。
B	侵食が見られ被害の可能性があり対策の検討が必要である。
C	侵食の恐れのない海岸である。

④施設改良の必要性

施設ランク	評　価　基　準
A	劣化が著しく、補修・補強を行なう必要がある。劣化のため構造物の耐力や使用性が低下しているもの。
B	劣化が認められ、追跡調査を行なう必要がある。現時点では即座に構造物の使用性に影響を与えないが、将来的には劣化が進行することも予想されるもの。
C	劣化の兆候が認められず、健全な構造物。

⑤背後地の重要度

背後地ランク	評価基準	
	地震・津波浸水域	高潮浸水域
A	背後地の資産が多く、重要施設がある。	市街地や工業地帯が形成されており、人口集中地区である。 広域基幹交通網が存在している。
B	背後地の資産が比較的多く、重要施設がある。	集落が連担して形成されている。 地域生活を支える道路網が存在している。 地域生活を支える農地や農業施設が存在している。
C	背後地の施設、資産が比較的少ない。	集落が点在している。 公共の道路等が存在している。 農地が連担し、農業施設が存在している。
D	背後地の施設、資産が少なく、浸水危険度が低い。	谷間等に小規模の農地が点在する。 山付けで民家は殆ど存在していないが進入路、管理道が点在している。

※ランクの高い方を背後地の重要度評価とする。

◆整備対象海岸の抽出の方法◆

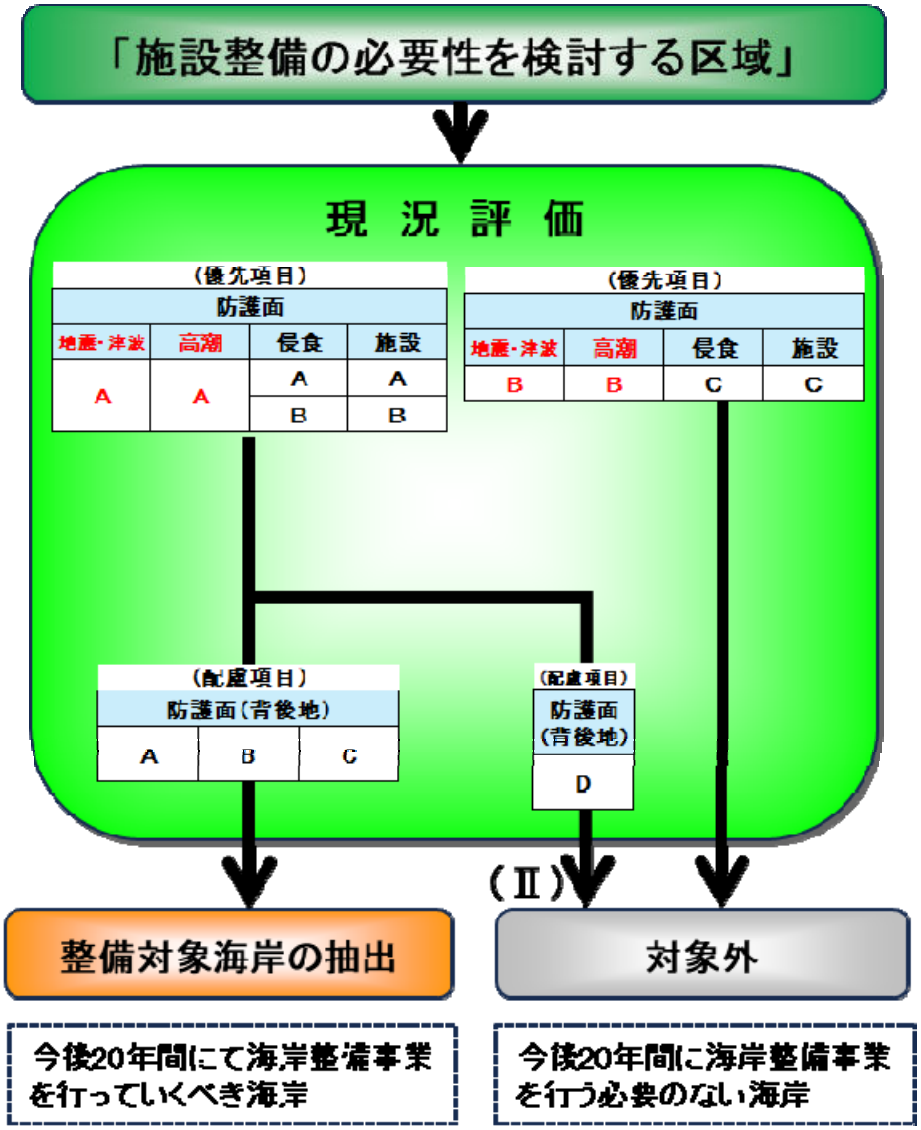
①「整備対象海岸」は、「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）の海岸から、防護面における対策の必要性を優先する項目とし、防護面における現況評価にて整理した「地震・津波」、「高潮」、「侵食」、「施設改良」の必要性の４項目により判断し、概ね 20 年間にて海岸整備事業を行っていくべき海岸として抽出する。

※ 防護面における「地震・津波」及び「高潮」についてはＡランク（2045 年時点）で、「侵食」、「施設改良」については、Ａランク（緊急に対策が必要）及びＢランク（対策の検討が必要）のものが１つ以上あるものを「整備対象海岸」の対象として抽出する。

②抽出した「整備対象海岸」のうち「背後地の重要度が極めて低い海岸（Ｄランク）」については、整備の対象外とする。

※ 「背後地の重要度」において、Ｄランクのものを「背後地の重要度が極めて低い海岸」とする。

◆整備対象海岸の抽出フロー◆



＜防護が必要な海岸における「海岸タイプ」の分類方法＞

個々の海岸の長期的な整備の方向性を示す「海岸タイプ」は、防護面での整備を行う際の配慮事項を示すものである。

そのため、「海岸タイプ」の決定は、防護ランクの如何にかかわらず、環境ランクと利用ランクの関係から判断する。以下に「海岸タイプ」決定の考え方を整理する。

		環境ランク		
		A	B	C
利用ランク	A	防護に加え 環境優先	防護に加え 利用促進	防護に加え 利用促進
	B	防護に加え 環境優先	防護に加え 環境配慮	防護重視
	C	防護に加え 環境優先	防護に加え 環境配慮	防護重視

【環境面における現況評価の考え方】

自然環境要素として、「貴重な動植物」、「自然環境保全上の指定地域」、「生物の生息地等の特異な生態系」の３つの区分にて抽出し、「環境ランク」視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価項目及び評価基準を示す。

◆評価項目◆

環境ランク	環境要素	評　価　項　目	備　考
A	貴重な動植物	・天然記念物 ・希少野生動植物種、特定植物群落 ・レッドリスト、レッドデータブック	学術上あるいは自然保護上重要な動植物
	自然環境保全上の指定地域	・瀬戸内海国立公園：特別地域 ・文化財（史跡、名勝、天然記念物） ・鳥獣保護区特別保護地区	法令等により、自然環境の保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域
	生物の生息地等の特異な生態系	・特に保全が必要な藻場、干潟	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で特に保全が必要な地域
B	自然環境保全上の指定地域	・自然海浜保全地区、保安林 ・「日本の渚 100 選」、「日本の白砂青松 100 選」、「日本の夕陽百選」、「残したい香川の水環境 50 選」等に選ばれた海岸 ・鳥獣保護区、埋蔵文化財包蔵地	法令等により、景観保全及び海岸利用上の規制や指定を受け、自然環境への配慮が必要な地域
	生物の生息地等の特異な生態系	・藻場、干潟	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で自然環境への配慮が必要な地域
C	－	上記以外の海岸	

◆評価基準◆

環境ランク	評　価　基　準
A	自然環境の保全を行うべき地域であり、原則として手を加えないことを基本とする。海岸整備が必要な場合は、環境要素への影響を最小限に抑えるとともに、復元対策を行うなど保全の措置を講じる。
B	自然環境への配慮を行うべき地域であり、海岸整備にあたっては、景観や生物環境などへの影響をできるだけ緩和し、自然環境との調和に努める。
C	環境面における自然環境要素がほとんど見られない地域であるが、海岸整備にあたっては、極力、自然環境の維持に努める。

【利用面における現況評価の考え方】

利用面については、各海岸における現状の海岸利用を、利用内容の公衆性、利用内容に対する利便施設の状況・必要性及び地域ニーズを総合した、「利用ランク」の視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価項目及び評価基準を示す。

なお、本計画における「海岸利用」とは、祭りや伝統行事、レジャースポーツ、体験活動・学習活動等のレクリエーション的な利用を対象とするものである。そのため、港湾関係者や漁業者の産業活動のための利用については対象外であるが、こうした産業活動への支障を及ぼさないなどの配慮は必要である。

◆評価項目◆

利用ランク	評　価　項　目	備　考
A	・特筆すべき観光資源、観光施設が立地しているもの ・海水浴場、海浜公園などが立地し、各種イベントなどが催されているもの ・マリンスポーツが盛んなところ ・利用計画が考えられているもの	利便施設（駐車場、トイレ、休憩施設など）を特に必要とするレクリエーション利用がされている海岸 今後も利用促進をはかっていく必要がある海岸
B	・釣り、散歩、ジョギングなどの海岸利用がされているもの ・港湾、漁港など	利便施設はあまり必要としないレクリエーション利用がされている海岸 今後も利用面に対する配慮が必要となる海岸
C	上記以外の海岸。	

◆評価基準◆

利用ランク	評　価　基　準
A	利用促進すべきものが存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もしくは機能改良を行う。
B	利用促進すべきものは存在しないものの、利用配慮すべきものが存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ支障を及ぼさないなどの配慮に努める。
C	現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない海岸であり、利用に対し特別な配慮を必要としない。

◆総合的な視点からの海岸タイプ◆

防護を基本としつつ、総合的な視点から海岸を整備するにあたっての配慮事項、及び整備の方向性を示す指標として、次の４タイプに分割する。

防護重視タイプ

＜評価の考え方＞

海岸整備にあたっては、環境面・利用面についても留意するものの、自然環境の復元対策や海岸利用の促進などの特別な配慮を必要としないため、防護面を中心に考えた施設整備を図る。

＜防護重視タイプのイメージ＞



＜防護重視タイプのイメージ＞



防護に加え環境優先タイプ

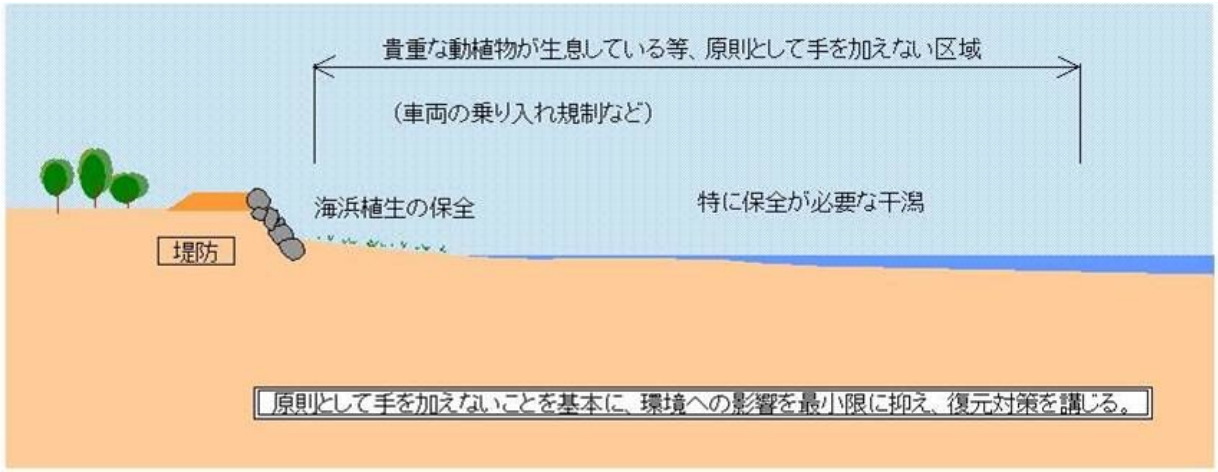
＜評価の考え方＞

貴重な自然環境・景観資源等が豊富な地域であり、海岸整備（防護面の強化）にあたっては、特に自然環境への影響を最小限に抑えるとともに、復元対策を行うなどの措置を講じる。

＜防護に加え環境優先タイプのイメージ＞



＜防護に加え環境優先タイプの整備イメージ＞

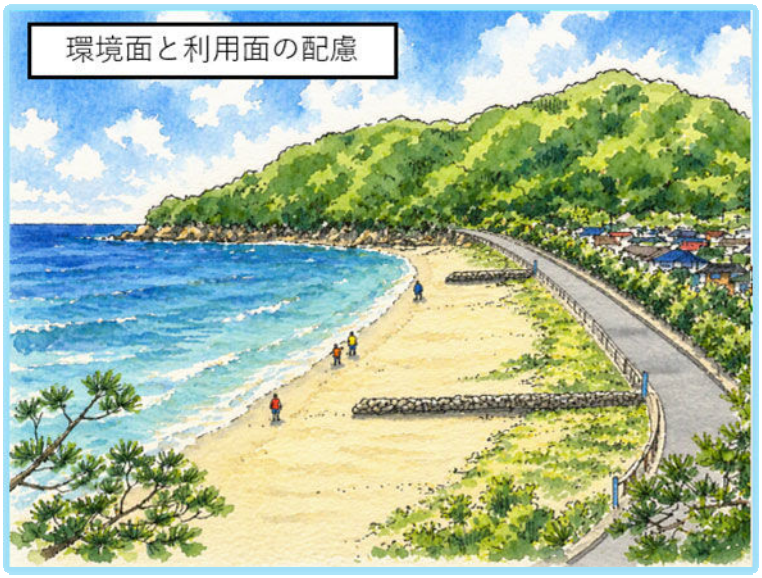


防護に加え環境配慮タイプ

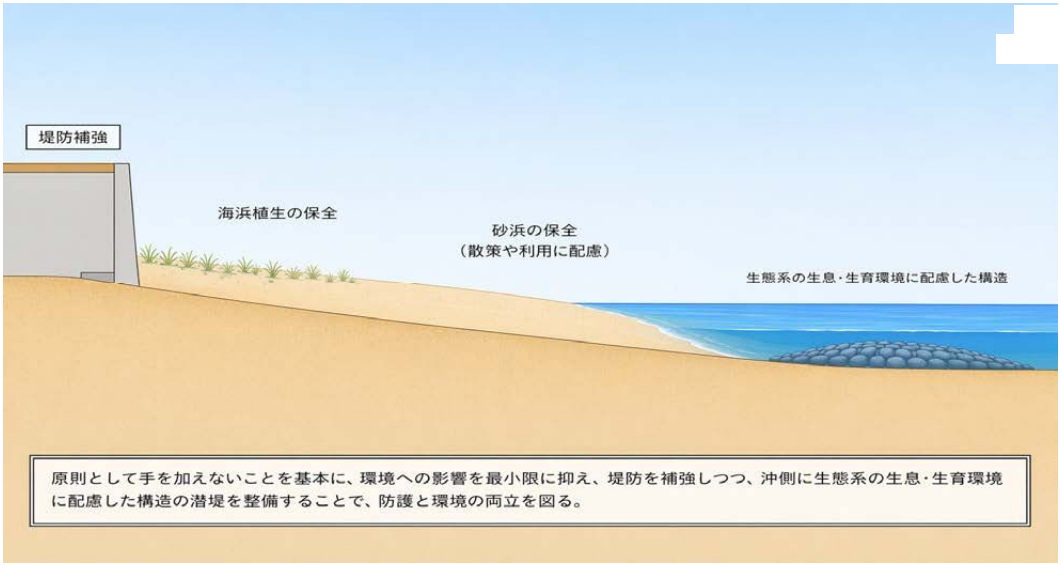
＜評価の考え方＞

自然環境と人々の生活やレクリエーション活動、漁業等の産業活動の場としての利用が共存している地域であり、海岸整備（防護面の強化）にあたっては、環境面と利用面の調和に配慮した施設整備を図る。

＜防護に加え環境配慮タイプのイメージ＞



＜防護に加え環境配慮タイプの整備イメージ＞



防護に加え利用促進タイプ

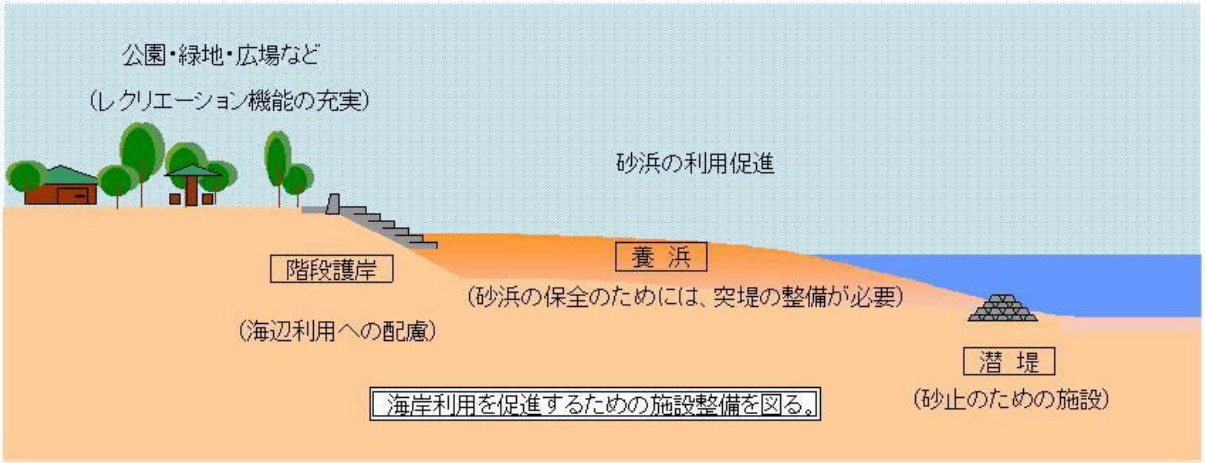
＜評価の考え方＞

特にレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域、海岸利用のニーズの高い地域であり、海岸整備（防護面の強化）にあたっては、海岸利用を促進するための施設整備を図る。

＜防護に加え利用促進タイプのイメージ＞



＜防護に加え利用促進タイプの整備イメージ＞



整備対象海岸の抽出及び海岸整備の方向性（1/6）

NO. 市町 海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長	防護面の現況評価ランク(優先項目)				配慮項目	整備対象海　岸	整備上の配慮項目		海岸整備の方向性 (海岸ﾀｲﾌﾟ)	地震・津波対策海岸堤防等整備計画
					(m)	地震・津波	高潮	侵食	施設	背後地	変更案 ※津波含む	環境面	利用面		整備時期
讃岐阿波沿岸															
01 0101	引田海岸	坂元海岸	国土(水国)	香川県	1,461	B	B	C	C	B					対策不要
01 0201	相生漁港海岸	―	農水(水産)	東かがわ市	65	B	A	B	B	B	○	C	B	防護重視	対策不要
01 0301	引田海岸	相生馬宿海岸	国土(水国)	香川県	992	B	B	C	C	B					対策不要
01 0401	馬宿漁港海岸	―	農水(水産)	東かがわ市	347	A	A	C	C	A	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
01 0501	引田漁港海岸	―	農水(水産)	東かがわ市	1,064	A	A	C	C	A	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
01 0601	引田港海岸	川向地区	国土(港湾)	香川県	770	A	A	C	C	B	○	C	B	防護重視	Ⅱ期
01 0701	引田海岸	田ノ浦海岸	国土(水国)	香川県	532	A	B	C	C	C	○	A	A	環境優先	Ⅲ期
01 0801	安戸港海岸	松原地区	国土(港湾)	東かがわ市	943	A	A	C	C	B	○	A	C	環境優先	Ⅱ期～Ⅲ期
01 0802	安戸港海岸	安戸地区	国土(港湾)	東かがわ市	499	A	B	C	C	B	○	A	B	環境優先	Ⅱ期～Ⅲ期
01 0803	安戸港海岸	椎地区	国土(港湾)	東かがわ市	442	A	A	A	B	C	○	A	B	防護重視	Ⅲ期
01 0901	引田海岸	安戸海岸	国土(水国)	香川県	488	B	B	C	C	B					対策不要
01 1001	経ヶ島海岸	―	農水(農村)	香川県	198	B	B	B	B	C	○	A	B	環境優先	対策不要
01 1101	白鳥港海岸	小松原地区	国土(港湾)	香川県	1,131	A	B	B	B	A	○	A	A	環境優先	Ⅱ期
01 1102	白鳥港海岸	松西地区	国土(港湾)	香川県	1,660	A	B	C	B	B	○	A	A	環境優先	Ⅱ期
01 1201	三本松港海岸	須賀地区	国土(港湾)	香川県	1,252	A	B	A	B	A	○	A	A	環境優先	Ⅲ期
01 1202	三本松港海岸	三本松地区	国土(港湾)	香川県	1,319	B	B	C	C	A					対策不要
01 1203	三本松港海岸	浜町地区	国土(港湾)	香川県	1,613	A	A	C	C	A	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
01 1301	大内海岸	番屋海岸	国土(水国)	香川県	930	B	B	A	B	B	○	B	A	利用促進	対策不要
01 1401	小磯漁港海岸	―	農水(水産)	東かがわ市	660	B	A	B	C	B	○	B	A	利用促進	対策不要
01 1501	山田海岸	―	農水(農村)	香川県	2,580	B	B	B	C	C	○	B	A	利用促進	対策不要
01 1601	馬篠漁港海岸	―	農水(水産)	東かがわ市	440	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期～Ⅲ期
01 1701	青木海岸	―	農水(農村)	香川県	1,183	B	B	B	C	C	○	B	A	利用促進	対策不要
02 0101	津田海岸	中谷海岸	国土(水国)	香川県	598	B	B	B	B	B	○	B	A	利用促進	対策不要
02 0201	脇元漁港海岸	―	農水(水産)	さぬき市	640	A	A	B	C	A	○	C	B	防護重視	Ⅲ期
02 0301	さぬき海岸	鵜部海岸	国土(水国)	香川県	115	B	B	C	C	B					対策不要
02 0401	津田港海岸	西代地区	国土(港湾)	香川県	1,844	A	B	C	B	A	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期
02 0402	津田港海岸	松原地区	国土(港湾)	香川県	680	A	B	C	C	B	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期
02 0403	津田港海岸	琴林地区	国土(港湾)	香川県	1,133	B	B	C	C	B					対策不要
02 0404	津田港海岸	津田地区	国土(港湾)	香川県	390	B	B	C	C	B					対策不要
02 0405	津田港海岸	汐田地区	国土(港湾)	香川県	1,543	A	B	C	C	B	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期
02 0501	さぬき海岸	羽立海岸	国土(水国)	香川県	235	B	A	B	C	B	○	B	A	利用促進	対策不要
02 0601	吉見漁港海岸	―	農水(水産)	さぬき市	390	B	A	B	C	B	○	B	A	利用促進	対策不要
02 0701	平畑海岸	―	農水(農村)	香川県	495	B	B	C	C	B					対策不要
02 0801	前坂海岸	―	農水(農村)	さぬき市	130	B	B	C	C	D					対策不要
02 0901	江泊漁港海岸	―	農水(水産)	さぬき市	278	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
02 1001	さぬき海岸	曽根海岸	国土(水国)	香川県	320	B	B	B	B	B	○	B	B	環境配慮	対策不要
02 1101	猪塚港海岸	猪塚地区	国土(港湾)	さぬき市	1,200	B	A	B	C	B	○	B	B	環境配慮	対策不要
02 1201	蛇谷海岸	―	農水(農村)	香川県	65	B	B	C	C	D					対策不要
02 1301	釜居谷海岸	―	農水(農村)	香川県	450	B	B	C	C	C					対策不要
02 1401	野々浦海岸	―	農水(農村)	さぬき市	124	B	B	C	C	D					対策不要
02 1501	大楡海岸	―	農水(農村)	香川県	82	B	B	C	C	D					対策不要
02 1601	小楡海岸	―	農水(農村)	さぬき市	90	B	B	C	C	D					対策不要
02 1701	小田漁港海岸	―	農水(水産)	さぬき市	295	B	A	C	A	B	○	C	C	防護重視	対策不要
02 1801	さぬき海岸	本小田海岸	国土(水国)	香川県	165	B	B	C	C	B					対策不要
02 1901	小田浦漁港海岸	―	農水(水産)	さぬき市	336	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
02 2001	志度海岸	浦小田海岸	国土(水国)	香川県	1,340	B	B	C	C	B					対策不要
02 2101	苫張漁港海岸	―	農水(水産)	さぬき市	220	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期～Ⅲ期
02 2201	さぬき海岸	苫張海岸	国土(水国)	香川県	376	B	B	C	B	B					対策不要
02 2301	松ヶ谷海岸	―	農水(農村)	香川県	50	B	B	C	C	D					対策不要
02 2401	長者谷海岸	―	農水(農村)	さぬき市	60	B	B	C	C	D					対策不要
02 2601	長浜漁港海岸	―	農水(水産)	さぬき市	229	A	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
02 2701	志度海岸	長浜新開海岸	国土(水国)	香川県	1,152	B	B	B	B	B	○	B	B	環境配慮	対策不要
02 2801	新開漁港海岸	―	農水(水産)	さぬき市	329	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期～Ⅲ期
02 2901	志度海岸	二子浦海岸	国土(水国)	香川県	320	A	B	C	C	B	○	B	C	環境配慮	Ⅱ期
02 3001	志度海岸	白方海岸	国土(水国)	香川県	527	B	B	C	C	C					対策不要
02 3101	白方漁港海岸	―	農水(水産)	さぬき市	638	A	A	B	B	B	○	C	B	防護重視	Ⅱ期
02 3201	さぬき海岸	伯父浦海岸	国土(水国)	香川県	185	B	B	C	C	C					対策不要
02 3301	蜂ヶ浦海岸	―	農水(農村)	香川県	168	B	B	C	C	C					対策不要
02 3401	さぬき海岸	穴子海岸	国土(水国)	香川県	375	B	B	C	C	C					対策不要
02 3501	室沖西海岸	―	農水(農村)	香川県	321	B	B	C	C	C					対策不要
02 3601	室沖漁港海岸	―	農水(水産)	さぬき市	500	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期

整備対象海岸の抽出及び海岸整備の方向性（2/6）

NO. 市町 海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長	防護面の現況評価ランク(優先項目)				配慮項目	整備対象海　岸	整備上の配慮項目		海岸整備の方向性（海岸タイプ）	地震・津波対策海岸堤防等整備計画
					(m)	地震・津波	高潮	侵食	施設	背後地	変更案 ※津波含む	環境面	利用面		整備時期
02 3701	泊漁港海岸	―	農水(水産)	さぬき市	491	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
02 3801	さぬき海岸	志度臨海地区	国土(水国)	さぬき市	550	A	B	C	C	A	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
02 3901	志度港海岸	塩屋地区	国土(港湾)	香川県 さぬき市	1,247	B	B	C	C	A					対策不要
02 3902	志度港海岸	寺町地区	国土(港湾)	香川県	729	B	B	C	C	A					対策不要
02 3903	志度港海岸	新町地区	国土(港湾)	香川県	959	B	B	C	C	A					対策不要
02 3904	志度港海岸	原浜地区	国土(港湾)	香川県	559	B	B	C	C	A					対策不要
03 0101	牟礼海岸	原浜海岸	国土(水国)	香川県	561	B	B	C	B	A	○	C	B	防護重視	対策不要
03 0201	房前漁港海岸	―	農水(水産)	高松市	524	B	A	C	C	A	○	C	C	防護重視	対策不要
03 0301	牟礼港海岸	塩屋地区	国土(港湾)	香川県	807	B	B	B	C	B	○	B	A	利用促進	対策不要
03 0302	牟礼港海岸	川東地区	国土(港湾)	香川県	373	B	B	B	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
03 0303	牟礼港海岸	御殿地区	国土(港湾)	香川県	1,349	A	B	C	B	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
03 0304	牟礼港海岸	金山地区	国土(港湾)	香川県	327	B	B	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
03 0401	金山海岸	―	農水(農村)	高松市	457	B	B	C	C	C					対策不要
03 0501	葛原港海岸	葛原地区	国土(港湾)	高松市	970	B	B	C	C	B					対策不要
03 0601	高尻海岸	―	農水(農村)	香川県	275	B	B	C	C	C					対策不要
03 0701	庵治海岸	高尻海岸	国土(水国)	香川県	420	B	B	B	B	B	○	B	A	利用促進	対策不要
03 0801	鞍谷海岸	―	農水(農村)	香川県	378	B	B	C	C	C					対策不要
03 0901	篠尾漁港海岸	―	農水(水産)	高松市	323	B	A	C	B	B	○	A	B	環境優先	対策不要
03 1001	鎌野漁港海岸	―	農水(水産)	高松市	772	A	A	B	B	B	○	A	A	環境優先	Ⅲ期
03 1101	庵治海岸	鎌野笹尾海岸	国土(水国)	香川県	540	B	B	B	C	B	○	B	A	利用促進	対策不要
03 1201	竹居漁港海岸	―	農水(水産)	高松市	945	A	A	B	B	B	○	A	A	環境優先	Ⅲ期
03 1301	江の浜漁港海岸	江の浜地区	農水(水産)	高松市	947	A	A	B	B	B	○	A	A	環境優先	Ⅲ期
03 1302	江の浜漁港海岸	御殿地区	農水(水産)	高松市	275	A	B	B	B	C	○	A	B	環境優先	Ⅲ期
03 1401	庵治漁港海岸	―	農水(水産)	高松市	2,771	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
03 1501	庵治港海岸	船隠地区	国土(港湾)	高松市	1,025	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
03 1701	久通港海岸	久通地区	国土(港湾)	高松市	1,420	A	A	C	B	B	○	A	B	環境優先	Ⅱ期
03 1801	立石港海岸	立石地区	国土(港湾)	高松市	511	A	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期～Ⅲ期
03 1901	石場港海岸	石場地区	国土(港湾)	高松市	577	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
03 2001	石場海岸	石場海岸	国土(水国)	香川県	766	B	B	C	C	C					対策不要
03 2101	高松港海岸	浦生地区	国土(港湾)	香川県	438	B	B	C	C	B					対策不要
03 2201	浦生漁港海岸	―	農水(水産)	高松市	1,047	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
03 2102	高松港海岸	屋島西地区	国土(港湾)	香川県	1,778	B	B	B	B	A	○	B	B	環境配慮	対策不要
03 2103	高松港海岸	潟元・浜北・子の浜地区	国土(港湾)	香川県	2,446	B	A	B	B	A	○	C	C	防護重視	対策不要
03 2104	高松港海岸	朝日地区	国土(港湾)	香川県	10,019	A	A	C	A	A	○	C	B	防護重視	Ⅲ期
03 2105	高松港海岸	北浜・東浜地区	国土(港湾)	香川県	1,613	B	A	C	C	A	○	C	C	防護重視	対策不要
03 2106	高松港海岸	玉藻地区	国土(港湾)	香川県	800	B	A	C	C	A	○	C	C	防護重視	対策不要
03 2107	高松港海岸	西浜地区	国土(港湾)	香川県	2,076	A	A	C	B	A	○	C	A	利用促進	Ⅱ期
03 2301	高松漁港海岸	―	農水(水産)	高松市	3,967	A	A	C	B	A	○	C	B	防護重視	Ⅱ期
03 2108	高松港海岸	弦打地区	国土(港湾)	香川県	4,227	A	A	C	A	A	○	C	C	防護重視	Ⅱ～Ⅲ期
03 2109	高松港海岸	香西地区	国土(港湾)	香川県	6,952	A	A	C	B	A	○	C	C	防護重視	Ⅱ～Ⅲ期
03 2110	高松港海岸	神在地区	国土(港湾)	香川県	1,362	A	B	B	B	B	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期
03 2111	高松港海岸	生島地区	国土(港湾)	香川県	3,733	A	A	C	A	B	○	B	B	環境配慮	Ⅲ期
03 2401	亀水漁港海岸	―	農水(水産)	高松市	1,760	A	A	C	C	B	○	B	B	環境配慮	Ⅲ期
03 2501	庵治海岸	大島海岸	国土(水国)	香川県	651	B	B	A	B	B	○	A	B	環境優先	対策不要
03 2601	大島港海岸	大島地区	国土(港湾)	高松市	648	B	B	C	B	B	○	A	B	環境優先	対策不要
03 2701	大井東海岸	―	農水(農村)	香川県	610	B	B	C	C	C					対策不要
03 2801	男木漁港海岸	―	農水(水産)	高松市	220	A	A	C	C	C	○	A	C	環境優先	Ⅲ期
03 2901	男木港海岸	段畑地区	国土(港湾)	高松市	672	B	A	C	C	C	○	A	C	環境優先	対策不要
03 3001	女木島海岸	女木東海岸	国土(水国)	香川県	1,080	B	B	C	C	C					対策不要
03 3101	女木港海岸	東ノ口地区	国土(港湾)	高松市	1,460	B	A	C	C	C	○	A	C	環境優先	対策不要
03 3201	女木海岸	女木南海岸	国土(水国)	香川県	570	B	B	C	C	D					対策不要
03 3301	西浦漁港海岸	―	農水(水産)	高松市	411	B	A	C	C	C	○	A	B	環境優先	対策不要
03 3401	女木浦海岸	―	農水(農村)	香川県	1,100	B	B	C	C	C					対策不要
04 0101	木沢港海岸	―	国土(港湾)	坂出市	2,168	A	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
04 0201	乃生漁港海岸	―	農水(水産)	坂出市	3,993	A	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
04 0301	松ヶ浦海岸	―	農水(農村)	香川県	350	B	B	C	C	C					対策不要
04 0401	坂出港海岸	地区18	国土(港湾)	坂出市	3,120	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 0402	坂出港海岸	地区17	国土(港湾)	坂出市	1,984	A	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
04 0403	坂出港海岸	地区16	国土(港湾)	坂出市	2,192	A	B	C	B	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
04 0404	坂出港海岸	地区15	国土(港湾)	坂出市	4,187	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 0405	坂出港海岸	地区14	国土(港湾)	坂出市	1,261	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 0406	坂出港海岸	地区13	国土(港湾)	坂出市	2,205	A	A	C	B	A	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
04 0407	坂出港海岸	地区12	国土(港湾)	坂出市	3,268	A	A	C	A	A	○	C	C	防護重視	Ⅱ期

整備対象海岸の抽出及び海岸整備の方向性 (3/6)

NO. 市町 海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長	防護面の現況評価ランク(優先項目)				配慮項目	整備対象海　岸	整備上の配慮項目		海岸整備の方向性(海岸ﾀｲﾌﾟ)	地震・津波対策海岸堤防等整備計画
					(m)	地震・津波	高潮	侵食	施設	背後地	変更案 ※津波含む	環境面	利用面		**整備時期**
04 0408	坂出港海岸	地区11	国土(港湾)	坂出市	1,512	A	A	C	B	A	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
04 0409	坂出港海岸	地区10	国土(港湾)	坂出市	1,168	B	A	C	A	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 0410	坂出港海岸	地区9	国土(港湾)	坂出市	1,034	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 0411	坂出港海岸	地区8	国土(港湾)	坂出市	519	B	B	C	C	A					対策不要
04 0412	坂出港海岸	地区2	国土(港湾)	坂出市	1,373	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 0413	坂出港海岸	地区1	国土(港湾)	坂出市	371	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 0501	御供所漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	1,331	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 0601	東浦漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	933	A	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
04 0701	西浦漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	1,124	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 0801	坂出海岸	沙弥海岸	国土(水国)	香川県	415	B	B	C	C	C					対策不要
04 0901	西浦海岸	－	農水(農村)	香川県	540	B	B	C	C	D					対策不要
04 1001	堂浦海岸	－	農水(農村)	坂出市	380	B	B	C	C	C					対策不要
04 1101	岩黒漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	294	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 1201	櫃石漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	1,176	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 1301	与島港海岸	地区9	国土(港湾)	坂出市	521	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 1302	与島港海岸	地区10	国土(港湾)	坂出市	430	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 1303	与島港海岸	地区11	国土(港湾)	坂出市	248	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 1304	与島港海岸	地区6	国土(港湾)	坂出市	999	B	A	C	B	C	○	C	C	防護重視	対策不要
04 1305	与島港海岸	地区7	国土(港湾)	坂出市	848	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
04 1306	与島港海岸	地区17	国土(港湾)	坂出市	766	B	A	C	B	C	○	C	C	防護重視	対策不要
05 0101	宇多津海岸	吉田海岸	国土(水国)	香川県	781	B	B	C	C	B					対策不要
05 0201	北浦漁港海岸	－	農水(水産)	宇多津町	795	A	A	C	B	A	○	C	C	防護重視	Ⅱ期～Ⅲ期
06 0201	丸亀港海岸	富士見地区	国土(港湾)	香川県	5,129	A	A	C	B	A	○	C	B	防護重視	Ⅱ期
06 0202	丸亀港海岸	蓬莱地区	国土(港湾)	香川県 丸亀市	6,436	A	A	C	C	A	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期
06 0203	丸亀港海岸	昭和地区	国土(港湾) 国土(水国)	香川県 丸亀市	4,431	A	A	C	C	A	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期～Ⅲ期
06 0301	丸亀多度津海岸	中津豊原海岸	国土(水国)	香川県	1,572	A	B	B	B	B	○	B	A	利用促進	Ⅱ期
06 0401	向島海岸	－	農水(農村)	香川県	323	B	B	C	C	D					対策不要
06 0501	向島南海岸	－	農水(農村)	香川県	776	B	B	C	C	D					対策不要
06 0601	向島北海岸	－	農水(農村)	香川県	507	B	B	C	C	D					対策不要
06 0701	本島港海岸	港その1	国土(港湾)	丸亀市	774	B	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	対策不要
06 0702	本島港海岸	港その2	国土(港湾)	丸亀市	1,704	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
06 0703	本島港海岸	港その3	国土(港湾)	丸亀市	1,385	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
06 0901	生ノ浜港海岸	浜辺地区	国土(港湾)	丸亀市	371	B	B	C	C	B					対策不要
06 1201	本島丸亀海岸	福田海岸	国土(水国)	香川県	350	B	B	C	C	B					対策不要
06 1301	福田漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	373	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
06 1401	大浦港海岸	浜辺地区	国土(港湾)	丸亀市	1,489	B	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	対策不要
06 1501	屋釜海岸	－	農水(農村)	香川県	620	B	B	B	C	B	○	A	A	環境優先	対策不要
06 1601	笠島西の浦海岸	－	農水(農村)	丸亀市	52	B	B	C	C	D					対策不要
06 1701	笠島海岸	－	農水(農村)	香川県	552	B	B	C	C	C					対策不要
06 1801	笠島漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	436	B	A	C	B	B	○	A	B	環境優先	対策不要
06 1901	新在家港海岸	浜辺地区	国土(港湾)	丸亀市	162	B	B	C	C	B					対策不要
06 2001	里浦港海岸	－	国土(港湾)	丸亀市	600	B	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	対策不要
06 2101	牛島海岸	－	農水(農村)	香川県	513	B	B	C	C	D					対策不要
06 2201	小浦港海岸	港地区	国土(港湾)	丸亀市	572	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
06 2301	里浦海岸	－	農水(農村)	香川県	210	B	B	C	C	C					対策不要
06 2401	広島東海岸	－	農水(農村)	香川県	1,675	B	B	C	C	D					対策不要
06 2501	稲田海岸	－	農水(農村)	香川県	450	B	B	C	C	C					対策不要
06 2601	江ノ浦港海岸	港その1	国土(港湾)	丸亀市	1,130	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
06 2602	江ノ浦港海岸	港その2	国土(港湾)	丸亀市	1,067	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
06 2801	甲路漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	459	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
06 2901	青木港海岸	市井地区	国土(港湾)	丸亀市	765	B	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	対策不要
06 2902	青木港海岸	青木地区	国土(港湾)	丸亀市	760	B	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	対策不要
06 3101	茂浦漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	578	B	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	対策不要
06 3201	茂浦海岸	－	農水(農村)	香川県	515	B	B	C	C	D					対策不要
06 3301	ハジカミ海岸	－	農水(農村)	丸亀市	167	B	B	C	C	D					対策不要
06 3401	手島港海岸	港地区	国土(港湾)	丸亀市	794	B	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	対策不要
06 3501	手島網手海岸	－	農水(農村)	丸亀市	160	B	B	C	C	D					対策不要
06 3601	手島西浦海岸	－	農水(農村)	香川県	510	B	B	C	C	D					対策不要
06 3701	小手島漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	743	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
06 3801	小手島海岸	－	農水(農村)	香川県	890	B	B	C	C	D					対策不要
07 0102	多度津港海岸	多度津西地区	国土(港湾)	香川県 多度津町	5,408	A	A	C	A	A	○	B	B	環境配慮	Ⅱ～Ⅲ期
07 0201	多度津海岸	東白方海岸	国土(水国)	香川県	455	B	B	B	C	B	○	B	B	環境配慮	対策不要

整備対象海岸の抽出及び海岸整備の方向性（4/6）

NO. 市町 海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長	防護面の現況評価ランク(優先項目)				配慮項目	整備対象海　岸	整備上の配慮項目		海岸整備の方向性 (海岸ﾀｲﾌﾟ)	地震・津波対策海岸堤防等整備計画
					(m)	地震・津波	高潮	侵食	施設	背後地	変更案 ※津波含む	環境面	利用面		整備時期
07 0301	白方漁港海岸	－	農水(水産)	多度津町	508	A	A	B	B	B	○	B	B	環境配慮	Ⅱ～Ⅲ期
07 0401	多度津海岸	西白方海岸	国土(水国)	香川県	588	A	B	B	B	B	○	B	A	利用促進	Ⅱ期
07 0601	見立港海岸	浜地区	国土(港湾)	多度津町	1,416	A	A	B	B	B	○	B	A	利用促進	Ⅲ期
07 0701	高見板持海岸	－	農水(農村)	香川県	705	B	B	B	A	C	○	A	B	環境優先	対策不要
07 0801	高見港海岸	浜ノ浦地区	国土(港湾)	多度津町	3,262	B	A	B	B	B	○	A	B	環境優先	対策不要
07 1001	佐柳港海岸	本浦・長崎地区	国土(港湾)	多度津町	3,820	A	A	B	B	B	○	A	B	環境優先	Ⅲ期
07 1101	長崎浦海岸	－	農水(農村)	香川県	1,474	B	B	B	B	C	○	A	B	環境優先	対策不要
07 1201	佐柳島多度津海岸	長崎海岸	国土(水国)	香川県	280	B	B	C	C	C					対策不要
08 0101	大見海岸	－	農水(農村)	香川県	780	B	A	B	A	B	○	B	B	環境配慮	対策不要
08 0301	詫間港海岸	水出地区	国土(港湾)	香川県	3,637	A	B	C	A	B	○	C	B	防護重視	Ⅱ～Ⅲ期
08 0302	詫間港海岸	経面地区	国土(港湾)	香川県	5,768	A	A	C	B	B	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期
08 0303	詫間港海岸	浜田地区	国土(港湾)	香川県	4,124	B	A	C	B	B	○	B	B	環境配慮	対策不要
08 0304	詫間港海岸	高谷地区	国土(港湾)	香川県 三豊市	1,851	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
08 0305	詫間港海岸	香田地区	国土(港湾)	香川県	3,166	A	A	C	B	B	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期
08 0401	詫間海岸	楠浜海岸	国土(水国)	香川県	775	B	B	B	C	B	○	B	A	利用促進	対策不要
08 0501	船越港海岸	－	国土(港湾)	三豊市	1,213	A	B	C	C	B	○	B	B	環境配慮	Ⅲ期
08 0601	詫間海岸	船越海岸	国土(水国)	香川県	1,213	A	B	C	C	B	○	B	B	環境配慮	Ⅲ期
08 0801	詫間海岸	積海岸	国土(水国)	香川県	487	B	B	B	C	B	○	B	B	環境配慮	対策不要
08 0901	積漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	448	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
08 1001	黒崎海岸	－	農水(農村)	三豊市	125	B	B	C	C	D					対策不要
08 1101	箱海岸	－	農水(農村)	香川県	466	B	B	B	A	C	○	B	B	環境配慮	対策不要
08 1201	詫間海岸	箱海岸	国土(水国)	香川県	1,539	B	B	B	B	B	○	B	B	環境配慮	対策不要
08 1301	箱浦港海岸	本郷地区	国土(港湾)	三豊市	1,074	A	B	B	B	B	○	B	B	環境配慮	Ⅲ期
08 1302	箱浦港海岸	箱浦地区	国土(港湾)	三豊市	125	A	A	B	B	C	○	A	B	環境優先	Ⅲ期
08 1401	室浜漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	319	B	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	対策不要
08 1501	荒浜海岸	－	農水(農村)	香川県	212	B	B	C	C	D					対策不要
08 1601	本村漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	486	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
08 1701	志々島港海岸	志々島地区	国土(港湾)	三豊市	1,044	B	A	B	B	C	○	C	C	防護重視	対策不要
08 1901	船隠港海岸	船隠地区	国土(港湾)	三豊市	639	B	A	B	B	C	○	B	C	環境配慮	対策不要
08 2001	詫間海岸	永浜海岸	国土(水国)	香川県	1,529	B	B	C	C	C					対策不要
08 2101	京の浜海岸	－	農水(農村)	香川県	428	B	B	C	C	C					対策不要
08 2201	上新田漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	633	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
08 2301	不天海岸	－	農水(農村)	香川県	1,008	B	B	C	C	C					対策不要
08 2401	詫間海岸	粟島馬城海岸	国土(水国)	香川県	1,145	B	B	C	C	B					対策不要
08 2501	粟島港海岸	潟満地区	国土(港湾)	三豊市	536	A	A	C	C	B	○	C	B	防護重視	Ⅱ～Ⅲ期
08 2601	詫間海岸	下新田海岸	国土(水国)	香川県	990	B	B	C	C	B					対策不要
08 2701	姫路海岸	－	農水(農村)	三豊市	142	B	B	C	C	D					対策不要
08 2801	粟島西港海岸	東風浜地区	国土(港湾)	三豊市	977	B	A	B	B	C	○	B	B	環境配慮	対策不要
09 0101	吉田漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	1,348	B	A	B	C	C	○	B	A	利用促進	対策不要
09 0201	福田漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	2,655	A	A	B	C	B	○	B	A	利用促進	Ⅱ～Ⅲ期
09 0301	外明神海岸	－	農水(農村)	小豆島町	130	B	B	C	C	D					対策不要
09 0401	当浜漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	250	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
09 0501	亀崎海岸	－	農水(農村)	小豆島町	850	B	B	B	C	B	○	A	B	環境優先	対策不要
09 0601	岩谷漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	166	B	A	C	B	C	○	C	C	防護重視	対策不要
09 0701	小豆島内海海岸	岩ヶ谷海岸	国土(水国)	香川県	369	B	B	C	C	B					対策不要
09 0801	橘漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	852	A	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
09 0901	白崎海岸	－	農水(農村)	香川県	520	B	B	B	C	B	○	A	A	環境優先	対策不要
09 1001	小豆島内海海岸	徳本海岸	国土(水国)	香川県	140	B	B	C	C	D					対策不要
09 1101	大泊海岸	－	農水(農村)	香川県	302	B	B	C	C	C					対策不要
09 1201	多尾海岸	－	農水(農村)	香川県	180	B	B	C	C	C					対策不要
09 1401	瀬戸海岸	－	農水(農村)	小豆島町	240	B	B	C	C	C					対策不要
09 1501	瀬の倉漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	187	B	A	C	B	C	○	C	C	防護重視	対策不要
09 1602	坂手港海岸	坂手西地区	国土(港湾)	香川県	933	B	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	対策不要
09 1701	堀越漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	482	B	A	C	C	B	○	B	B	環境配慮	対策不要
09 1801	小豆島内海海岸	堀越中海岸	国土(水国)	香川県	87	B	B	C	C	C					対策不要
09 1901	西脇海岸	－	農水(農村)	小豆島町	50	B	B	C	C	D					対策不要
09 2001	汐江海岸	－	農水(農村)	香川県	370	B	B	B	C	C	○	B	A	利用促進	対策不要
09 2101	三角海岸	－	農水(農村)	香川県	1,450	B	B	B	C	B	○	B	A	利用促進	対策不要
09 2201	田浦漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	353	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
09 2301	内海港海岸	切谷地区	国土(港湾)	香川県	302	B	B	C	C	D					対策不要
09 2303	内海港海岸	古江地区	国土(港湾)	香川県	1,031	A	A	B	C	C	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期
09 2304	内海港海岸	苗羽地区	国土(港湾)	香川県	3,385	A	A	C	B	A	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期

整備対象海岸の抽出及び海岸整備の方向性 (5/6)

NO. 市町 海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長	防護面の現況評価ランク(優先項目)				配慮項目	整備対象海　岸	整備上の配慮項目		海岸整備の方向性(海岸ﾀｲﾌﾟ)	地震・津波対策海岸堤防等整備計画
					(m)	地震・津波	高潮	侵食	施設	背後地	変更案 ※津波含む	環境面	利用面		**整備時期**
09 2305	内海港海岸	馬木地区	国土(港湾)	香川県	1,840	A	B	C	C	A	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期
09 2306	内海港海岸	安田地区	国土(港湾)	香川県	834	A	A	C	C	A	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
09 2307	内海港海岸	草壁地区	国土(港湾)	香川県	3,180	A	A	C	C	A	○	C	C	防護重視	Ⅱ～Ⅲ期
09 2308	内海港海岸	日方地区	国土(港湾)	香川県	1,794	A	B	C	C	B	○	B	A	利用促進	Ⅱ～Ⅲ期
09 2409	内海港海岸	水木地区	国土(港湾)	香川県	1,402	A	B	C	C	B	○	B	A	利用促進	Ⅲ期
09 2501	小豆島内海海岸	水木海岸	国土(水国)	香川県	850	B	B	C	C	B					対策不要
09 2601	竹生漁港海岸	―	農水(水産)	小豆島町	331	A	A	C	B	B	○	C	B	防護重視	Ⅱ～Ⅲ期
09 2701	石場海岸	―	農水(農村)	香川県	350	B	B	B	B	C	○	B	B	環境配慮	対策不要
09 2801	小豆島池田海岸	百尋海岸	国土(水国)	香川県	112	B	B	C	C	C					対策不要
09 2901	牛ヶ浦漁港海岸	―	農水(水産)	小豆島町	77	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
09 3001	牛ヶ浦海岸	―	農水(農村)	香川県	859	B	B	C	C	C					対策不要
09 3101	長崎漁港海岸	―	農水(水産)	小豆島町	196	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
09 3501	蒲野漁港海岸	―	農水(水産)	小豆島町	127	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
09 3601	小豆島池田海岸	吉ヶ浦海岸	国土(水国)	香川県	566	B	B	B	B	B	○	B	B	環境配慮	対策不要
09 3701	吉ヶ浦漁港海岸	―	農水(水産)	小豆島町	55	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
09 3801	小豆島池田海岸	市神子海岸	国土(水国)	香川県	320	B	B	B	B	B	○	B	B	環境配慮	対策不要
09 3901	谷尻漁港海岸	―	農水(水産)	小豆島町	83	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
09 4001	白浜海岸	―	農水(農村)	香川県	490	B	B	B	B	C	○	A	A	環境優先	対策不要
09 4101	三都港海岸	外浜地区	国土(港湾)	小豆島町	1,151	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
09 4102	三都港海岸	神浦地区	国土(港湾)	小豆島町	1,101	A	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
09 4201	富士漁港海岸	―	農水(水産)	小豆島町	676	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
09 4301	吉野崎港海岸	吉野地区	国土(港湾)	小豆島町	660	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
09 4302	吉野崎港海岸	二面地区	国土(港湾)	小豆島町	483	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
09 4401	二面漁港海岸	―	農水(水産)	小豆島町	436	A	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
09 4501	室生漁港海岸	―	農水(水産)	小豆島町	600	A	A	C	B	A	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
09 4601	室生北港海岸	浜畑・浜町地区	国土(港湾)	小豆島町	690	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
09 4701	池田港海岸	浜条地区	国土(港湾)	香川県	766	A	A	B	B	B	○	B	A	利用促進	Ⅲ期
09 4702	池田港海岸	平木地区	国土(港湾)	香川県	2,234	A	A	C	C	B	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期
09 4801	蒲生漁港海岸	―	農水(水産)	小豆島町	1,364	B	A	C	B	A	○	C	C	防護重視	対策不要
09 4901	入部漁港海岸	―	農水(水産)	小豆島町	422	A	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
10 0101	小豆島土庄海岸	破風脇海岸	国土(水国)	香川県	815	A	B	C	C	B	○	A	B	環境優先	Ⅱ期
10 0201	小豆島土庄海岸	大高下海岸	国土(水国)	香川県	290	B	B	C	C	B					対策不要
10 0301	王子前漁港海岸	―	農水(水産)	土庄町	1,845	A	A	C	C	A	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
10 0401	小豆島土庄海岸	洲鼻海岸	国土(水国)	香川県	415	B	B	C	C	B					対策不要
10 0501	土庄東港海岸	余島地区	国土(港湾)	香川県	1,682	A	A	C	B	B	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期
10 0502	土庄東港海岸	鹿島地区	国土(港湾)	香川県	531	A	B	B	C	B	○	B	A	利用促進	Ⅲ期
10 0601	鹿島漁港海岸	―	農水(水産)	土庄町	478	A	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
10 0701	番川原海岸	―	農水(農村)	土庄町	150	B	B	C	C	D					対策不要
10 0801	木香海岸	―	農水(農村)	土庄町	250	B	B	C	C	C					対策不要
10 0901	柳漁港海岸	―	農水(水産)	土庄町	595	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 1001	水ヶ浦海岸	―	農水(農村)	土庄町	300	B	B	C	C	C					対策不要
10 1101	小豆島土庄海岸	千軒海岸	国土(水国)	香川県	1,116	B	B	C	C	B					対策不要
10 1201	千軒漁港海岸	―	農水(水産)	土庄町	800	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 1301	小豆島土庄海岸	戸形海岸	国土(水国)	香川県	200	B	B	C	C	B					対策不要
10 1401	小瀬港海岸	小瀬地区	国土(港湾)	土庄町	243	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 1501	小豆島土庄海岸	小瀬海岸	国土(水国)	香川県	920	B	B	C	C	B					対策不要
10 1601	柚海岸	―	農水(農村)	香川県	580	B	B	C	C	C					対策不要
10 1801	土庄港海岸	畝木地区	国土(港湾)	香川県	1,280	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
10 1802	土庄港海岸	吉ヶ浦地区	国土(港湾)	香川県	1,518	A	A	C	C	A	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
10 1803	土庄港海岸	床鼻地区	国土(港湾)	香川県	741	A	B	C	C	A	○	B	A	利用促進	Ⅲ期
10 1804	土庄港海岸	西古浜地区	国土(港湾)	香川県	532	A	B	C	C	A	○	B	A	利用促進	Ⅱ期
10 1805	土庄港海岸	要鉄地区	国土(港湾)	香川県	234	B	B	C	C	A					対策不要
10 1806	土庄港海岸	中屋敷地区	国土(港湾)	香川県	833	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
10 1807	土庄港海岸	西岡地区	国土(港湾)	香川県	687	A	A	C	C	B	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期
10 1809	土庄港海岸	越窓地区	国土(港湾)	香川県	112	B	B	C	C	C					対策不要
10 1810	土庄港海岸	新開地区	国土(港湾)	香川県	958	B	B	C	C	C					対策不要
10 1901	小豆島土庄海岸	馬場先海岸	国土(水国)	香川県	575	B	B	C	C	C					対策不要
10 2001	虎浜海岸	―	農水(農村)	香川県	310	B	B	B	B	C	○	C	B	防護重視	対策不要
10 2101	四海漁港海岸	―	農水(水産)	土庄町	2,567	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
10 2301	小豆島土庄海岸	内浜海岸	国土(水国)	香川県	465	B	B	C	C	B					対策不要
10 2401	長浜漁港海岸	―	農水(水産)	土庄町	445	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 2501	江島港海岸	渦江地区	国土(港湾)	土庄町	858	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要

整備対象海岸の抽出及び海岸整備の方向性（6/6）

NO. 市町 海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長	防護面の現況評価ランク(優先項目)				配慮項目	整備対象海　岸	整備上の配慮項目		海岸整備の方向性（海岸ﾀｲﾌﾟ）	地震・津波対策海岸堤防等整備計画
					(m)	地震・津波	高潮	侵食	施設	背後地	変更案 ※津波含む	環境面	利用面		整備時期
10 2502	江島港海岸	目島地区	国土(港湾)	土庄町	313	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 2601	目島海岸	－	農水(農村)	土庄町	80	B	B	C	C	C					対策不要
10 2701	元目漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	265	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 2801	元目海岸	－	農水(農村)	土庄町	510	B	B	C	C	B					対策不要
10 2901	馬越港海岸	馬越地区	国土(港湾)	土庄町	556	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 3001	コジラク海岸	－	農水(農村)	土庄町	200	B	B	C	C	B					対策不要
10 3101	戒ヶ上海岸	－	農水(農村)	土庄町	150	B	B	C	C	B					対策不要
10 3201	柿の谷海岸	－	農水(農村)	香川県	330	B	B	C	C	C					対策不要
10 3301	北浦港海岸	尾形崎地区	国土(港湾)	土庄町	267	B	A	C	B	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 3302	北浦港海岸	宮ノ西地区	国土(港湾)	土庄町	762	B	A	C	C	A	○	C	C	防護重視	対策不要
10 3303	北浦港海岸	釿石地区	国土(港湾)	土庄町	731	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 3401	見目漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	400	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 3501	小豆島土庄海岸	女風呂海岸	国土(水国)	香川県	809	B	B	C	C	B					対策不要
10 3601	小海漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	246	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 3701	琴塚漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	553	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 3801	小豆島土庄海岸	妙見海岸	国土(水国)	香川県	335	B	B	C	C	B					対策不要
10 3901	田井漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	928	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 4001	大部港海岸	大部地区	国土(港湾)	香川県	1,612	A	B	B	B	B	○	B	B	環境配慮	Ⅲ期
10 4101	小浜海岸	－	農水(農村)	土庄町	70	B	B	C	C	C					対策不要
10 4201	小部漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	2,034	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 4301	千振海岸	－	農水(農村)	土庄町	100	B	B	C	C	D					対策不要
10 4401	小豆島土庄海岸	沖の島海岸	国土(水国)	香川県	439	A	B	C	C	C	○	B	C	環境配慮	Ⅱ期
10 4501	カズラ島海岸	－	農水(農村)	土庄町	65	B	B	C	C	D					対策不要
10 4601	池の浦海岸	－	農水(農村)	土庄町	550	B	B	C	C	C					対策不要
10 4701	南海岸	－	農水(農村)	土庄町	60	B	B	C	C	C					対策不要
10 4801	小豊島港海岸	小豊島地区	国土(港湾)	土庄町	709	A	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	Ⅱ～Ⅲ期
10 4901	小豊島海岸	－	農水(農村)	土庄町	100	B	B	C	C	D					対策不要
10 5001	ツミ海岸	－	農水(農村)	香川県	400	B	B	C	C	D					対策不要
10 5101	栄山海岸	－	農水(農村)	香川県	150	B	B	C	C	D					対策不要
10 5201	鯛浜海岸	－	農水(農村)	土庄町	375	B	B	C	C	D					対策不要
10 5301	稲塚海岸	－	農水(農村)	香川県	270	B	B	B	－	C	○	C	B	防護重視	対策不要
10 5401	甲生海岸	－	農水(農村)	香川県	700	B	B	C	B	C	○	C	B	防護重視	対策不要
10 5501	豊島土庄海岸	甲生海岸	国土(水国)	香川県	88	B	B	C	C	C					対策不要
10 5601	尾子海岸	－	農水(農村)	香川県	900	B	B	C	C	C					対策不要
10 5701	甲生漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	422	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
10 5801	神子浜海岸	－	農水(農村)	香川県	750	B	B	B	C	C	○	A	A	環境優先	対策不要
10 5901	土庄海岸	水ヶ浦海岸	国土(水国)	香川県	722	B	B	C	C	D					対策不要
10 6001	家浦港海岸	甲生地区	国土(港湾)	香川県	360	B	B	C	C	D					対策不要
10 6002	家浦港海岸	家浦地区	国土(港湾)	香川県	1,797	A	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
10 6003	家浦港海岸	硯地区	国土(港湾)	香川県	467	B	B	C	C	C					対策不要
10 6101	硯漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	270	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
10 6201	唐櫃漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	846	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ期
11 0101	牛ヶ首漁港海岸	－	農水(水産)	直島町	267	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
11 0201	屏風港海岸	屏風島地区	国土(港湾)	直島町	248	B	A	C	B	C	○	B	B	環境配慮	対策不要
11 0301	直島海岸	屏風海岸	国土(水国)	香川県	118	B	B	C	C	D					対策不要
11 0401	直島海岸	家島北海岸	国土(水国)	香川県	408	B	B	C	B	C	○	C	C	防護重視	対策不要
11 0501	直島港海岸	家島地区	国土(港湾)	香川県	545	B	B	C	B	C					対策不要
11 0502	直島港海岸	向島地区	国土(港湾)	香川県	921	B	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	対策不要
11 0503	直島港海岸	本村地区	国土(港湾)	香川県 直島町	4,459	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅱ～Ⅲ期
11 0601	積浦漁港海岸	－	農水(水産)	直島町	785	A	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
11 0701	林海岸	－	農水(農村)	香川県	225	B	B	C	C	D					対策不要
11 0801	小林海岸	－	農水(農村)	直島町	150	B	B	C	C	C					対策不要
11 0901	琴反地海岸	－	農水(農村)	香川県	1,100	B	B	B	C	B	○	A	A	環境優先	対策不要
11 1001	倉浦海岸	－	農水(農村)	香川県	363	B	B	C	C	D					対策不要
11 1101	横防海岸	横防地区	農水(農村)	香川県	550	A	A	C	C	A	○	C	C	防護重視	Ⅲ期
11 1201	宮浦港海岸	宮浦地区	国土(港湾)	香川県 直島町	1,240	A	A	B	C	B	○	B	A	利用促進	Ⅱ～Ⅲ期
11 1301	風戸港海岸	風戸地区	国土(港湾)	直島町	1,560	B	B	C	C	B					対策不要
11 1401	直島海岸	柏島海岸	国土(水国)	香川県	135	B	B	C	C	D					対策不要
	合　計										243				

２．海岸保全施設の種類・規模・配置等

整備を必要とする区域（海岸）における海岸保全施設の整備内容（施設の種類、規模、整備の方向性、受益地域、位置など）を以下に示す。

海岸保全施設の整備内容一覧(1/13)

NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
									防護面	環境面	利用面	
01 0201	相生漁港海岸	－	農水(水産)	東かがわ市	65	65	65	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	背後地からの視界確保に努める。	背後の国道の歩道としての利用も可能とする。	住宅地、農地
01 0401	馬宿漁港海岸	－	農水(水産)	東かがわ市	347	347	347	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
01 0501	引田漁港海岸	－	農水(水産)	東かがわ市	1,064	1,064	707	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
01 0601	引田港海岸	川向地区	国土(港湾)	香川県	770	589	770	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既設護岸の天端高不足により、浸水被害を発生させていることから、海岸整備を行う。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
01 0701	引田海岸	田ノ浦海岸	国土(水国)	香川県	532	172	172	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	良好な海岸景観を維持する。	多様な海岸利用（海水浴など）への配慮した海岸整備を行う。	その他
01 0801	安戸港海岸	松原地区	国土(港湾)	東かがわ市	943	450	450	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端不足により、浸水被害を発生させていることから、浸水の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
01 0802	安戸港海岸	安戸地区	国土(港湾)	東かがわ市	499	180	323	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。また、水際線に藻場が存在するため、藻場の保全に配慮した海岸整備を図る。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
01 0803	安戸港海岸	檜地区	国土(港湾)	東かがわ市	442	410	442	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。 砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。海岸侵食の進行により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	白砂青松の海岸線の維持を行うため、クロマツ林の保全に配慮する。また、水際線には藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を行う。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他
01 1001	経ヶ島海岸	－	農水(農村)	香川県	198	198	198	侵食対策を図るため､護岸改良を行う。	防護面で侵食対策が必要である。既設護岸（石積護岸）の機能不足により、越波被害の恐れがあることから、護岸の整備を行う。	良好な自然景観に配慮し、隣接の保安林と一体的な整備を行う。また、隣接している鹿浦越ランプロファイア岩脈や水際線の藻場の保全に配慮する。	背後地にある福祉法人施設や他の海岸利用の増進に努め、多様化する海岸利用者に対応する。	農地
01 1101	白鳥港海岸	小松原地区	国土(港湾)	香川県	1,131	700	141	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。侵食対策を図るため、護岸、飛沫防止、養浜の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。海岸侵食の進行により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	水際線には藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。また、貴重な植物（クロマツ林）の保全に配慮する。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、商業地
01 1102	白鳥港海岸	松西地区	国土(港湾)	香川県	1,660	1,600	180	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線には藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。また、貴重な植物（クロマツ林）や文化財（松原遺跡）の保全に配慮する。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、商業地
01 1201	三本松港海岸	須賀地区	国土(港湾)	香川県	1,252	1,252	255	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を図る。また、貴重な植物（ハマボウ）や貴重な動物（ハクセンシオマネキ、ハマサジ、ミサゴ）の保全に配慮する。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、商業地
01 1203	三本松港海岸	浜町地区	国土(港湾)	香川県	1,613	570	355	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、浸水被害を発生させていることから、浸水の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	港湾利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地､その他
01 1301	大内海岸	番屋海岸	国土(水国)	香川県	930	930	930	侵食対策に合わせて、海浜利用の促進に配慮した保全施設の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波のおそれがあることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	水際線の藻場やヒラメの養殖に配慮した海岸整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴、釣り、散歩）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスや駐車場の確保に努める。	住宅地、農地
01 1401	小磯漁港海岸	－	農水(水産)	東かがわ市	660	266	266	砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と砂浜の維持回復を図る。	白砂青松の海岸線の維持を行い、天然海岸などの良好な自然景観に配慮する。	多様な海岸利用への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	農地、その他
01 1501	山田海岸	－	農水(農村)	香川県	2,580	240	240	侵食対策を図るため、離岸堤、突堤の整備を行う。	海岸侵食の進行を防止し、併せて砂浜の維持・保全を図る。	良好な自然景観（丸亀島、女島、絹島等）に配慮しつつ、砂浜の維持に努める。また、水際線に藻場が存在するため、藻場の保全に配慮する。	大内町リゾート開発計画によるレクリエーション施設と一体的な利用が図られ、水際の遊歩道とあわせて海岸利用の増進に努める。	農地
01 1601	馬篠漁港海岸	－	農水(水産)	東かがわ市	440	440	112	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他

海岸保全施設の整備内容一覧(2/13)

NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
									防護面	環境面	利用面	
01 1701	青木海岸	－	農水(農村)	香川県	1,183	200	200	侵食対策を図るため、離岸堤、突堤の整備を行う。	海岸侵食の進行を防止するため、面的防護方式を推進し、砂浜の維持・保全を図る。	良好な自然景観に配慮しつつ、砂浜の維持に努める。また、水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴、ウインドサーフィン等）に配慮した海岸整備を行う。	農地
02 0101	津田海岸	中谷海岸	国土(水国)	香川県	598	598	435	侵食対策に合わせて、海浜利用の促進に配慮した保全施設の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地
02 0201	脇元漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	640	640	231	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。護岸天端高不足により、越波被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と砂浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地
02 0401	津田港海岸	西代地区	国土(港湾)	香川県	1,844	300	237	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の老朽化が進んでいることから、高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	隣接する天然海岸との景観に配慮する。また、水際線には藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を図る。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地
02 0402	津田港海岸	松原地区	国土(港湾)	香川県	680	80	221	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の老朽化が進んでいることから、地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	隣接する天然海岸（津田の松原）との景観に配慮する。また、水際線には藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴など）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地
02 0405	津田港海岸	汐田地区	国土(港湾)	香川県	1,543	1,543	442	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
02 0501	さぬき海岸	羽立海岸	国土(水国)	香川県	235	235	262	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と砂浜の維持回復を図る。	良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地
02 0601	吉見漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	390	166	166	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と砂浜の維持回復を図る。	良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他
02 0901	江泊漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	278	278	278	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
02 1001	さぬき海岸	曽根海岸	国土(水国)	香川県	320	320	442	侵食対策を図るため、護岸改良、突堤、養浜等の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波被害が発生していることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	水際線に藻場、干潟が存在するため、藻場と干潟に配慮した海岸整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地
02 1101	猪塚港海岸	猪塚地区	国土(港湾)	さぬき市	1,200	690	690	高潮対策を図るため、護岸、離岸堤の整備を行う。	護岸天端高の不足により、越波被害が発生していることから、越波の防止と前浜の維持を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	隣接する天然海岸との景観に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線には藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を図る。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地
02 1701	小田漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	295	284	284	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
02 1901	小田浦漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	336	336	336	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
02 2101	苫張漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	220	220	220	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
02 2201	さぬき海岸	苫張海岸	国土(水国)	香川県	376	376	376	既設護岸の老朽化対策を行う。	既設護岸の老朽化対策を行う。	隣接する天然海岸との景観に配慮する。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地
02 2601	長浜漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	229	229	229	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	その他
02 2701	志度海岸	長浜新開海岸	国土(水国)	香川県	1,152	1,152	1,152	侵食対策を図るため、護岸改良、突堤、養浜等の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と砂浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地
02 2801	新開漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	329	329	329	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地

海岸保全施設の整備内容一覧(3/13)

NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
									防護面	環境面	利用面	
02 2901	志度海岸	二子浦海岸	国土(水国)	香川県	320	320	260	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線に藻場、干潟が存在するため、藻場と干潟の保全に配慮した海岸整備を図る。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
02 3101	白方漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	638	577	631	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の機能不足のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。	砂浜を有する良好な自然景観に配慮する。	多様な海岸利用（潮干狩り等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地
02 3601	室沖漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	500	500	285	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
02 3701	泊漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	491	491	491	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
02 3801	さぬき海岸	志度臨海地区	国土(水国)	さぬき市	550	550	550	防護面で地震・津波対策が必要である。気候変動に伴う外力の変化や長期的な人口動向を踏まえ、適切な海岸管理を行う。	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	景観に配慮した海岸整備を行う。	港湾利用に配慮した海岸整備を行う。	工業地
03 0101	牟礼海岸	原浜海岸	国土(水国)	香川県	561	561	561	－	－	景観に配慮した海岸整備を行う。	多様な海岸利用（散策等）に配慮する。	住宅地
03 0201	房前漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	524	370	370	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地、その他
03 0301	牟礼港海岸	塩屋地区	国土(港湾)	香川県	807	600	600	砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と砂浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	良好な水質、底質環境の保全を図るとともに、漂着ゴミ、不法投棄への対応を図る。また、水際線には藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、工業地
03 0302	牟礼港海岸	川東地区	国土(港湾)	香川県	373	157	157	－	－	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、工業地
03 0303	牟礼港海岸	御殿地区	国土(港湾)	香川県	1,349	518	307	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震及び津波に対して施設の更なる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、工業地
03 0304	牟礼港海岸	金山地区	国土(港湾)	香川県	327	327	327	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の老朽化が進んでいることから、高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、工業地
03 0701	庵治海岸	高尻海岸	国土(水国)	香川県	420	420	420	高潮及び侵食対策を図るため、潜堤、突堤、養浜等の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波の恐れがあることから、海岸侵食の防止と砂浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	自然海浜保全地区に指定されている砂浜など良好な自然景観に配慮する。また、水際線の藻場の保全に配慮する。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地
03 0901	篠尾漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	323	190	190	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	既存施設の機能不足のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。	水際線に藻場（ガラモ）が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を図る。	多様な海岸利用（潮干狩り等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地、その他
03 1001	鎌野漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	772	647	272	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	良好な水質・底質環境や水際線の藻場に配慮する。併せて、海岸への車両の乗り入れに対応する。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。一方で、路上駐車対策として駐車場の整備等、周辺住民の生活環境に配慮する。	住宅地、農地、その他
03 1101	庵治海岸	鎌野笹尾海岸	国土(水国)	香川県	540	520	520	高潮による被害の軽減及び砂浜の維持・回復を目指した保全施設の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と砂浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	良好な自然景観や水際線の藻場に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地
03 1201	竹居漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	945	704	25	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	水際線に藻場（アマモ）が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を図るとともに、面的整備により護岸天端高の低減化を図り、良好な自然景観に配慮する。	多様な海岸利用（散策等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地、その他
03 1301	江の浜漁港海岸	江の浜地区	農水(水産)	高松市	947	582	290	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。併せて、飛砂・飛沫防止帯を設置し、周辺環境に配慮する。	水際線に藻場（アマモ）が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を図るとともに、面的整備により護岸天端高の低減化を図り、良好な自然景観に配慮する。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地、その他
03 1302	江の浜漁港海岸	御殿地区	農水(水産)	高松市	275	240	65	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の機能不足のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	水際線に藻場（アマモ）が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を図る。併せて、良好な水質・底質環境の保全に努める。	多様な海岸利用（散策等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地、その他

海岸保全施設の整備内容一覧(4/13)

NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
									防護面	環境面	利用面	
03 1401	庵治漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	2,771	2,771	1,886	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
03 1501	庵治港海岸	船隠地区	国土(港湾)	高松市	1,025	400	400	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
03 1701	久通港海岸	久通地区	国土(港湾)	高松市	1,420	1,030	595	地震・津波および高潮対策を図るため、護岸改良、胸壁の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の機能不足のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。	生息が確認されている貴重な動物（ハクセンシオマネキ）の保全や良好な水質・底質の保全に努める。	海岸へのアクセスに配慮して、水際線へのアクセスの確保に努める。	住宅地、工業地、その他
03 1801	立石港海岸	立石地区	国土(港湾)	高松市	511	511	511	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
03 1901	石場港海岸	石場地区	国土(港湾)	高松市	577	577	577	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
03 2201	浦生漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	1,047	1,047	332	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
03 2102	高松港海岸	屋島西地区	国土(港湾)	香川県	1,778	540	540	老朽化した海岸保全施設を補強し、波浪に対して安定な海浜の整備を行う。	老朽化した海岸保全施設を補強し、波浪に対して安定な海浜の整備を行う。	周辺の自然景観（史跡・天然記念物屋島など）と調和の取れた整備を行う。また、水際線には藻場、干潟が存在するため、藻場、干潟に配慮した海岸整備を行う。	多様な海岸利用（散策等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地
03 2103	高松港海岸	潟元･浜北･子の浜地区	国土(港湾)	香川県	2,446	1,580	1,580	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高が不足している箇所の浸水被害の軽減を図る。	周辺の自然景観（史跡・天然記念物屋島など）と調和の取れた整備を行う。	海岸利用を配慮した海岸整備を行う。	住宅地
03 2104	高松港海岸	朝日地区	国土(港湾)	香川県	10,019	5,301	3,400	高潮及び地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	護岸の老朽化及び施設の天端高不足により背後地への浸水の恐れがあることから、老朽化及び高潮対策を図る。また地震及び津波に対して施設の更なる強化を図る。	景観に配慮した施設整備を図る。	港湾利用に配慮した海岸整備を行う。	工業地、住宅地
03 2105	高松港海岸	北浜・東浜地区	国土(港湾)	香川県	1,613	1,613	1,613	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高が不足している箇所の浸水被害の軽減を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	港湾利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、商業地
03 2106	高松港海岸	玉藻地区	国土(港湾)	香川県	800	488	488	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高が不足している箇所の浸水被害の軽減を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	港湾利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、商業地
03 2107	高松港海岸	西浜地区	国土(港湾)	香川県	2,076	2,076	1,058	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の老朽化及び施設の天端高が不足している箇所から背後地への越波・浸水があるため、利用面に配慮しつつ、老朽化及び高潮対策を図る。	水質、底質環境の保全を図る。	海岸利用を増進するため、観光資源や他のレクリエーション施設（サンポート高松等）との連携を図りつつ、人々が憩い安らげる空間の形成を目指した整備を行う。	住宅地、工業地、商業地
03 2301	高松漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	3,967	3,133	3,537	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の機能不足のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。	良好な自然景観への配慮に努める。	水際線へのアクセスの確保に努める。	住宅地
03 2108	高松港海岸	弦打地区	国土(港湾)	香川県	4,227	255	1,369	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高が不足している箇所の浸水被害の軽減を図る。また、施設の老朽化により背後地（道路）の土砂吸出しを受けていることから、護岸改良等による施設整備を行う。	景観に配慮した施設整備を図る。	港湾利用に配慮した施設整備を図る。	住宅地、工業地
03 2109	高松港海岸	香西地区	国土(港湾)	香川県	6,952	1,970	2,917	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高が不足している箇所の浸水被害の軽減を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、工業地、その他
03 2110	高松港海岸	神在地区	国土(港湾)	香川県	1,362	1,362	238	地震・津波および侵食による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。前浜の侵食や護岸の老朽化により背後地への被害が懸念される箇所については、前浜の回復を図る。	水際線の藻場や背後地の文化財（防主山古墳）の保全に配慮した整備を行う。また、親水空間を最大限に活かした海岸景観の創造を行う。	多様な海岸利用に（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセス確保に努める。	住宅地
03 2111	高松港海岸	生島地区	国土(港湾)	香川県	3,733	1,006	218	高潮及び地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高が不足している箇所の浸水被害の軽減を図る。また、老朽化の進行による越波被害が懸念される箇所の整備、地震及び津波に対して施設の更なる強化を行う。	周辺の自然景観と調和の取れた整備を行う。また、水際線に藻場・干潟が存在するため、それらに配慮した海岸整備を行う。	多様な海岸利用（港湾利用等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスに努める。	住宅地、その他

海岸保全施設の整備内容一覧(5/13)

NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
									防護面	環境面	利用面	
03 2401	亀水漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	1,760	838	498	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の機能不足のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。	干潟や良好な自然景観への配慮に努める。	水際線へのアクセスの確保に努める。	住宅地
03 2501	庵治海岸	大島海岸	国土(水国)	香川県	651	651	651	侵食対策を図るため、護岸改良、突堤、養浜等の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波被害が発生していることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	周辺には藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。また、良好な自然景観や良好な水質・底質環境の保全に努める。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他
03 2601	大島港海岸	大島地区	国土(港湾)	高松市	648	340	340	高潮対策を図るため、護岸改良、離岸堤の整備を行う。	既存施設の機能不足・老朽化のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止として面的防護方式による海岸整備を行う。	水際線の藻場や良好な水質・底質の保全に努める。併せて、面的整備により護岸天端高の低減化を図り、良好な自然景観に配慮する。	多様な海岸利用（散策等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地、その他
03 2801	男木漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	220	220	220	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
03 2901	男木港海岸	段畑地区	国土(港湾)	高松市	672	397	397	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
03 3101	女木港海岸	東ノ口地区	国土(港湾)	高松市	1,460	467	467	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
03 3301	西浦漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	411	218	218	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	既存施設の機能不足のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。	良好な自然景観（夕陽百選；女木島）への配慮に努める。	水際線へのアクセスの確保に努める。	住宅地
04 0101	木沢港海岸	－	国土(港湾)	坂出市	2,168	1,987	567	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
04 0201	乃生漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	3,993	3,459	363	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
04 0401	坂出港海岸	地区18	国土(港湾)	坂出市	3,120	2,009	2,009	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
04 0402	坂出港海岸	地区17	国土(港湾)	坂出市	1,984	389	1,121	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	工業地、その他
04 0403	坂出港海岸	地区16	国土(港湾)	坂出市	2,192	1,757	11	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の老朽化により背後地への被害が懸念される箇所については、既設護岸を補強し、背後地を防護する。	水際線に藻場、干潟が存在するため、藻場と干潟の保全に配慮した海岸整備を図る。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	工業地、その他
04 0404	坂出港海岸	地区15	国土(港湾)	坂出市	4,187	1,257	1,257	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	工業地、その他
04 0405	坂出港海岸	地区14	国土(港湾)	坂出市	1,261	661	661	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	工業地、その他
04 0406	坂出港海岸	地区13	国土(港湾)	坂出市	2,205	2,138	11	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
04 0407	坂出港海岸	地区12	国土(港湾)	坂出市	3,268	3,268	507	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対する施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	工業地、住宅地
04 0408	坂出港海岸	地区11	国土(港湾)	坂出市	1,512	762	202	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
04 0409	坂出港海岸	地区10	国土(港湾)	坂出市	1,168	473	473	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	工業地
04 0410	坂出港海岸	地区9	国土(港湾)	坂出市	1,034	858	858	地震・津波、高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	工業地、住宅地
04 0412	坂出港海岸	地区2	国土(港湾)	坂出市	1,373	111	111	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地

海岸保全施設の整備内容一覧(6/13)

NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
									防護面	環境面	利用面	
04 0413	坂出港海岸	地区1	国土(港湾)	坂出市	371	371	371	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	工業地
04 0501	御供所漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	1,331	－	－	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	工業地
04 0601	東浦漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	933	651	657	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
04 0701	西浦漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	1,124	763	763	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
04 1101	岩黒漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	294	152	152	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
04 1201	櫃石漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	1,176	565	565	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
04 1301	与島港海岸	地区9	国土(港湾)	坂出市	521	－	－	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
04 1302	与島港海岸	地区10	国土(港湾)	坂出市	430	270	270	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
04 1303	与島港海岸	地区11	国土(港湾)	坂出市	248	248	248	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
04 1304	与島港海岸	地区6	国土(港湾)	坂出市	999	593	593	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
04 1305	与島港海岸	地区7	国土(港湾)	坂出市	848	387	387	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	商業地
04 1306	与島港海岸	地区17	国土(港湾)	坂出市	766	766	766	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
05 0201	北浦漁港海岸	－	農水(水産)	宇多津町	795	744	795	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
06 0201	丸亀港海岸	富士見地区	国土(港湾)	香川県	5,129	3,244	2,739	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	一部既設護岸においては老朽化に伴い、背後地に越波による被害を及ぼしているため、改良し被害を低減させる。また地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を図る。	港湾利用に配慮した施設整備を図る。	住宅地、商業地、工業地
06 0202	丸亀港海岸	蓬莱地区	国土(港湾)	香川県 丸亀市	6,436	5,061	857	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	冬期風浪、台風及び高潮時には、背後地に越波・浸水による被害を及ぼしているため、施設整備により背後地の防護を図る。また、一部既設護岸においては老朽化に伴い背後地に越波による被害を及ぼしているため、改良し被害を低減させる。また、地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。	観光資源や他のレクリエーション施設（海浜公園等）との連携を図る。	住宅地、商業地、工業地
06 0203	丸亀港海岸	昭和地区	国土(港湾) 国土(水国)	香川県 丸亀市	4,431	3,571	3,101	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	景観や藻場に配慮した海岸整備を図る。	港湾利用に配慮した施設整備を図る。	工業地
06 0301	丸亀多度津海岸	中津豊原海岸	国土(水国)	香川県	1,572	680	680	地震・津波対策及び海浜利用の促進に配慮した、砂浜の回復を図る。	前浜の維持回復を図る。また、地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線には藻場・干潟が存在するため、藻場・干潟の保全に配慮した海岸整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮に努める。また、中津万象園、丸亀美術館などとの連携を図る。	住宅地、農地、その他
06 0701	本島港海岸	港その１	国土(港湾)	丸亀市	774	195	195	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	その他
06 0702	本島港海岸	港その２	国土(港湾)	丸亀市	1,704	1,038	1,038	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他

海岸保全施設の整備内容一覧(7/13)

NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
									防護面	環境面	利用面	
06 0703	本島港海岸	港その３	国土(港湾)	丸亀市	1,385	1,200	753	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
06 1301	福田漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	373	373	202	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	その他
06 1401	大浦港海岸	浜辺地区	国土(港湾)	丸亀市	1,489	1,370	1,370	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
06 1501	屋釜海岸	－	農水(農村)	香川県	620	422	422	侵食対策を図るため、護岸、突堤、潜堤、養浜の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	瀬戸内海国立公園内の塩飽諸島に位置するため、自然景観に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地
06 1801	笠島漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	436	436	436	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	既存施設の機能不足（天端高不足）のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。	良好な自然景観への配慮に努める。	海岸利用に配慮した施設整備を図る。	住宅地
06 2001	里浦港海岸	－	国土(港湾)	丸亀市	600	480	480	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	その他、住宅地
06 2201	小浦港海岸	港地区	国土(港湾)	丸亀市	572	255	255	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	その他、住宅地
06 2601	江ノ浦港海岸	港その１	国土(港湾)	丸亀市	1,130	1,045	1,045	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地、その他
06 2602	江ノ浦港海岸	港その２	国土(港湾)	丸亀市	1,067	340	340	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地、その他
06 2801	甲路漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	459	459	459	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
06 2901	青木港海岸	市井地区	国土(港湾)	丸亀市	765	765	765	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
06 2902	青木港海岸	青木地区	国土(港湾)	丸亀市	760	760	760	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
06 3101	茂浦漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	578	578	578	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
06 3401	手島港海岸	港地区	国土(港湾)	丸亀市	794	500	500	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	農地
06 3701	小手島漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	743	743	440	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
07 0102	多度津港海岸	多度津西地区	国土(港湾)	香川県 多度津町	5,408	1,793	535	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設の更なる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を図る。	港湾利用に配慮した施設整備を図る。	住宅地、商業地、工業地
07 0201	多度津海岸	東白方海岸	国土(水国)	香川県	455	455	455	砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。また、越波の防止を図る。	良好な海岸景観に配慮した海岸の整備を図る。また、水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地
07 0301	白方漁港海岸	－	農水(水産)	多度津町	508	508	161	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	護岸天端高の不足により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と砂浜の維持回復を図る。また、地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線に干潟が存在するため、干潟に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地
07 0401	多度津海岸	西白方海岸	国土(水国)	香川県	588	588	226	地震・津波及び高潮による被害の軽減及び砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	既設護岸の老朽化、天端高さの不足及び海岸侵食の進行により、越波被害が発生していることから、海岸侵食の防止を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。また、地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	背後地の貴重な植物（クロマツ林）の保全に配慮する。また、良好な自然景観（海岸寺など）や水際線の藻場・干潟に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用（マリンスポーツ等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地
07 0601	見立港海岸	浜地区	国土(港湾)	多度津町	1,416	665	260	地震・津波及び高潮対策を図るため、護岸改良、消波工、離岸堤の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止と砂浜の維持を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。また、地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	良好な自然景観に配慮する。また、水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地

海岸保全施設の整備内容一覧(8/13)

NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
									防護面	環境面	利用面	
07 0701	高見板持海岸	－	農水(農村)	香川県	705	45	45	侵食対策を図るため、護岸の改修を行う。	波浪及び既設護岸の老朽化により、越波被害を発生させていることから、背後地の侵食防止を図るため、護岸の改修を行う。	瀬戸内海国立公園内の塩飽諸島に位置するため、自然景観に配慮した海岸の整備を図る。	堤防上は管理用道路となっており、通作はもとより島内の基幹道路となっているため、散策等日常的な利用に配慮する。	農地、その他
07 0801	高見港海岸	浜ノ浦地区	国土(港湾)	多度津町	3,262	1,898	1,898	高潮対策を図るため、護岸改良、突堤の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。併せて、砂浜の保全に努める。	良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線には藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地
07 1001	佐柳港海岸	本浦・長崎地区	国土(港湾)	多度津町	3,820	2,423	336	地震・津波及び高潮対策を図るため、護岸改良、離岸堤の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止と砂浜の維持を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。また、地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線の藻場、干潟に配慮した海岸の整備を図る。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他
07 1101	長崎浦海岸	－	農水(農村)	香川県	1,474	1,421	1,421	越波対策を図るため、波返工の整備を行う。	海岸侵食の進行により、頻繁に越波が生じて農作物に被害が発生しているため、越波防止対策を図る。また、堤防上は町道となっており、通作はもとより島内の基幹道路となっているため、通行の安全を確保する。	藻場の保全に配慮した海岸整備を行う。	散策等の日常的な利用に配慮する。	農地、その他
08 0101	大見海岸	－	農水(農村)	香川県	780	780	780	施設の老朽化対策及び高潮対策を図るため、護岸改良を行う。	既設護岸の老朽化、天端高さの不足により越波被害が発生していることから、施設の老朽化への対応と越波の防止を図る。	良好な自然景観に配慮する。また、水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	農地、住宅地、その他
08 0301	詫間港海岸	水出地区	国土(港湾)	香川県	3,637	1,600	2,137	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。また、施設の老朽化への対応と越波の防止を図る。	漂着ゴミ、不法投棄への対応を図る。	海岸利用に配慮した施設整備を行う。	住宅地、工業地
08 0302	詫間港海岸	経面地区	国土(港湾)	香川県	5,768	1,907	763	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の老朽化への対応を図る。また、地震及び津波に対して施設のさらなる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を図る。 漂着ゴミ、不法投棄への対応を図る。	港湾利用に配慮した海岸整備を行う。 海岸利用に配慮した施設整備を行う。	工業地、農地、住宅地、商業地
08 0303	詫間港海岸	浜田地区	国土(港湾)	香川県	4,124	1,200	1,200	老朽化対策および高潮対策と合わせて、環境に配慮した保全施設の整備を行う。	施設の老朽化および高潮対策への対応を図る。	景観に配慮した海岸整備を図る。 漂着ゴミ、不法投棄への対応を図る。	港湾利用に配慮した海岸整備を行う。 海岸利用に配慮した施設整備を行う。	工業地、農地、住宅地、商業地
08 0304	詫間港海岸	高谷地区	国土(港湾)	香川県 三豊市	1,851	714	164	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
08 0305	詫間港海岸	香田地区	国土(港湾)	香川県	3,166	2,254	777	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。現状では浸水・越波に対して不安であるため、機能不足への対応を図る。	水際線の藻場の保全に配慮する。また、漂着ゴミ、不法投棄への対応を図る。	海岸利用に配慮した施設整備を行う。	住宅地、工業地、農地
08 0401	詫間海岸	楠浜海岸	国土(水国)	香川県	775	300	300	砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	天然護岸（もろい岩礁）の侵食を防止するため、海岸の整備を行う。	水際線に藻場、干潟が存在するため、藻場と干潟の保全に配慮した海岸整備を図る。また、良好な海岸景観を維持する。	多様な海岸利用への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他
08 0501	船越港海岸	－	国土(港湾)	三豊市	1,213		857	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線に藻場が存在するため、藻場の保全に配慮した海岸整備を図る。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
08 0601	詫間海岸	船越海岸	国土(水国)	香川県	1,213	808	857	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線に藻場が存在するため、藻場の保全に配慮した海岸整備を図る。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
08 0801	詫間海岸	積海岸	国土(水国)	香川県	487	274	274	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	海岸侵食を防止し、越波被害の軽減を図る。	水際線に藻場、干潟が存在するため、藻場と干潟の保全に配慮した海岸整備を図る。	文化資源（稲荷神社）と調和した海岸整備に努める。	住宅地、その他
08 0901	積漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	448	448	448	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
08 1101	箱海岸	－	農水(農村)	香川県	466	70	70	侵食対策を図るため、倒壊・破損した護岸の整備改修を行う。	施設の一部が崩壊・破損しており、このまま放置すれば増破して海岸侵食が進行することから、施設の維持補修により海岸侵食防止を図る。	藻場や文化財（箱遺跡）の保全に配慮した海岸整備を行う。	多様な海岸利用（釣り等）に配慮しつつ、水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	農地
08 1201	詫間海岸	箱海岸	国土(水国)	香川県	1,539	1,059	1,059	侵食対策を図るため、護岸改良、突堤、養浜等の整備を行う。	海岸侵食を防止し、砂浜の維持回復を図る。	水際線に藻場が存在するため、藻場の保全に配慮した海岸整備を図る。 漂着ごみ、不法投棄への対応に努める。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他

海岸保全施設の整備内容一覧(9/13)

NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
									防護面	環境面	利用面	
08 1301	箱浦港海岸	本郷地区	国土(港湾)	三豊市	1,074	700	317	地震・津波、耐震及び侵食対策を図るため、護岸改良、突堤、養浜等の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。海岸侵食を防止し、砂浜の維持回復を図る。また、耐震点検により、二次災害の危険性が指摘されていることから耐震性の確保に努める。浸水防止への対応を図る。	水際線に藻場、干潟が存在するため、藻場と干潟の保全に配慮した海岸整備を図る。 漂着ごみ、不法投棄への対応に努める。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他
08 1302	箱浦港海岸	箱浦地区	国土(港湾)	三豊市	125	125	28	地震・津波および高潮対策を図るため、護岸改良を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波・浸水被害を発生させていることから、越波の防止を図る。併せて、砂浜の保全を図る。	隣接の天然海岸との景観に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線には藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他
08 1401	室浜漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	319	319	319	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
08 1601	本村漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	486	486	486	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
08 1701	志々島港海岸	志々島地区	国土(港湾)	三豊市	1,044	653	653	高潮対策を図るため、護岸改良を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。併せて、砂浜の保全に努める。	良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他
08 1901	船隠港海岸	船隠地区	国土(港湾)	三豊市	639	639	639	高潮対策を図るため、護岸改良を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。併せて、砂浜の保全に努める。	良好な自然景観や文化財（東風浜遺跡・東風浜古墳）の保全に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線の藻場に配慮した海岸の整備を図る。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地
08 2201	上新田漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	633	633	255	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
08 2501	粟島港海岸	潟満地区	国土(港湾)	三豊市	536	536	346	地震・津波および高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
08 2801	粟島西港海岸	東風浜地区	国土(港湾)	三豊市	977	741	741	高潮対策を図るため、護岸改良を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。併せて、砂浜の保全に努める。	良好な自然景観や文化財（コブシ古墳）の保全に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地
09 0101	吉田漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	1,348	1,348	1,348	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	越波及び海岸侵食の防止を図る。	水際線に藻場、干潟が存在するため、藻場、干潟に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地
09 0201	福田漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	2,655	1,288	1,175	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。越波及び海岸侵食の防止を図る。	良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地
09 0401	当浜漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	250	250	250	高潮対策を図るため、護岸改良を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。併せて、砂浜の保全に努める。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
09 0501	亀崎海岸	－	農水(農村)	小豆島町	850	350	350	侵食対策を図るため、護岸改良を行う。	海岸侵食の進行により、越波被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、海岸整備を行う。	水際線の藻場や背後地の文化財（大阪城石垣石切丁場銘天狗岩磯丁場）の保全に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	農地、住宅地
09 0601	岩谷漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	166	166	166	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
09 0801	橘漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	852	852	629	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
09 0901	白崎海岸	－	農水(農村)	香川県	520	100	100	砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	良好な自然景観に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）に配慮した整備を図る。	農地
09 1501	瀬の倉漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	187	187	187	高潮対策を図るため、護岸改良を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。併せて、砂浜の保全に努める。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
09 1602	坂手港海岸	坂手西地区	国土(港湾)	香川県	933	523	523	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	高潮に対して施設のさらなる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	港湾利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
09 1701	堀越漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	482	404	404	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	既存施設の機能不足のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。	沿岸域に存在する藻場の保全に配慮する。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地

海岸保全施設の整備内容一覧(10/13)

NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
									防護面	環境面	利用面	
09 2001	汐江海岸	－	農水(農村)	香川県	370	370	370	侵食対策を図るため、護岸改良を行う。	海岸侵食の進行により、越波被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、海岸整備を行う。	水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	農地、住宅地、その他
09 2101	三角海岸	－	農水(農村)	香川県	1,450	520	520	侵食対策を図るため、護岸改良、突堤の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	農地、住宅地、その他
09 2201	田浦漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	353	353	353	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
09 2303	内海港海岸	古江地区	国土(港湾)	香川県	1,031	897	1,031	地震・津波による被害の軽減および砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	砂浜が失われており、砂浜の回復を目指す。また地震及び津波に対して施設の強化を図る。	水際線には藻場が存在するため、藻場の保全に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地
09 2304	内海港海岸	苗羽地区	国土(港湾)	香川県	3,385	752	110	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線には藻場が存在するため、藻場の保全に配慮した海岸の整備を図る。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	商業地
09 2305	内海港海岸	馬木地区	国土(港湾)	香川県	1,840	117	691	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線には藻場が存在するため、藻場の保全に配慮した海岸の整備を図る。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	商業地
09 2306	内海港海岸	安田地区	国土(港湾)	香川県	834	400	56	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
09 2307	内海港海岸	草壁地区	国土(港湾)	香川県	3,180	170	957	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
09 2308	内海港海岸	日方地区	国土(港湾)	香川県	1,794	521	180	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線には藻場が存在するため、藻場の保全に配慮した海岸の整備を図る。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
09 2409	内海港海岸	水木地区	国土(港湾)	香川県	1,402	226	698	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線には藻場が存在するため、藻場の保全に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用（二十四の瞳映画村渡し舟など）への配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
09 2601	竹生漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	331	331	278	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の機能不足のため、越波・越流被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。	景観に配慮する。	海岸利用に配慮した施設整備を図る。	住宅地
09 2701	石場海岸	－	農水(農村)	香川県	350	200	200	侵食対策を図るため、護岸改良、突堤の整備を行う。	既設護岸の老朽化及び海岸侵食が進行し、越波被害が発生していることから、海岸侵食の防止を図る。	水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	農地、住宅地
09 2901	牛ヶ浦漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	77	77	77	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
09 3101	長崎漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	196	162	162	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
09 3501	蒲野漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	127	127	127	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
09 3601	小豆島池田海岸	吉ヶ浦海岸	国土(水国)	香川県	566	566	566	侵食対策を図るため、離岸堤改良、突堤、養浜等の整備を行う。	既設離岸堤の機能不足により、越波被害が発生していることから、海岸侵食の防止を図るため、施設改良を行う。	水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。また、良好な自然景観及び小島に生息する貴重な鳥類の保全に配慮する。	多様な海岸利用（海水浴等）に配慮した海岸の整備を図る。	住宅地、農地
09 3701	吉ヶ浦漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	55	55	55	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
09 3801	小豆島池田海岸	市神子海岸	国土(水国)	香川県	320	283	283	侵食対策を図るため、突堤、養浜等の整備を行う。	既設離岸堤の機能不足により、越波被害が発生していることから、海岸侵食の防止を図るため、施設改良を行う。	水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。また、良好な自然景観に配慮する。	多様な海岸利用（海水浴等）に配慮した海岸の整備を図る。	住宅地
09 3901	谷尻漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	83	83	83	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
09 4001	白浜海岸	－	農水(農村)	香川県	490	230	230	砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	既設護岸の前面は海岸侵食が進行し、越波被害が発生していることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。また、貴重な自然海岸のため、周囲との調和のとれた海岸整備とし、自然海岸を多く残すよう配慮する。	多様な海岸利用への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	農地、山林

海岸保全施設の整備内容一覧(11/13)

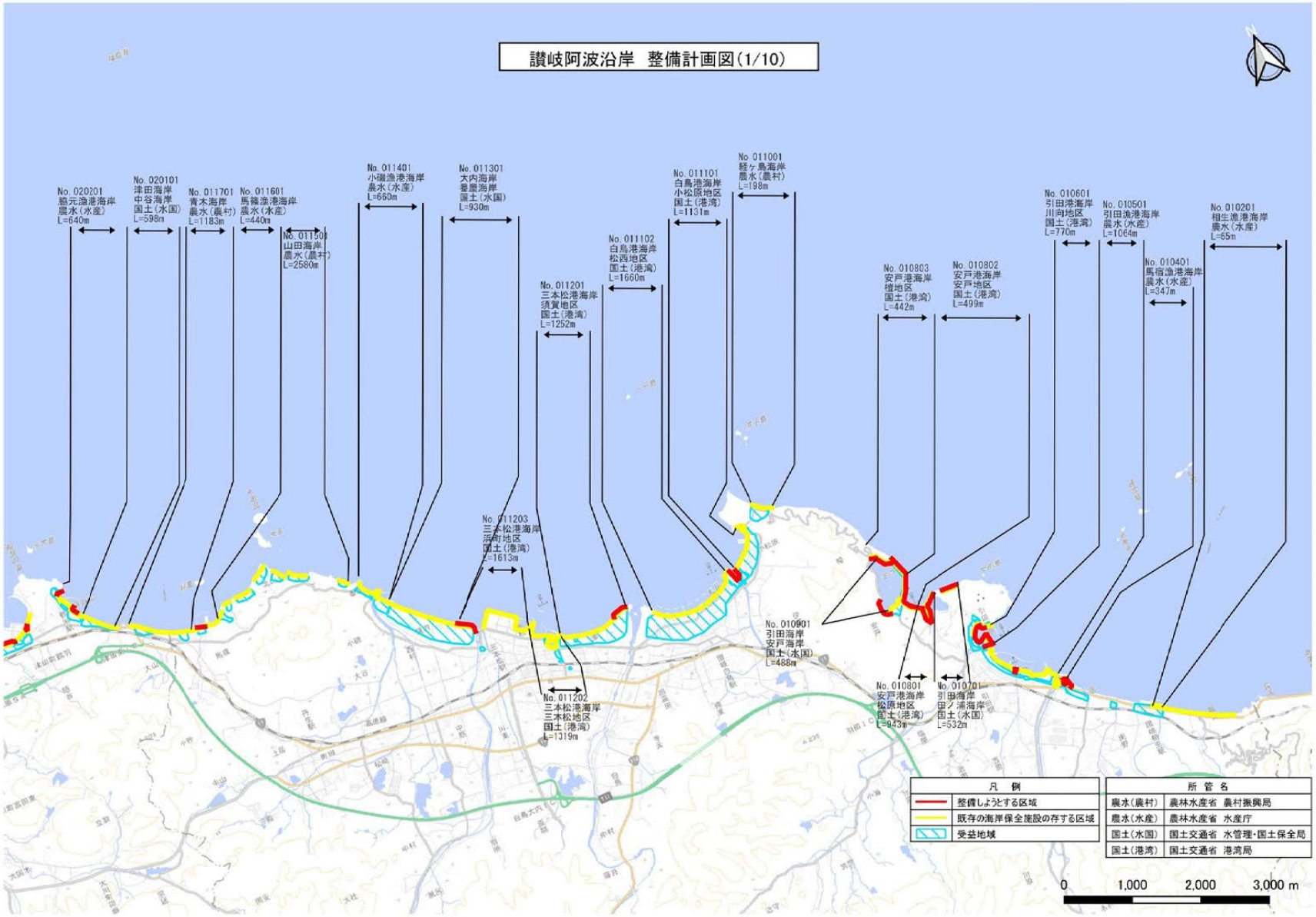
NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
									防護面	環境面	利用面	
09 4101	三都港海岸	外浜地区	国土(港湾)	小豆島町	1,151	710	710	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
09 4102	三都港海岸	神浦地区	国土(港湾)	小豆島町	1,101	719	216	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
09 4201	富士漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	676	221	221	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
09 4301	吉野崎港海岸	吉野地区	国土(港湾)	小豆島町	660	157	157	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
09 4302	吉野崎港海岸	二面地区	国土(港湾)	小豆島町	483	414	414	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
09 4401	二面漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	436	382	386	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
09 4501	室生漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	600	494	188	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
09 4601	室生北港海岸	浜畑・浜町地区	国土(港湾)	小豆島町	690	115	115	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
09 4701	池田港海岸	浜条地区	国土(港湾)	香川県	766	724	206	地震・津波及び侵食対策を図るため、護岸、突堤、養浜の整備を行う。	海岸侵食の進行及び護岸施設の老朽化により、越波被害の恐れがあることから、海岸侵食の防止と越波・浸水の防止を図るため、海岸整備を行う。地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	隣接する天然海岸（磯）の水際線に存在する藻場に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）に配慮した海岸の整備を図る。	住宅地
09 4702	池田港海岸	平木地区	国土(港湾)	香川県	2,234	742	821	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線に存在する藻場に配慮した海岸の整備を図る。	海岸利用に配慮した海岸の整備を図る。	住宅地、商業地、農地
09 4801	蒲生漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	1,364	659	659	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
09 4901	入部漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	422	422	111	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
10 0101	小豆島土庄海岸	破風脇海岸	国土(水国)	香川県	815	60	599	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線に藻場、干潟が存在するため、藻場と干潟の保全に配慮した海岸整備を図る。景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
10 0301	王子前漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	1,845	1,845	1,097	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。越波及び海岸侵食の防止を図る。	水際線に藻場、干潟が存在するため、藻場、干潟に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農地、その他
10 0501	土庄東港海岸	余島地区	国土(港湾)	香川県	1,682	976	1,152	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	既設護岸の老朽化が著しいため、波浪による護岸の崩壊の危険性があることから、老朽化対策を図る。地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 施設の天端高不足により、浸水被害を発生させていることから、浸水被害の防止を図る。	良好な自然景観（大余島陰けい砂州等）や藻場に配慮した海岸の整備を図る。	海岸・港湾利用者に配慮した海岸の整備を図る。	商業地
10 0502	土庄東港海岸	鹿島地区	国土(港湾)	香川県	531	200	382	地震・津波及び侵食対策を図るため、護岸、離岸堤、突堤、養浜の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波被害が発生していることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	砂浜の維持に努めつつ、良好な自然景観（大余島陰けい砂州等）に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴等）に配慮した海岸の整備を図る。	住宅地、商業地
10 0601	鹿島漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	478	183	185	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
10 0901	柳漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	595	328	328	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
10 1201	千軒漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	800	800	800	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
10 1401	小瀬港海岸	小瀬地区	国土(港湾)	土庄町	243	108	108	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地

海岸保全施設の整備内容一覧(12/13)

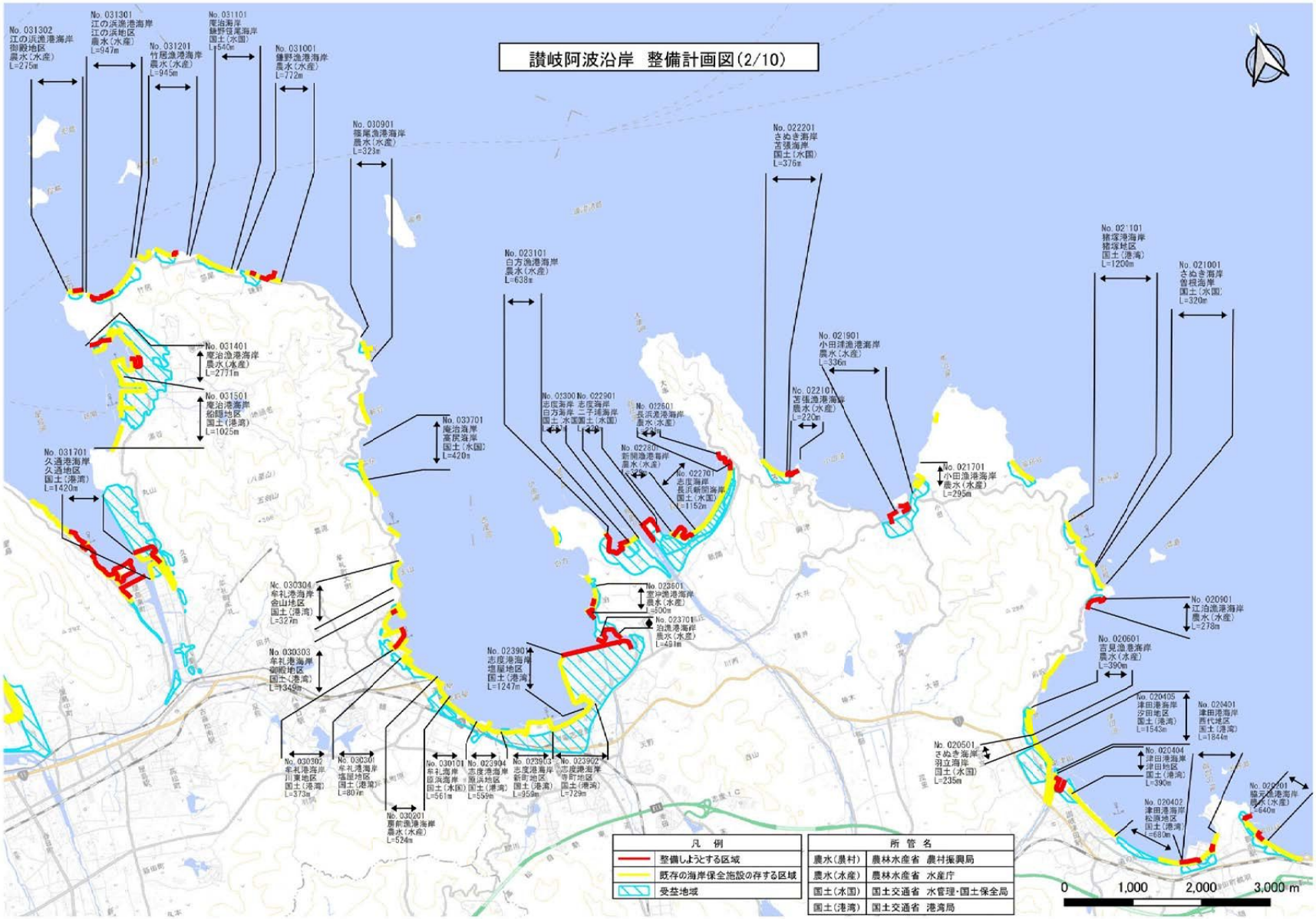
NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
									防護面	環境面	利用面	
10 1801	土庄港海岸	畝木地区	国土(港湾)	香川県	1,280	234	492	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	その他
10 1802	土庄港海岸	吉ヶ浦地区	国土(港湾)	香川県	1,518	855	1,428	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	港湾利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
10 1803	土庄港海岸	床鼻地区	国土(港湾)	香川県	741	500	377	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	既設護岸の機能不足により、越波被害の恐れがあることから、越波の防止を図る。地震及び津波に対して施設の更なる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を図る。	観光資源（土渕海峡）を活かした海岸の整備を図る。	住宅地、商業地、工業地、農地、その他
10 1804	土庄港海岸	西古浜地区	国土(港湾)	香川県	532	300	338	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	既設護岸の機能不足により、越波被害の恐れがあることから、越波の防止を図る。地震及び津波に対して施設の更なる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を図る。	観光資源（土渕海峡）を活かした海岸の整備を図る。	住宅地、商業地、工業地、農地、その他
10 1806	土庄港海岸	中屋敷地区	国土(港湾)	香川県	833	683	233	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
10 1807	土庄港海岸	西岡地区	国土(港湾)	香川県	687	350	679	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線の藻場や景観に配慮した海岸整備を図る。	海岸利用者に配慮した海岸の整備を図る。	住宅地、その他
10 2001	虎浜海岸	－	農水(農村)	香川県	310	80	80	侵食対策を図るため、護岸の整備を行う。	海岸侵食の進行により、背後農地の後退等の被害が発生していることから、海岸侵食を防止し、農地の保全を図る。	周辺の良好な自然景観へ配慮し、砂浜の保全を図る。	海岸利用の増進に努め、多様化する海岸利用者に対応する。	農地
10 2101	四海漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	2,567	2,567	410	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
10 2401	長浜漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	445	445	445	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
10 2501	江島港海岸	渦江地区	国土(港湾)	土庄町	858	724	724	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
10 2502	江島港海岸	目島地区	国土(港湾)	土庄町	313	165	165	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
10 2701	元目漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	265	175	175	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
10 2901	馬越港海岸	馬越地区	国土(港湾)	土庄町	556	153	153	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
10 3301	北浦港海岸	尾形崎地区	国土(港湾)	土庄町	267	267	267	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
10 3302	北浦港海岸	宮ノ西地区	国土(港湾)	土庄町	762	249	249	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
10 3303	北浦港海岸	釿石地区	国土(港湾)	土庄町	731	272	272	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
10 3401	見目漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	400	400	400	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
10 3601	小海漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	246	246	246	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
10 3701	琴塚漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	553	553	553	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
10 3901	田井漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	928	928	928	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地

海岸保全施設の整備内容一覧(13/13)

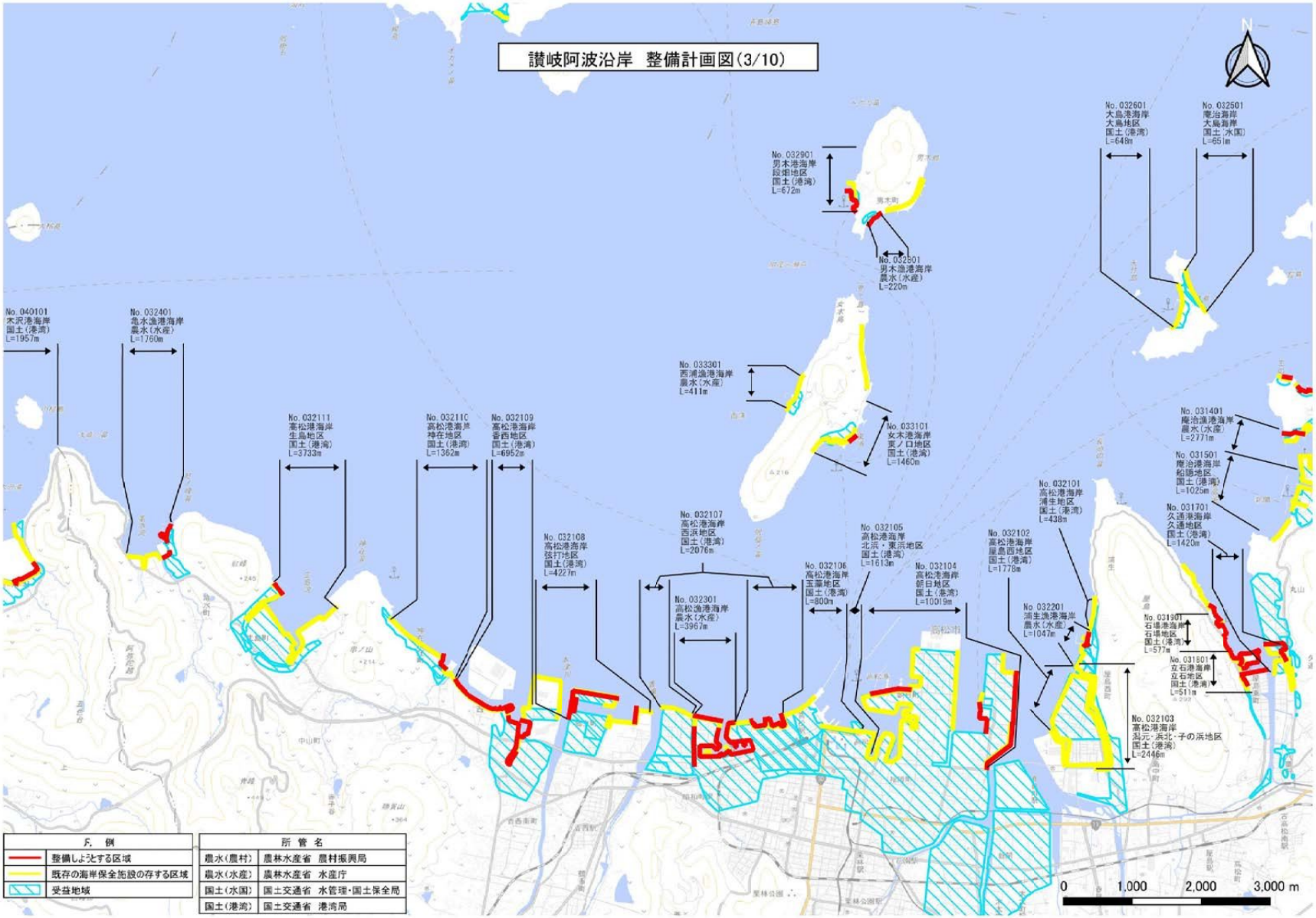
NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
									防護面	環境面	利用面	
10 4001	大部港海岸	大部地区	国土(港湾)	香川県	1,612	961	529	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。海岸侵食の進行により越波被害が想定されることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図る。	水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。	海岸・港湾の利用者に配慮した海岸の整備を図る。	住宅地、商業地
10 4201	小部漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	2,034	1,962	1,962	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	農地
10 4401	小豆島土庄海岸	沖の島海岸	国土(水国)	香川県	439	427	277	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線に藻場が存在するため、藻場の保全に配慮した海岸整備を図る。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地・農地
10 4801	小豊島港海岸	小豊島地区	国土(港湾)	土庄町	709	155	135	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	その他
10 5301	稲塚海岸	－	農水(農村)	香川県	270	270	270	侵食対策を図るため、突堤の整備を行う。	海岸侵食の進行により、背後農地の後退等を来していることから、海岸侵食の防止を図る。	瀬戸内海国立公園内に位置することから、自然海岸の維持保全等に配慮した整備を図る。	既設侵入道のアクセス機能を回復させ、多様化する海岸利用の対応を図る。	農地
10 5401	甲生海岸	－	農水(農村)	香川県	700	439	439	老朽化対策を図るため、護岸の整備を行う。	石積護岸の老朽化に併せて越波被害等により、背後農地の荒廃及び被災に対する住民不安を来していることから、高潮の防止を図る。	瀬戸内海国立公園区域に隣接することから、自然景観に配慮した整備を図る。	堤防上が付近住民の耕作道等として利用していることから、利用者の安全通行を確保する。	農地、住宅地
10 5701	甲生漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	422	252	252	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
10 5801	神子浜海岸	－	農水(農村)	香川県	750	365	365	侵食による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	海岸侵食の進行により、越波被害等による背後農地の後退等を来していることから、海岸侵食の防止及び高潮を防止し、面的防護方式による整備を行い、農地の保全を図る。	瀬戸内海国立公園内に位置し、砂浜等良好な自然景観を呈していることから、これらの自然環境に配慮し、砂浜の保全も図る。また、水際線に藻場が存在するため、藻場に配慮した海岸の整備を図る。	多様な海岸利用に配慮した海岸の整備を図る。	農地、その他
10 6002	家浦港海岸	家浦地区	国土(港湾)	香川県	1,797	767	462	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地
10 6101	硯漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	270	270	30	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
10 6201	唐櫃漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	846	846	780	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地
11 0101	牛ヶ首漁港海岸	－	農水(水産)	直島町	267	267	267	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	その他
11 0201	屏風港海岸	屏風島地区	国土(港湾)	直島町	248	220	220	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	既存施設の機能不足のため、越波の恐れがあることから、越波の防止を図る。	自然景観や沿岸域に存在する藻場の保全に配慮する。	海岸利用に配慮した施設整備を図る。	住宅地
11 0401	直島海岸	家島北海岸	国土(水国)	香川県	408	408	408	老朽化対策による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	既設護岸の老朽化、天端高さの不足により、越波被害が発生していることから、老朽化対策を図る。	周辺の良好な景観や水質・底質環境の保全に努める。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	農地
11 0502	直島港海岸	向島地区	国土(港湾)	香川県	921	474	474	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高が不足している箇所の浸水被害の軽減を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	港湾利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地、その他
11 0503	直島港海岸	本村地区	国土(港湾)	香川県 直島町	4,459	2,342	1,927	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の天端高が不足している箇所の浸水被害の軽減を図る。また地震・津波及び高潮に対して施設の更なる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	港湾利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農地、その他
11 0601	積浦漁港海岸	－	農水(水産)	直島町	785	785	773	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、その他
11 0901	琴反地海岸	－	農水(農村)	香川県	1,100	100	100	砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	海岸侵食の進行を防止するため、面的防護方式を推進し、砂浜の維持・保全を図る。	良好な自然景観に配慮しつつ、砂浜の維持に努める。また、水際線に藻場が存在するため、藻場の保全に配慮する。	多様な海岸利用（火まつり等）に配慮した海岸整備を行う。また、背後地のレクリエーション施設（ふるさと海の家、国際キャンプ場等）との連携を図る。	農地、その他
11 1101	横防海岸	横防地区	農水(農村)	香川県	550	170	171	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	多様な海岸利用（海水浴等）に配慮した海岸の整備を図る。	住宅地、農地
11 1201	宮浦港海岸	宮浦地区	国土(港湾)	香川県 直島町	1,240	913	163	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指して保全施設の整備を行う。 侵食対策を図るため、突堤、潜堤、養浜の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 施設の天端高が不足している箇所の浸水被害の軽減を図る。 海岸侵食の進行により、越波被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。	景観に配慮した海岸整備を行う。 良好な水質、底質環境や藻場及び文化財（横防遺跡）の保全を図るとともに、漂着ゴミ、不法投棄への対応を図る。	港湾利用に配慮した海岸整備を行う。 多様な海岸利用（海水浴等）に配慮した海岸の整備を図る。	住宅地、農地



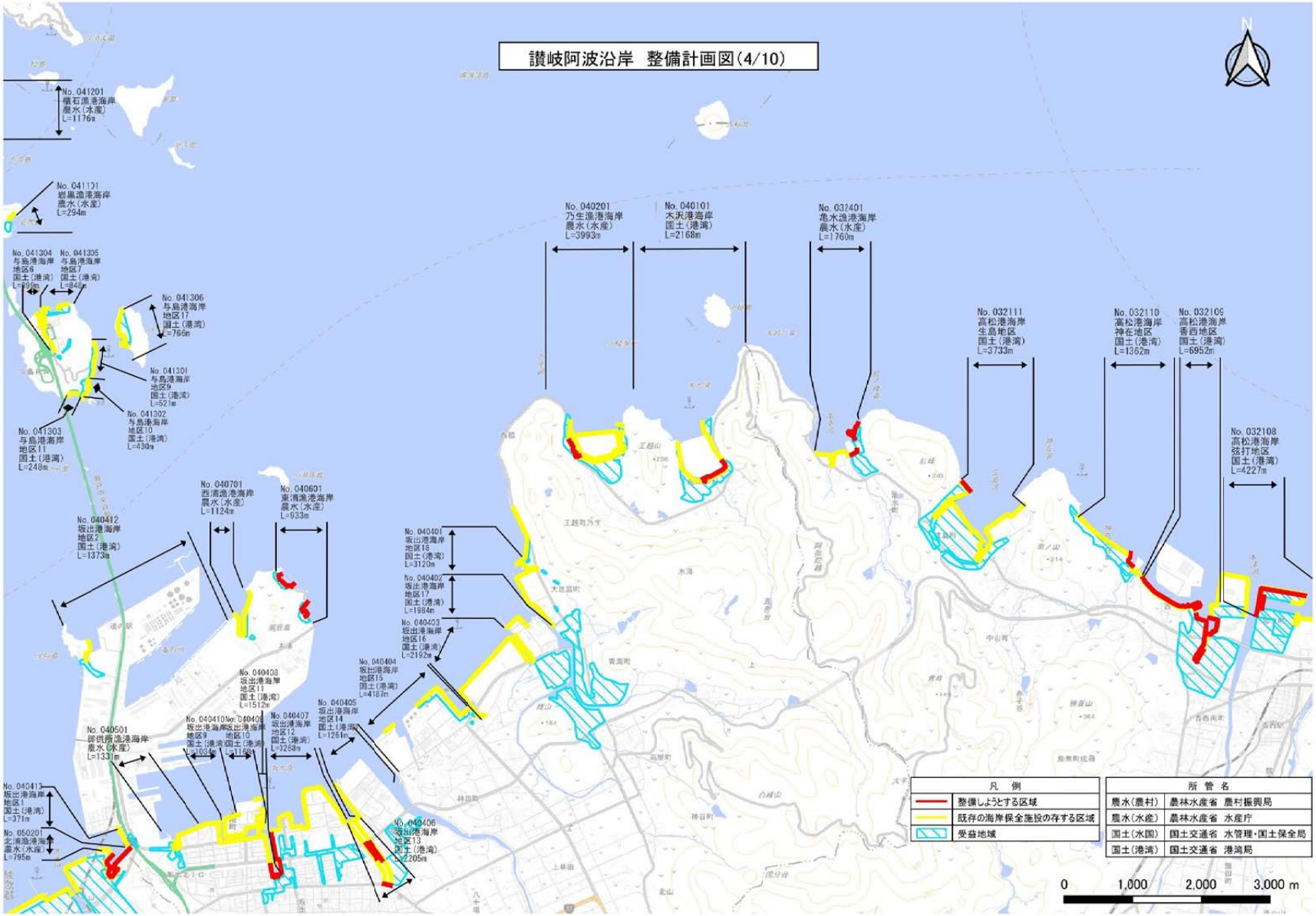
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



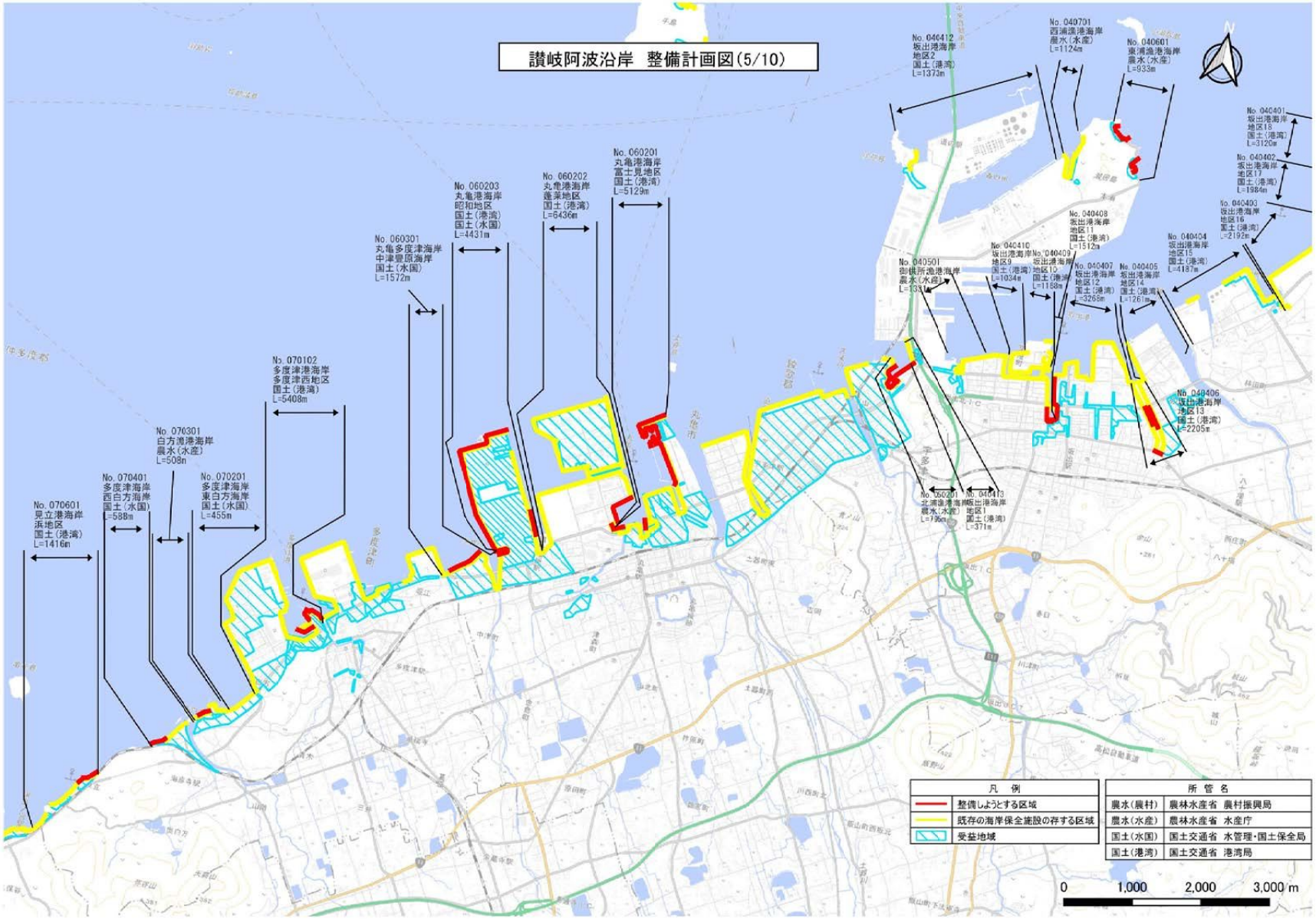
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



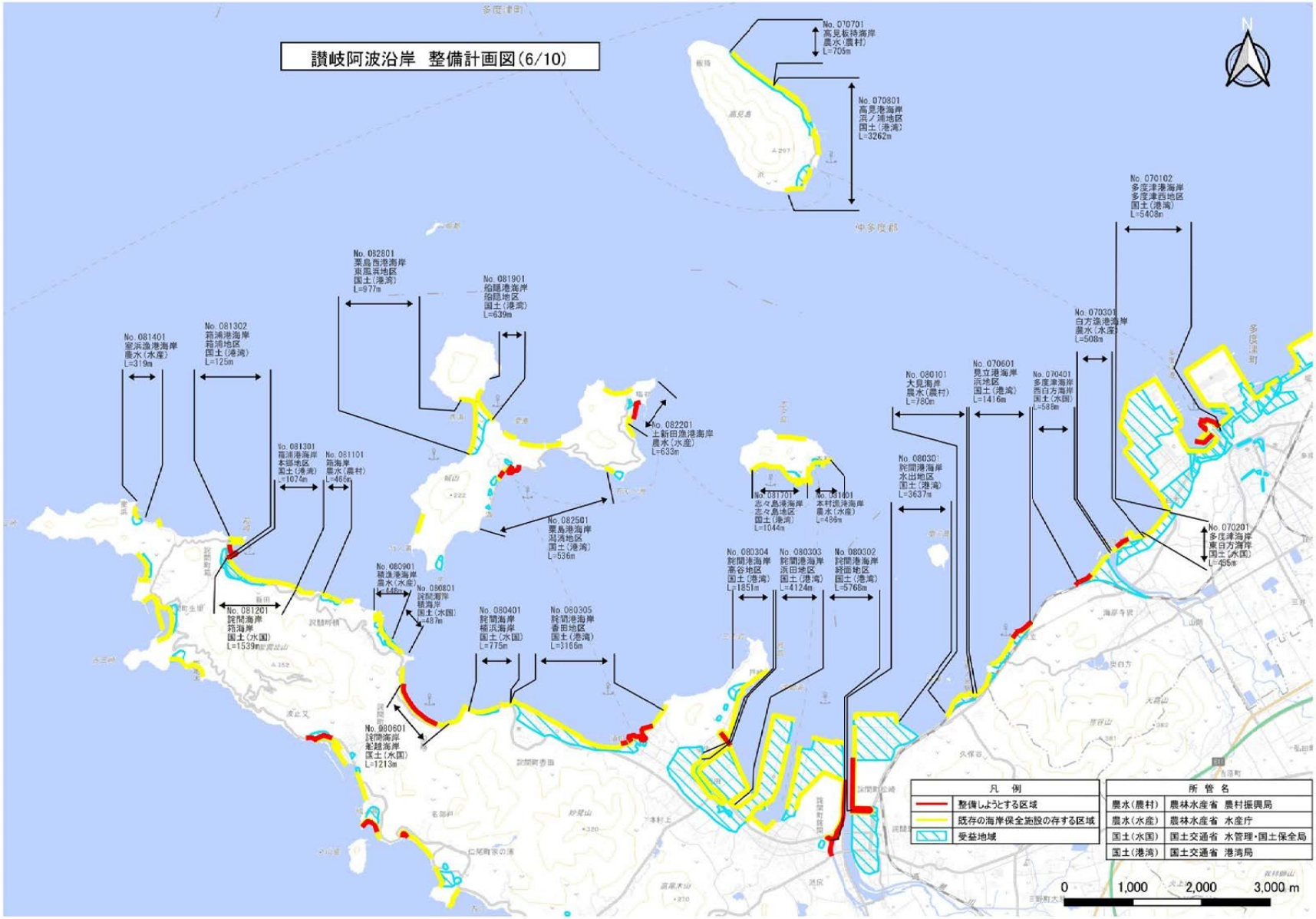
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



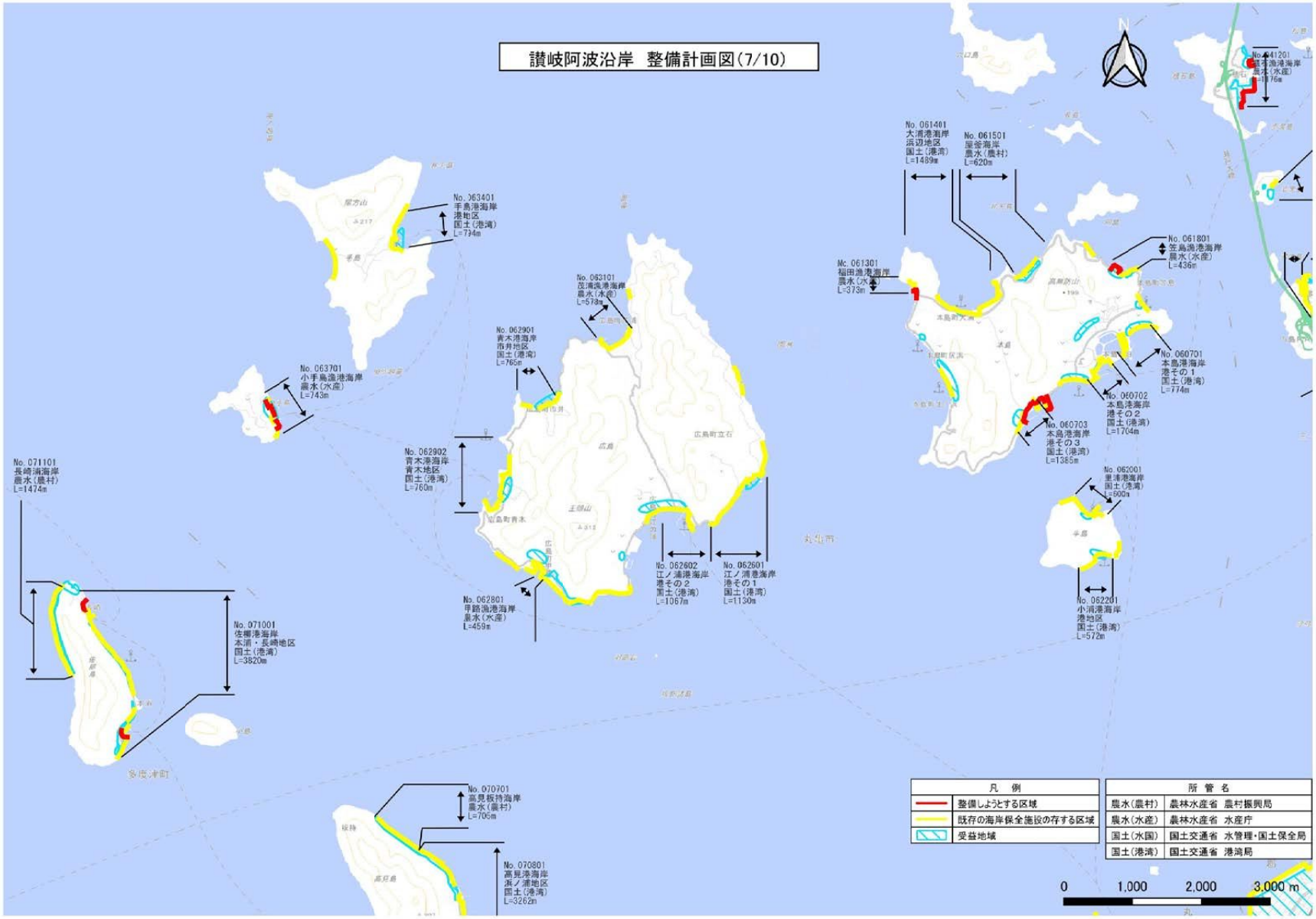
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



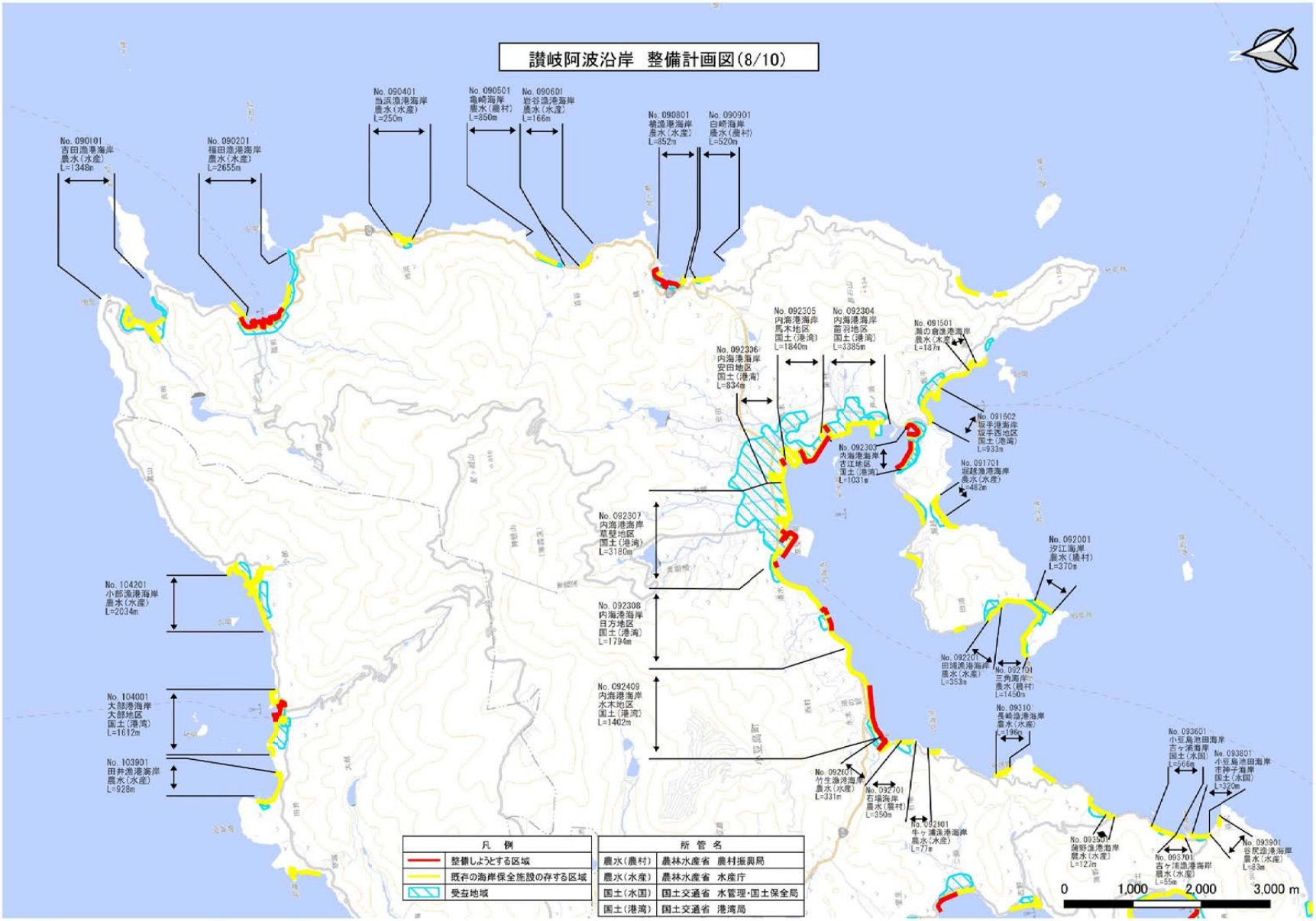
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



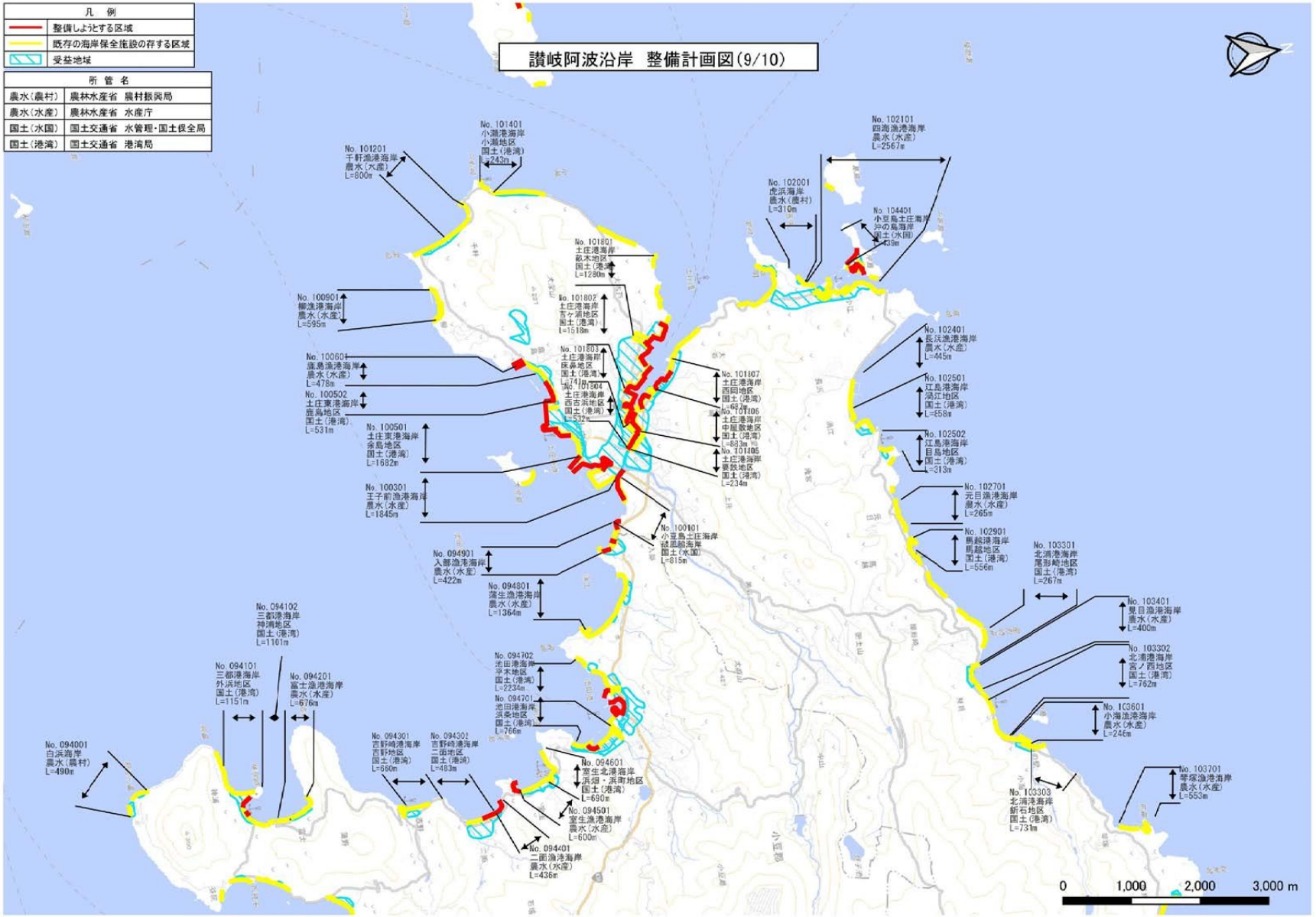
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



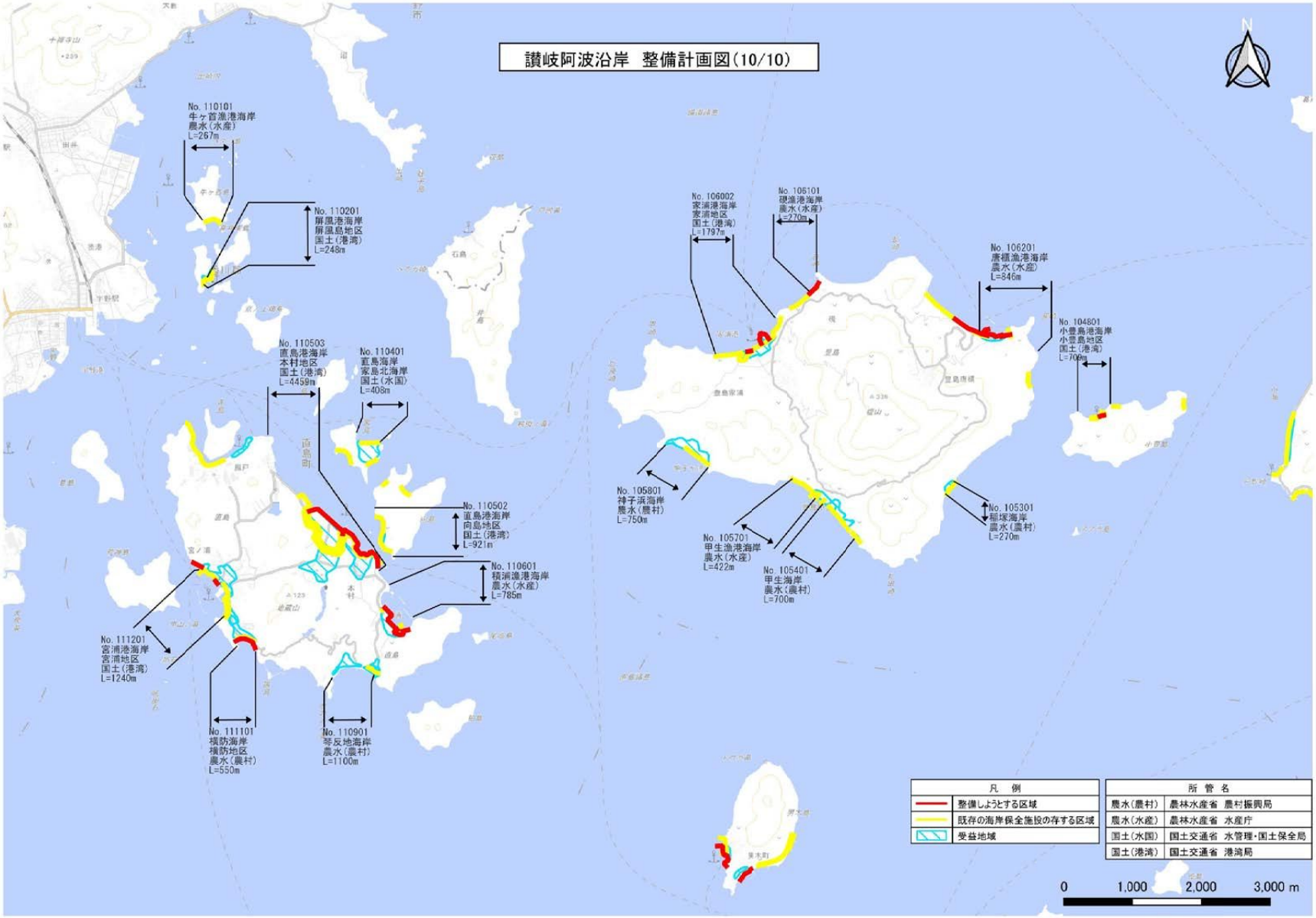
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



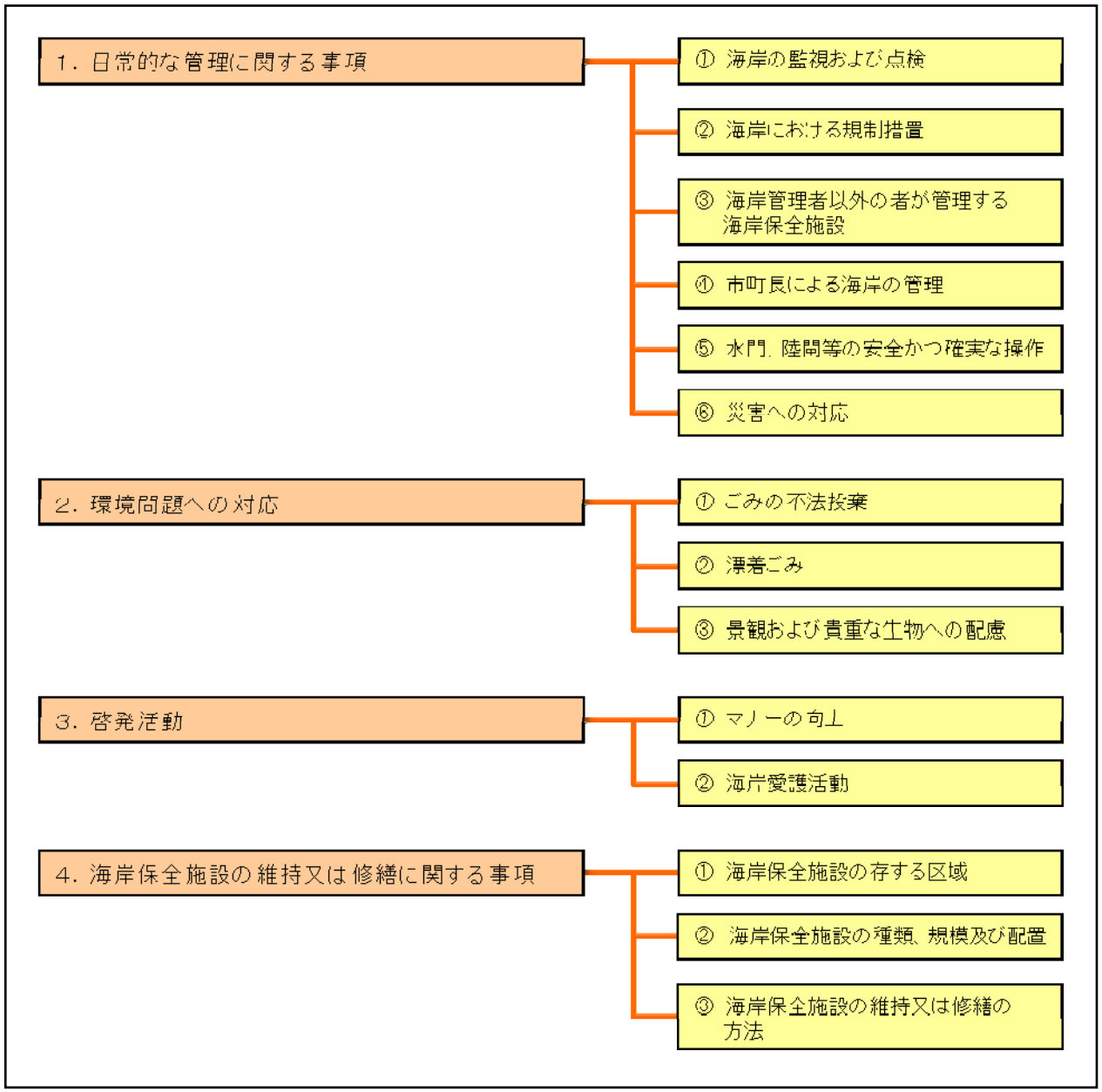
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。

第３章　海岸の維持・管理に関する事項

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護･環境･利用に関する施策を実現していくために、海岸保全施設の整備に関するハード面での対応のほかに、海岸の維持・管理を適切に実行していくことも重要である。以下に海岸の維持・管理に関する対応を示す。



１．日常的な管理に関する事項

① 海岸の監視および点検

海岸保全施設や利便施設はもとより、砂浜などについても定期的なパトロールを行うとともに、地域住民などからの情報提供も活用して、施設の汚損や破損等の危険箇所の発見に努め、背後地の安全と快適な海岸利用の確保を図る。

② 海岸における規制措置

海岸の占用については、海岸がすべての人に開放された財産であることから、幅広い海岸利用を阻害しないよう努めるとともに、海岸利用の利便性の向上に資するよう配慮する。

土石の採取については、海岸の侵食傾向が認められる海岸では、原則的には許可しないものとし、その他の行為についても、海岸保全に悪影響を及ぼさないよう慎重に対応することとする。海岸の状況に応じて自動車の乗り入れや土石の投棄等の規制も実施する。

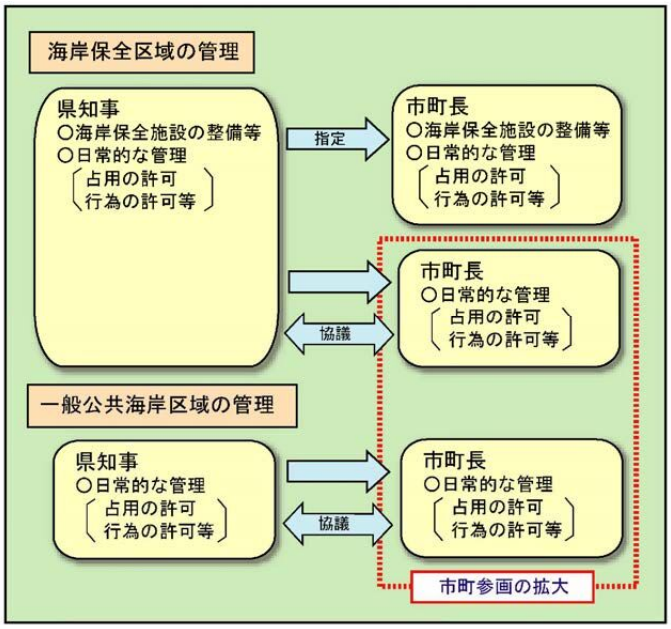
なお、規制措置に違反した者に対しては、原状回復または費用の負担を求め、海岸の保全を図る。

③ 海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設

海岸の保全にあたっては、海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設が適切に管理されることも重要なことであるため、海岸保全施設を管理する海岸管理者以外の者が、適切な管理を行っているかを監督し、必要があれば改善の指導・命令などにより、海岸の保全を確保する。

④ 市町長による海岸の管理

日常的な海岸の管理は、県よりも地元住民とより密接な関係を有する市町が実施することが望ましいことから、積極的に市町が管理できるようにする。



⑤ 水門、陸閘等の安全かつ確実な操作

水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等を策定する。また、災害時には海岸

管理者による障害物の処分等の緊急措置を行う。

津波等の異常気象発生時に開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、電動化・自動化・遠隔化を推進する。

⑥ 災害への対応

高潮（越波）や侵食を防止するため、着実な施設整備と適切な管理を行うとともに、高波浪時や津波などにおける避難や監視の体制を関係市町などとともに強化し、海岸背後地の住民の安全を確保する。

高波浪や津波などが発生した場合には、速やかに海岸を点検し、海岸保全施設の被災が発見された場合には、速やかな復旧を行い、安全を確保するとともに、被災時の状況や被災原因等の情報収集を行う。

また、高潮や津波等の災害に備え、海岸管理者は浸水が想定される地域について事前に把握し、浸水予測図等を作成する。加えて、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から防災意識の高揚と防災に関する知識の普及を図る。

２．環境問題への対応

① ごみの不法投棄

ごみの不法投棄による海岸の汚損が目立つことから、関係機関と連携してパトロールなどを行い、不法投棄を防止するとともに、不法投棄を発見した場合には、刑事告発を含め、厳正に対処する。

② 漂着ごみ

異常出水や高波浪等により、海岸には多量のごみが漂着している。漂着ごみについては、河川管理者や河川流域の市町とも連携して対策を進めるとともに、漂着したごみの処理方法については、関係市町と県とで定めたルールにより処理を行う。また、国際的な視点も含む環境教育・ゴミを出さない啓発活動につなげる。

主に河川からの出水等によって発生した大規模漂着流木は、沿岸域における様々な活動に支障を与えることから、関係機関と連携して迅速な対応を図るとともに、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業などの国の事業の活用により、漂着流木等の処理を行う。

③ 景観および貴重な生物等への配慮

本県の海岸（海域）は、大部分が瀬戸内海国立公園に指定されているように優れた景観や豊かな生物環境を誇っている。生物多様性の確保に向けた藻場・干潟の保全やミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点から、関係機関と連携して景観および貴重な生物の生息環境の保全に努める。気候変動による沿岸環境の変化に関する知見を海岸保全施設の整備及び自然環境の保全・復元施策に反映させることに努める。

また、住民団体や「かがわ「里海」づくり協議会」等による海岸環境の保全取り組みを充実・拡大させ、環境への意識向上を図る。

３．啓発活動

① マナーの向上

ごみ問題をはじめとして、人々のマナーの向上により解決・改善できる問題は数多いことから、マナーの向上を図るための啓発活動などを行うとともに、向上が図られない場合には、規制の強化も検討する。

② 海岸愛護活動

海岸の保全の重要性に鑑み、地域活動や、ボランティア活動を支援し、学校などとも連携して海岸愛護思想の普及に努める。

海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定する。海岸協力団体の活動を支援するため、海岸法上の許可手続を簡素化するとともに、海岸管理者等が情報提供、助言等を行う。

４．海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

定期的な巡視または点検によって施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕の措置を講じ、海岸保全施設の機能維持を図る。

今後、老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化計画を策定して維持及び修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

①海岸保全施設の存する区域

施設の機能を維持しようとする海岸保全施設の存する区域を、海岸保全施設整理表及び海岸保全施設現況図に示す。

②海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設の種類、規模及び配置について、海岸保全施設整理表の現況施設概要の欄に示す。

③海岸保全施設の維持又は修繕の方法

各海岸について、地域特性や海岸保全施設の種類、構造等をもとに維持又は修繕の基本的な考え方を立案し、海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）(1/9)

ゾーン名	市町名	NO.	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長	整備対象海　岸	整備上の配慮項目		海岸整備の方向性	現況施設概要	維持又は修繕の方法
讃岐阿波沿岸													
東讃	東かがわ市	01 0101	引田海岸	坂元海岸	国土(水国)	香川県	1,461		C	B	防護重視	護岸 1110m、離岸堤 840m 、導流堤 170m、突堤 41m、潜堤 44m、消波工 630m	レクリエーション面での海岸利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 0201	相生漁港海岸	－	農水(水産)	東かがわ市	65	○	C	B	防護重視	護岸 340.4m	レクリエーション面での海岸利用や漁港などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 0301	引田海岸	相生馬宿海岸	国土(水国)	香川県	992		C	C	防護重視	護岸 265m、堤防 727m、離岸堤 700m 、導流堤 56m、突堤 116m、陸こう 1基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 0401	馬宿漁港海岸	－	農水(水産)	東かがわ市	347	○	C	C	防護重視	堤防 150m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 0501	引田漁港海岸	－	農水(水産)	東かがわ市	1,064	○	C	C	防護重視	護岸 454.8m、堤防 329m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 0601	引田港海岸	川向地区	国土(港湾)	香川県	770	○	C	B	防護重視	護岸 438.7m、胸壁 9.9m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 0701	引田海岸	田ノ浦海岸	国土(水国)	香川県	532	○	A	A	環境優先	護岸 172.3m、突堤 172.2m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 0801	安戸港海岸	松原地区	国土(港湾)	東かがわ市	943	○	A	C	環境優先	護岸　476m、堤防　200ｍ	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 0802	安戸港海岸	安戸地区	国土(港湾)	東かがわ市	499	○	A	B	環境優先	護岸 319m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 0803	安戸港海岸	樫地区	国土(港湾)	東かがわ市	442	○	A	B	環境優先	堤防　364m、突堤　1基	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 0901	引田海岸	安戸海岸	国土(水国)	香川県	488		A	A	環境優先	護岸 389.9m、堤防 98m	安戸池養魚場（ハマチ養殖発祥の地）などの海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 1001	経ヶ島海岸	－	農水(農村)	香川県	198	○	A	B	環境優先	堤防 198m	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 1101	白鳥港海岸	小松原地区	国土(港湾)	香川県	1,131	○	A	A	環境優先	防潮堤 623m、護岸 834.6m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 1102	白鳥港海岸	松西地区	国土(港湾)	香川県	1,660	○	A	A	環境優先	防潮堤 998m、護岸 514.1m、突堤 598m、離岸堤　641.8m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 1201	三本松港海岸	須賀地区	国土(港湾)	香川県	1,252	○	A	A	環境優先	防潮堤 80m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 1202	三本松港海岸	三本松地区	国土(港湾)	香川県	1,319		C	B	防護重視	護岸 204m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 1203	三本松港海岸	浜町地区	国土(港湾)	香川県	1,613	○	C	C	防護重視	護岸 488m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 1301	大内海岸	番屋海岸	国土(水国)	香川県	930	○	B	A	利用促進	堤防 930m、陸こう 4基	海水浴・釣りなどのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 1401	小磯漁港海岸	－	農水(水産)	東かがわ市	660	○	B	A	利用促進	護岸 231.7m、堤防 140m	海水浴・釣りなどのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 1501	山田海岸	－	農水(農村)	香川県	2,580	○	B	A	利用促進	護岸 1133m	リゾート施設と連携したレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市	01 1601	馬篠漁港海岸	－	農水(水産)	東かがわ市	440	○	C	C	防護重視	護岸 249.1m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	東かがわ市・さぬき市	01 1701	青木海岸	－	農水(農村)	香川県	1,183	○	B	A	利用促進	護岸 746m	海水浴・ウィンドサーフィンなどのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 0101	津田海岸	中谷海岸	国土(水国)	香川県	598	○	B	A	利用促進	堤防 598m、離岸堤 390m 、導流堤 60m、陸こう 4基、水門 2基、樋門 1基	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 0201	脇元漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	640	○	C	B	防護重視	護岸　307m、消波工　117m、陰閘　2門　、離岸堤　1基	レクリエーション面での海岸利用や漁港などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 0301	さぬき海岸	鵜部海岸	国土(水国)	香川県	115		B	B	環境配慮	護岸 60m、堤防 115m、陸こう 2基	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 0401	津田港海岸	西代地区	国土(港湾)	香川県	1,844	○	B	B	環境配慮	護岸 940.8m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 0402	津田港海岸	松原地区	国土(港湾)	香川県	680	○	B	B	環境配慮	護岸 67m	津田の松原への観光での海岸利用が盛んな地域であるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 0403	津田港海岸	琴林地区	国土(港湾)	香川県	1,133		A	B	環境優先	護岸 40m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 0404	津田港海岸	津田地区	国土(港湾)	香川県	390		C	B	防護重視	－	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 0405	津田港海岸	汐田地区	国土(港湾)	香川県	1,543		B	B	環境配慮	防潮堤 1192m、護岸 356.4m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 0501	さぬき海岸	羽立海岸	国土(水国)	香川県	235	○	B	A	利用促進	－	海水浴・釣りなどのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 0601	吉見漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	390	○	B	A	利用促進	防潮堤　43m、護岸　89.5m、導流堤　2基(49.0m)	海水浴・釣りなどのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 0701	平畑海岸	－	農水(農村)	香川県	495		B	B	環境配慮	護岸 330m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 0801	前坂海岸	－	農水(農村)	さぬき市	130		B	B	環境配慮	護岸 130m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 0901	江泊漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	278	○	C	C	防護重視	-	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 1001	さぬき海岸	曽根海岸	国土(水国)	香川県	320	○	B	B	環境配慮	堤防 317m、導流堤 33m、陸こう 4基、消波工 89m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 1101	猪塚港海岸	猪塚地区	国土(港湾)	さぬき市	1,200	○	B	B	環境配慮	－	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 1201	蛇谷海岸	－	農水(農村)	香川県	65		B	B	環境配慮	護岸 65m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 1301	釜居谷海岸	－	農水(農村)	香川県	450		B	B	環境配慮	護岸 450m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 1401	野々浦海岸	－	農水(農村)	さぬき市	124		B	B	環境配慮	－	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 1501	大楡海岸	－	農水(農村)	香川県	82		C	C	防護重視	護岸 82m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 1601	小楡海岸	－	農水(農村)	さぬき市	90		C	C	防護重視	－	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）(2/9)

ゾーン名	市町名	NO.	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長	整備対象海　岸	整備上の配慮項目		海岸整備の方向性	現況施設概要	維持又は修繕の方法
東讃	さぬき市	02 1701	小田漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	295	○	C	C	防護重視	護岸　97m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 1801	さぬき海岸	本小田海岸	国土(水国)	香川県	165		C	C	防護重視	堤防 165m、消波工 165m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 1901	小田浦漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	336	○	C	C	防護重視	-	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 2001	志度海岸	浦小田海岸	国土(水国)	香川県	1,340		C	A	利用促進	護岸 1380m、離岸堤 240m 、導流堤 209.5m、突堤 216m、陸こう 2基、消波工 417m、水門 1基	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 2101	舌張漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	220	○	C	C	防護重視	-	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 2201	さぬき海岸	舌張海岸	国土(水国)	香川県	376		C	B	防護重視	護岸 307m、離岸堤 260m 、陸こう 2基、消波工 117m	レクリエーション面での海岸利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 2301	松ヶ谷海岸	－	農水(農村)	香川県	50		A	B	環境優先	護岸 50m	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 2401	長者谷海岸	－	農水(農村)	さぬき市	60		A	B	環境優先	護岸 30m	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 2601	長浜漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	229	○	C	C	防護重視	-	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 2701	志度海岸	長浜新開海岸	国土(水国)	香川県	1,152	○	B	B	環境配慮	堤防 1152m、離岸堤 600m 、導流堤 23m、突堤 53m、陸こう 5基、樋門 6基	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 2801	新開漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	329	○	C	C	防護重視	-	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 2901	志度海岸	二子浦海岸	国土(水国)	香川県	320	○	B	C	環境配慮	堤防 297m、導流堤 59m、突堤 200m、陸こう 2基、水門 1基	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 3001	志度海岸	白方海岸	国土(水国)	香川県	527		B	B	環境配慮	護岸 240m、堤防 193m、突堤 43.5m、陸こう 1基、水門 1基	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 3101	白方漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	638	○	C	B	防護重視	護岸　157.5m	レクリエーション面での海岸利用や漁港などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 3201	さぬき海岸	伯父浦海岸	国土(水国)	香川県	185		C	C	防護重視	護岸 182.3m、陸こう 5基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 3301	蜂ヶ浦海岸	－	農水(農村)	香川県	168		C	C	防護重視	堤防 168m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 3401	さぬき海岸	穴子海岸	国土(水国)	香川県	375		C	C	防護重視	堤防 375m、導流堤 31m、陸こう 4基、樋門 1基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 3501	室神西海岸	－	農水(農村)	香川県	321		C	C	防護重視	護岸 261m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 3601	室神漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	500	○	C	C	防護重視	-	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 3701	泊漁港海岸	－	農水(水産)	さぬき市	491	○	C	C	防護重視	-	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 3801	**さぬき海岸**	**志度臨海地区**	**国土(水国)**	**さぬき市**	550	○	C	C	防護重視	護岸550m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 3901	志度港海岸	塩屋地区	国土(港湾)	香川県 さぬき市	1,247		C	C	防護重視	護岸 807m、防砂堤7基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 3902	志度港海岸	寺町地区	国土(港湾)	香川県	729		C	B	防護重視	護岸 357.5m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市	02 3903	志度港海岸	新町地区	国土(港湾)	香川県	959		C	B	防護重視	護岸 856.65m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	さぬき市･高松市	02 3904	志度港海岸	原浜地区	国土(港湾)	香川県	559		C	C	防護重視	護岸 477m、物揚場等82m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 0101	牟礼海岸	原浜海岸	国土(水国)	香川県	561	○	C	B	防護重視	護岸 521m、防砂堤 26m、導流堤 81m、陸こう 1基、消波工 253m、水門 3基	レクリエーション面での海岸利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 0201	房前漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	524	○	C	C	防護重視	護岸　154m、　物揚場等216m、　陸こう8基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 0301	牟礼港海岸	塩屋地区	国土(港湾)	香川県	807	○	B	A	利用促進	護岸 681m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 0302	牟礼港海岸	川東地区	国土(港湾)	香川県	373	○	C	C	防護重視	護岸147m、物揚場等226m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 0303	牟礼港海岸	御殿地区	国土(港湾)	香川県	1,349	○	C	C	防護重視	護岸　556m、物揚場等　793m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 0304	牟礼港海岸	金山地区	国土(港湾)	香川県	327	○	C	C	防護重視	護岸 327m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 0401	金山海岸	－	農水(農村)	高松市	457		C	C	防護重視	護岸 76m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 0501	葛原港海岸	葛原地区	国土(港湾)	高松市	970		C	C	防護重視	護岸 298m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 0601	高尻海岸	－	農水(農村)	香川県	275		B	B	環境配慮	護岸 275m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 0701	庵治海岸	高尻海岸	国土(水国)	香川県	420	○	B	A	利用促進	護岸　420m、離岸堤　2基、突堤　2基、陸閘　5門	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 0801	鞍谷海岸	－	農水(農村)	香川県	378		B	B	環境配慮	護岸 378m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 0901	篠尾漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	323	○	A	B	環境優先	護岸　58m、　物揚場等103m	レクリエーション面での海岸利用や漁業などの産業活動があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 1001	鎌野漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	772	○	A	A	環境優先	護岸　592m、　物揚場等218m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 1101	庵治海岸	鎌野笹尾海岸	国土(水国)	香川県	540	○	B	A	利用促進	護岸 520m、防砂堤 58m、陸こう 7基、水門 1基	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 1201	竹居漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	945	○	A	A	環境優先	護岸　464m、物揚場等　245m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 1301	江の浜漁港海岸	江の浜地区	農水(水産)	高松市	947	○	A	A	環境優先	護岸　303m、物揚場等　105m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 1302	江の浜漁港海岸	御殿地区	農水(水産)	高松市	275	○	A	B	環境優先	護岸 64.4m	レクリエーション面での海岸利用や漁業などの産業活動があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 1401	庵治漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	2,771	○	C	C	防護重視	護岸　917m、物揚場等　1994m、胸壁　1830m、陸閘　64基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 1501	庵治港海岸	船隠地区	国土(港湾)	高松市	1,025	○	C	C	防護重視	護岸　824m、物揚場等　245m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）(3/9)

ゾーン名	市町名	NO.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸区域延長	整備対象海岸	整備上の配慮項目		海岸整備の方向性	現況施設概要	維持又は修繕の方法
東讃	高松市	03 1701	久通港海岸	久通地区	国土(港湾)	高松市	1,420	○	A	B	環境優先	護岸　497m、物揚場等　298m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 1801	立石港海岸	立石地区	国土(港湾)	高松市	511	○	C	C	防護重視	護岸　858m、物揚場等　452m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 1901	石場港海岸	石場地区	国土(港湾)	高松市	577	○	C	C	防護重視	護岸　622m、物揚場等　110m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
東讃	高松市	03 2001	石場海岸	石場海岸	国土(水国)	香川県	766		C	C	防護重視	護岸 631.3m、突堤 350m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
高松	高松市	03 2101	高松港海岸	浦生地区	国土(港湾)	香川県	438		C	C	防護重視	護岸　363m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
高松	高松市	03 2201	浦生漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	1,047	○	C	C	防護重視	護岸 459.2m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
高松	高松市	03 2102	高松港海岸	屋島西地区	国土(港湾)	香川県	1,778	○	B	B	環境配慮	護岸　1778m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
高松	高松市	03 2103	高松港海岸	潟元・浜北・子の浜地区	国土(港湾)	香川県	2,446	○	C	C	防護重視	護岸　2371m、物揚場等　75m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
高松	高松市	03 2104	高松港海岸	朝日地区	国土(港湾)	香川県	10,019	○	C	B	防護重視	護岸　5427m、物揚場等　4592m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
高松	高松市	03 2105	高松港海岸	北浜・東浜地区	国土(港湾)	香川県	1,613		C	C	防護重視	護岸　606m、物揚場等1007m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
高松	高松市	03 2106	高松港海岸	玉藻地区	国土(港湾)	香川県	800		C	C	防護重視	物揚場等　425m、護岸375m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
高松	高松市	03 2107	高松港海岸	西浜地区	国土(港湾)	香川県	2,076	○	C	A	利用促進	護岸　1924m、物揚場等152m	サンポート高松に隣接する都心の散策空間を提供しており、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
高松	高松市	03 2301	高松漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	3,967	○	C	B	防護重視	堤防　569m、護岸　270m、物揚場等　2300m、胸壁　1928m、陸閘　67基	レクリエーション面での海岸利用や漁港などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
高松	高松市	03 2108	高松港海岸	弦打地区	国土(港湾)	香川県	4,227	○	C	C	防護重視	護岸　4062m　物揚場等　165m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
高松	高松市	03 2109	高松港海岸	香西地区	国土(港湾)	香川県	6,952	○	C	C	防護重視	護岸　5262m、物揚場等　1690m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
高松	高松市	03 2110	高松港海岸	神在地区	国土(港湾)	香川県	1,362	○	B	B	環境配慮	護岸　984m　物揚場378m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
五色台	高松市	03 2111	高松港海岸	生島地区	国土(港湾)	香川県	3,733	○	B	A	利用促進	護岸　3012m、物揚場等　721m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
五色台	高松市	03 2401	亀水漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	1,760	○	B	B	環境配慮	護岸　493m、物揚場等　257m、胸壁　143m、陸閘　8基	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	高松市	03 2501	庵治海岸	大島海岸	国土(水国)	香川県	651	○	A	B	環境優先	堤防　551m、陸こう　7基	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	高松市	03 2601	大島港海岸	大島地区	国土(港湾)	高松市	648	○	A	B	環境優先	護岸 444m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	高松市	03 2701	大井東海岸	－	農水(農村)	香川県	610		A	C	環境優先	護岸 610m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	高松市	03 2801	男木漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	220	○	A	C	環境優先	護岸　248m、物揚場等　248m、胸壁　220m、陸閘　8基　032801	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	高松市	03 2901	男木港海岸	段畑地区	国土(港湾)	高松市	672	○	A	C	環境優先	護岸　242m、物揚場等　421m、胸壁　407m、陸閘　10基	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	高松市	03 3001	女木島海岸	女木東海岸	国土(水国)	香川県	1,080		A	C	環境優先	護岸 1081m、突堤 151.5m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	高松市	03 3101	女木港海岸	東ノ口地区	国土(港湾)	高松市	1,460	○	A	C	環境優先	護岸　737m、物揚場等　620m、突堤　3基、胸壁　705m、陸閘　18基	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	高松市	03 3201	女木海岸	女木南海岸	国土(水国)	香川県	570		A	C	環境優先	突堤 121m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	高松市	03 3301	西浦漁港海岸	－	農水(水産)	高松市	411	○	A	B	環境優先	護岸　274m、物揚場等　120m、胸壁　127m、陸閘　2基	レクリエーション面での海岸利用や漁業などの産業活動があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	高松市	03 3401	女木浦海岸	－	農水(農村)	香川県	1,100		A	B	環境優先	護岸 644m	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
五色台	坂出市	04 0101	木沢港海岸	－	国土(港湾)	坂出市	2,168	○	C	C	防護重視	護岸 2168m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
五色台	坂出市	04 0201	乃生漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	3,993	○	C	C	防護重視	護岸 2358m、物揚場等 1635m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
五色台	坂出市	04 0301	松ヶ浦海岸	－	農水(農村)	香川県	350		C	C	防護重視	堤防 357m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
五色台	坂出市	04 0401	坂出港海岸	地区18	国土(港湾)	坂出市	3,120	○	C	C	防護重視	護岸 2885m、物揚場等 235m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0402	坂出港海岸	地区17	国土(港湾)	坂出市	1,984	○	C	C	防護重視	護岸 1724m、物揚場等 260m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0403	坂出港海岸	地区16	国土(港湾)	坂出市	2,192	○	C	C	防護重視	護岸 1809m、物揚場等 383m	
坂出・丸亀	坂出市	04 0404	坂出港海岸	地区15	国土(港湾)	坂出市	4,187	○	C	C	防護重視	護岸 2588m、物揚場等 1599m、突堤 19m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0405	坂出港海岸	地区14	国土(港湾)	坂出市	1,261	○	C	C	防護重視	護岸 646m、物揚場等 615m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0406	坂出港海岸	地区13	国土(港湾)	坂出市	2,205	○	C	C	防護重視	護岸 2190m、水門 2基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0407	坂出港海岸	地区12	国土(港湾)	坂出市	3,268	○	C	C	防護重視	護岸 1725m、物揚場等 1543m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0408	坂出港海岸	地区11	国土(港湾)	坂出市	1,512	○	C	C	防護重視	護岸 1392m、物揚場等 120m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0409	坂出港海岸	地区10	国土(港湾)	坂出市	1,168	○	C	C	防護重視	護岸 848m、物揚場等 320m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0410	坂出港海岸	地区9	国土(港湾)	坂出市	1,034	○	C	C	防護重視	護岸 912m、物揚場等 122m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0411	坂出港海岸	地区8	国土(港湾)	坂出市	519		C	C	防護重視	護岸 519m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0412	坂出港海岸	地区2	国土(港湾)	坂出市	1,373	○	C	C	防護重視	護岸 1313m、物揚場等 60m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）(4/9)

ゾーン名	市町名	NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象海　岸	整備上の配慮項目 環境面	 利用面	海岸整備の方向性 (海岸ﾀｲﾌﾟ)	現況施設概要 (種類、規模等)	維持又は修繕の方法
坂出・丸亀	坂出市	04 0413	坂出港海岸	地区1	国土(港湾)	坂出市	371	○	C	C	防護重視	護岸 371m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0501	御供所漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	1,331	○	C	C	防護重視	護岸 971m、物揚場等 360m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0601	東浦漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	933	○	C	C	防護重視	護岸 454m、物揚場等 479m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0701	西浦漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	1,124	○	C	C	防護重視	護岸 317m、物揚場等 765m、突堤 18m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	坂出市	04 0801	坂出海岸	沙弥海岸	国土(水国)	香川県	415		A	A	環境優先	護岸 330m、離岸堤 220m 、突堤 70m、潜堤 19.2m、陰こう 2基	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	坂出市	04 0901	西浦海岸	－	農水(農村)	香川県	540		A	C	環境優先	－	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	坂出市	04 1001	堂浦海岸	－	農水(農村)	坂出市	380		A	C	環境優先	護岸 226.1m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	坂出市	04 1101	岩黒漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	294	○	C	C	防護重視	護岸 143m、物揚場等 151m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	坂出市	04 1201	櫃石漁港海岸	－	農水(水産)	坂出市	1,176	○	C	C	防護重視	護岸 535m、物揚場等 641m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	坂出市	04 1301	与島港海岸	地区9	国土(港湾)	坂出市	521	○	C	C	防護重視	護岸 521m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	坂出市	04 1302	与島港海岸	地区10	国土(港湾)	坂出市	430	○	C	C	防護重視	護岸 293m、物揚場等 137m、突堤 17m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	坂出市	04 1303	与島港海岸	地区11	国土(港湾)	坂出市	248	○	C	C	防護重視	護岸 248m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	坂出市	04 1304	与島港海岸	地区6	国土(港湾)	坂出市	999	○	C	C	防護重視	護岸 999m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	坂出市	04 1305	与島港海岸	地区7	国土(港湾)	坂出市	848	○	C	C	防護重視	護岸 398m、物揚場等 450m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	坂出市	04 1306	与島港海岸	地区17	国土(港湾)	坂出市	766	○	C	C	防護重視	護岸 706m、物揚場等 60m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	宇多津町	05 0101	宇多津海岸	吉田海岸	国土(水国)	香川県	781		C	C	防護重視	護岸 780.5m、防波堤 125m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	宇多津町	05 0201	北浦漁港海岸	－	農水(水産)	宇多津町	795	○	C	C	防護重視	護岸 378.5m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	宇多津町	05 0301	宇多津港海岸	北浦地区	国土(港湾)	香川県	866	○	B	B	環境配慮	護岸 716m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	宇多津町	05 0302	宇多津港海岸	宇夫階地区	国土(港湾)	香川県	2,725	○	B	A	利用促進	護岸 2943m	臨海公園と連携したレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	丸亀市	06 0101	宇多津港海岸	土器地区	国土(港湾)	香川県	2,169	○	B	B	環境配慮	護岸 1986.8m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	丸亀市	06 0201	丸亀港海岸	富士見地区	国土(港湾)	香川県	5,129	○	C	B	防護重視	護岸 2366.5m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	丸亀市	06 0202	丸亀港海岸	蓬莱地区	国土(港湾)	香川県 丸亀市	6,436	○	B	B	環境配慮	護岸 4664m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	丸亀市	06 0203	丸亀港海岸	昭和地区	国土(港湾) 国土(水国)	香川県 丸亀市	4,431	○	B	B	環境配慮	護岸 736m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	丸亀市・多度津町	06 0301	丸亀多度津海岸	中津豊原海岸	国土(水国)	香川県	1,572	○	B	A	利用促進	堤防 1571.7m、突堤 415m、陰こう 4基、消波工 885.8m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 0401	向島海岸	－	農水(農村)	香川県	323		A	C	環境優先	－	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 0501	向島南海岸	－	農水(農村)	香川県	776		A	C	環境優先	－	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 0601	向島北海岸	－	農水(農村)	香川県	507		C	C	防護重視	－	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 0701	本島港海岸	港その１	国土(港湾)	丸亀市	774	○	C	C	防護重視	護岸　744m、　胸壁 4m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 0702	本島港海岸	港その２	国土(港湾)	丸亀市	1,704	○	C	C	防護重視	護岸　616m（内二線堤210m）、突堤　218.5m、潜堤　62m、　胸壁 152m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 0703	本島港海岸	港その３	国土(港湾)	丸亀市	1,385	○	C	C	防護重視	堤防　180m、　胸壁 12m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 0901	生ノ浜港海岸	浜辺地区	国土(港湾)	丸亀市	371		C	B	防護重視	－	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 1001	本島丸亀海岸	生ノ浜海岸	国土(水国)	香川県	550		C	B	防護重視	護岸 550m、離岸堤 308m 、突堤 140m、陰こう 6基	レクリエーション面での海岸利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 1101	本島丸亀海岸	尻浜海岸	国土(水国)	香川県	524		C	C	防護重視	護岸 524m、離岸堤 140m 、突堤 149m、陰こう 6基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 1201	本島丸亀海岸	福田海岸	国土(水国)	香川県	350		C	C	防護重視	護岸 350m、離岸堤 180m 、突堤 98m、陰こう 4基、消波工 234m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 1301	福田漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	373	○	C	C	防護重視	護岸 108.7m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 1401	大浦港海岸	浜辺地区	国土(港湾)	丸亀市	1,489	○	C	C	防護重視	護岸 495m、堤防 969m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 1501	屋釜海岸	－	農水(農村)	香川県	620	○	A	A	環境優先	護岸 440.4m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 1601	笠島西の浦海岸	－	農水(農村)	丸亀市	52		A	B	環境優先	－	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 1701	笠島海岸	－	農水(農村)	香川県	552		A	B	環境優先	護岸 104m	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 1801	笠島漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	436	○	A	B	環境優先	護岸 302.2m	レクリエーション面での海岸利用や漁業などの産業活動があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 1901	新在家港海岸	浜辺地区	国土(港湾)	丸亀市	162		A	B	環境優先	護岸 162m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 2001	里浦港海岸	－	国土(港湾)	丸亀市	600	○	C	C	防護重視	護岸 78m、堤防 517m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 2101	牛島海岸	－	農水(農村)	香川県	513		A	C	環境優先	護岸 153.8m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）(5/9)

ゾーン名	市町名	NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象海　岸	整備上の配慮項目 環境面	 利用面	海岸整備の方向性 (海岸ﾀｲﾌﾟ)	現況施設概要 (種類、規模等)	維持又は修繕の方法
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 2201	小浦港海岸	港地区	国土(港湾)	丸亀市	572	○	C	C	防護重視	護岸 476m、堤防 67m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 2301	里浦海岸	－	農水(農村)	香川県	210		A	C	環境優先	護岸 210m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 2401	広島東海岸	－	農水(農村)	香川県	1,675		A	C	環境優先	護岸 515.9m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 2501	稲田海岸	－	農水(農村)	香川県	450		A	C	環境優先	護岸 451m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 2601	江ノ浦港海岸	港その１	国土(港湾)	丸亀市	1,130	○	C	C	防護重視	護岸　395m、 胸壁 89m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 2602	江ノ浦港海岸	港その２	国土(港湾)	丸亀市	1,067	○	C	C	防護重視	胸壁 112m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 2701	広島丸亀海岸	甲路海岸	国土(水国)	香川県	1,012		C	C	防護重視	－	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 2801	甲路漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	459	○	C	C	防護重視	護岸 385.4m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 2901	青木港海岸	市井地区	国土(港湾)	丸亀市	765	○	C	C	防護重視	護岸 744.4m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 2902	青木港海岸	青木地区	国土(港湾)	丸亀市	760	○	C	C	防護重視	護岸 764m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 3101	茂浦漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	578	○	C	C	防護重視	護岸 363m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 3201	茂浦海岸	－	農水(農村)	香川県	515		C	C	防護重視	－	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 3301	ハジカミ海岸	－	農水(農村)	丸亀市	167		A	C	環境優先	－	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 3401	手島港海岸	港地区	国土(港湾)	丸亀市	794	○	C	C	防護重視	護岸 536m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 3501	手島網手海岸	－	農水(農村)	丸亀市	160		C	C	防護重視	－	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 3601	手島西浦海岸	－	農水(農村)	香川県	510		C	C	防護重視	護岸 510m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 3701	小手島漁港海岸	－	農水(水産)	丸亀市	743	○	C	C	防護重視	護岸 442.1m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	丸亀市	06 3801	小手島海岸	－	農水(農村)	香川県	890		C	C	防護重視	－	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	多度津町	07 0101	多度津港海岸	多度津東地区	国土(港湾)	香川県 多度津町	3,795	○	B	B	環境配慮	護岸 1142m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	多度津町	07 0102	多度津港海岸	多度津西地区	国土(港湾)	香川県 多度津町	5,408	○	B	B	環境配慮	護岸 2243m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	多度津町	07 0201	多度津海岸	東白方海岸	国土(水国)	香川県	455	○	B	B	環境配慮	堤防 455m、離岸堤 285.2m 、導流堤 9m、突堤 111m、陰こう 6基、消波工 75m、水門 3基	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	多度津町	07 0301	白方漁港海岸	－	農水(水産)	多度津町	508	○	B	B	環境配慮	護岸 557.4m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	多度津町	07 0401	多度津海岸	西白方海岸	国土(水国)	香川県	588	○	B	A	利用促進	護岸 588m	マリンスポーツなどのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
坂出・丸亀	多度津町	07 0601	見立港海岸	浜地区	国土(港湾)	多度津町	1,416	○	B	A	利用促進	護岸 539m、堤防 555m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	多度津町	07 0701	高見板持海岸	－	農水(農村)	香川県	705	○	A	B	環境優先	護岸 608m	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	多度津町	07 0801	高見港海岸	浜ノ浦地区	国土(港湾)	多度津町	3,262	○	A	B	環境優先	護岸 1748m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	多度津町	07 1001	佐柳港海岸	本浦・長崎地区	国土(港湾)	多度津町	3,820	○	A	B	環境優先	護岸 2477m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	多度津町	07 1101	長崎浦海岸	－	農水(農村)	香川県	1,474	○	A	B	環境優先	護岸 1421m	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	多度津町	07 1201	佐柳島多度津海岸	長崎海岸	国土(水国)	香川県	280		A	B	環境優先	堤防 280m	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 0101	大見海岸	－	農水(農村)	香川県	780	○	B	B	環境配慮	護岸 813.2m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 0301	詫間港海岸	水出地区	国土(港湾)	香川県	3,637	○	C	B	防護重視	護岸　3637m、　陰閘2基	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 0302	詫間港海岸	経面地区	国土(港湾)	香川県	5,768	○	B	B	環境配慮	護岸　5768m、　陰閘5基	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 0303	詫間港海岸	浜田地区	国土(港湾)	香川県	4,124	○	B	B	環境配慮	護岸 4124m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 0304	詫間港海岸	高谷地区	国土(港湾)	香川県 三豊市	1,851	○	C	C	防護重視	護岸　1851m、　陰閘4基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 0305	詫間港海岸	香田地区	国土(港湾)	香川県	3,166	○	B	B	環境配慮	護岸　3166m、突堤　4基、離岸堤　2基、樋門　1基、消波堤　1174m、陰閘　30基	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 0401	詫間海岸	楠浜海岸	国土(水国)	香川県	775	○	B	A	利用促進	護岸 206.1m	海水浴・釣りなどのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 0501	船越港海岸	－	国土(港湾)	三豊市	1,213	○	B	B	環境配慮	－	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 0601	詫間海岸	船越海岸	国土(水国)	香川県	1,213		B	B	環境配慮	護岸 40m、堤防 768m、導流堤 20m、突堤 73m、陰こう 13基、消波工 535m、水門 1基	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 0801	詫間海岸	積海岸	国土(水国)	香川県	487	○	B	B	環境配慮	堤防 273.5m、突堤 90m、陰こう 3基、水門 1基	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 0901	積漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	448	○	C	C	防護重視	護岸 311.4m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 1001	黒崎海岸	－	農水(農村)	三豊市	125		B	B	環境配慮	護岸 108m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 1101	箱海岸	－	農水(農村)	香川県	466	○	B	B	環境配慮	護岸 250m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 1201	詫間海岸	箱海岸	国土(水国)	香川県	1,539	○	B	B	環境配慮	護岸 444.8m、堤防 614m、突堤 74m、陰こう 9基、消波工 594m、水門 1基	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）(6/9)

ゾーン名	市町名	NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象海岸	整備上の配慮項目 環境面	 利用面	海岸整備の方向性 (海岸ﾀｲﾌﾟ)	現況施設概要 (種類、規模等)	維持又は修繕の方法
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 1301	箱浦港海岸	本網地区	国土(港湾)	三豊市	1,074	○	B	B	環境配慮	－	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 1302	箱浦港海岸	箱浦地区	国土(港湾)	三豊市	125	○	A	B	環境優先	護岸 359m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 1401	室浜漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	319	○	C	C	防護重視	護岸 267.2m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 1501	荒浜海岸	－	農水(農村)	香川県	212		C	C	防護重視	－	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 1601	本村漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	486	○	C	C	防護重視	護岸 349.4m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 1701	志々島港海岸	志々島地区	国土(港湾)	三豊市	1,044	○	C	C	防護重視	護岸 1064m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 1901	船隠港海岸	船隠地区	国土(港湾)	三豊市	639	○	B	C	環境配慮	護岸 385m、堤防 237m	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 2001	詫間海岸	永浜海岸	国土(水国)	香川県	1,529		A	C	環境優先	護岸 563.6m、離岸堤 260m 、突堤 179m、陸こう 6基	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 2101	京の浜海岸	－	農水(農村)	香川県	428		A	C	環境優先	護岸 292m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 2201	上新田漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	633	○	C	C	防護重視	護岸 480.7m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 2301	不天海岸	－	農水(農村)	香川県	1,008		C	B	防護重視	護岸 82m	レクリエーション面での海岸利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 2401	詫間海岸	粟島馬城海岸	国土(水国)	香川県	1,145		A	B	環境優先	護岸 870m、突堤 226m、陸こう 14基、消波工 505m	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 2501	粟島港海岸	潟溝地区	国土(港湾)	三豊市	536	○	C	B	防護重視	護岸 551m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 2601	詫間海岸	下新田海岸	国土(水国)	香川県	990		C	B	防護重視	護岸 990m、突堤 30m、陸こう 6基	レクリエーション面での海岸利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 2701	姫路海岸	－	農水(農村)	三豊市	142		A	B	環境優先	護岸 142m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
詫間湾・塩飽諸島	三豊市	08 2801	粟島西港海岸	東風浜地区	国土(港湾)	三豊市	977	○	B	B	環境配慮	護岸 1279m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 0101	吉田漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	1,348	○	B	A	利用促進	護岸 615m、堤防 410m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 0201	福田漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	2,655	○	B	A	利用促進	護岸 980.1m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 0301	外明神海岸	－	農水(農村)	小豆島町	130		A	C	環境優先	－	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 0401	当浜漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	250	○	C	C	防護重視	護岸 210.4m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 0501	亀崎海岸	－	農水(農村)	小豆島町	850	○	A	B	環境優先	護岸 500m	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 0601	岩谷漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	166	○	C	C	防護重視	－	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 0701	小豆島内海海岸	岩ケ谷海岸	国土(水国)	香川県	369		A	C	環境優先	護岸 361.7m、離岸堤 170m 、突堤 110m、陸こう 2基、消波工 361.7m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 0801	橘漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	852	○	C	C	防護重視	護岸 622.8m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 0901	白崎海岸	－	農水(農村)	香川県	520	○	A	A	環境優先	護岸 151m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 1001	小豆島内海海岸	徳本海岸	国土(水国)	香川県	140		C	C	防護重視	護岸 109.6m、突堤 38.8m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 1101	大泊海岸	－	農水(農村)	香川県	302		C	C	防護重視	護岸 234m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 1201	多尾海岸	－	農水(農村)	香川県	180		C	C	防護重視	護岸 180m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 1301	小豆島内海海岸	瀬戸海岸	国土(水国)	香川県	810		C	C	防護重視	護岸 759.7m、離岸堤 207.7m 、突堤 173.3m、陸こう 2基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 1401	瀬戸海岸	－	農水(農村)	小豆島町	240		C	C	防護重視	護岸 480m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 1501	瀬の倉漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	187	○	C	C	防護重視	護岸 80.7m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 1601	坂手港海岸	坂手浜地区	国土(港湾)	香川県	496	○	C	C	防護重視	護岸 50m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 1602	坂手港海岸	坂手西地区	国土(港湾)	香川県	933		C	C	防護重視	護岸 507.1m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 1701	堀越漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	482	○	B	B	環境配慮	護岸 386m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 1801	小豆島内海海岸	堀越中海岸	国土(水国)	香川県	87		B	B	環境配慮	護岸 87m、離岸堤 65m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 1901	西脇海岸	－	農水(農村)	小豆島町	50		B	B	環境配慮	護岸 50m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2001	汐江海岸	－	農水(農村)	香川県	370	○	B	A	利用促進	堤防 370m	散策などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2101	三角海岸	－	農水(農村)	香川県	1,450	○	B	A	利用促進	護岸 1260m	散策などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2201	田浦漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	353	○	C	C	防護重視	護岸 250.9m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2301	内海港海岸	切谷地区	国土(港湾)	香川県	302		C	C	防護重視	護岸 563m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2302	内海港海岸	堀越地区	国土(港湾)	香川県	464	○	C	C	防護重視	護岸 388m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2303	内海港海岸	古江地区	国土(港湾)	香川県	1,031	○	B	B	環境配慮	護岸 545m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2304	内海港海岸	苗羽地区	国土(港湾)	香川県	3,385	○	B	B	環境配慮	護岸 1370.4m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）(7/9)

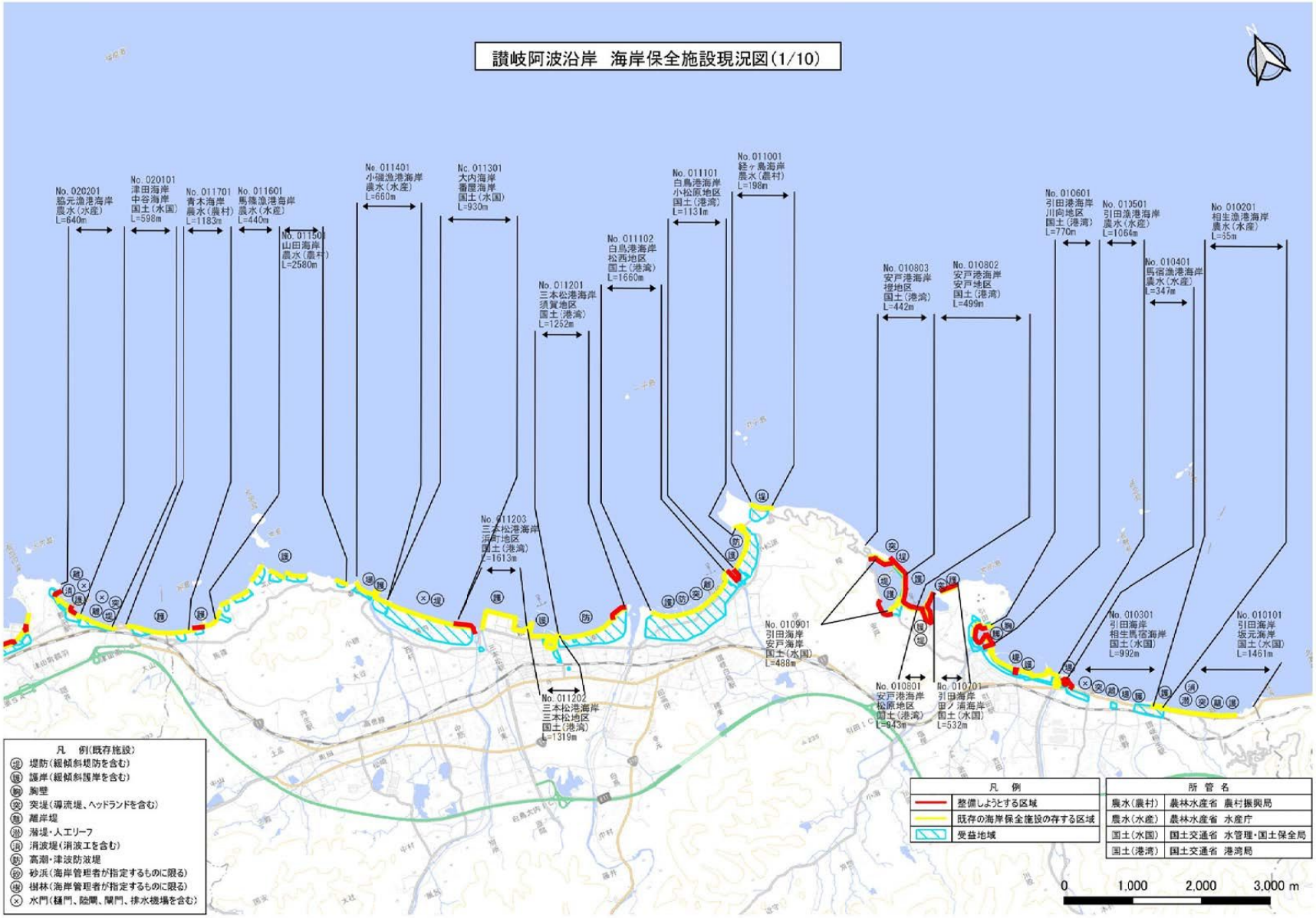
ゾーン名	市町名	NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象海　岸	整備上の配慮項目 環境面	 利用面	海岸整備の方向性 (海岸ﾀｲﾌﾟ)	現況施設概要 (種類、規模等)	維持又は修繕の方法
小豆島・直島	小豆島町	09 2305	内海港海岸	馬木地区	国土(港湾)	香川県	1,840		B	B	環境配慮	護岸　943m、けい船岸 780m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2306	内海港海岸	安田地区	国土(港湾)	香川県	834	○	C	C	防護重視	護岸 336m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2307	内海港海岸	草壁地区	国土(港湾)	香川県	3,180	○	C	C	防護重視	護岸 1313m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2308	内海港海岸	日方地区	国土(港湾)	香川県	1,794		B	C	環境配慮	護岸　1177m、堤防(防潮堤)20m、けい船岸 76m	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2409	内海港海岸	水木地区	国土(港湾)	香川県	1,402	○	B	A	利用促進	護岸　1118m、けい船岸 40m、船揚場 18.5m	海水浴やリゾート施設と連携したレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2501	小豆島内海海岸	水木海岸	国土(水国)	香川県	850		B	C	環境配慮	護岸 862m、突堤 50.8m、陰こう 5基、消波工 82m	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2601	竹生漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	331	○	C	B	防護重視	護岸 224.8m	レクリエーション面での海岸利用や漁港などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2701	石場海岸	－	農水(農村)	香川県	350	○	B	B	環境配慮	護岸 170m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2801	小豆島池田海岸	百尋海岸	国土(水国)	香川県	112		C	C	防護重視	護岸 82.9m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 2901	牛ヶ浦漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	77	○	C	C	防護重視	－	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 3001	牛ヶ浦海岸	－	農水(農村)	香川県	859		C	C	防護重視	護岸 130m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 3101	長崎漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	196	○	C	C	防護重視	護岸 151m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 3201	小豆島池田海岸	小蒲野海岸	国土(水国)	香川県	340		C	C	防護重視	護岸　329m、陰閘　4門	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 3401	小豆島池田海岸	沖田海岸	国土(水国)	香川県	280		C	B	防護重視	護岸　280m、離岸堤　161m、陰閘　1門	レクリエーション面での海岸利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 3501	蒲野漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	127	○	C	C	防護重視	護岸 302.2m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 3601	小豆島池田海岸	吉ケ浦海岸	国土(水国)	香川県	566	○	B	B	環境配慮	護岸　566m、離岸堤　250m、陰閘　2門	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 3701	吉ヶ浦漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	55	○	C	C	防護重視	護岸 248.6m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 3801	小豆島池田海岸	市神子海岸	国土(水国)	香川県	320	○	B	B	環境配慮	護岸　283m、離岸堤　100m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 3901	谷尻漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	83	○	C	C	防護重視	護岸 132.1m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 4001	白浜海岸	－	農水(農村)	香川県	490	○	A	A	環境優先	護岸 270m	散策などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 4101	三都港海岸	外浜地区	国土(港湾)	小豆島町	1,151	○	C	C	防護重視	護岸 888.4m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 4102	三都港海岸	神浦地区	国土(港湾)	小豆島町	1,101	○	C	C	防護重視	護岸 534.3m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 4201	富士漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	676	○	C	C	防護重視	護岸 585m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 4301	吉野崎港海岸	吉野地区	国土(港湾)	小豆島町	660	○	C	C	防護重視	護岸 457.4m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 4302	吉野崎港海岸	二面地区	国土(港湾)	小豆島町	483	○	C	C	防護重視	護岸 261.4m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 4401	二面漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	436	○	C	C	防護重視	護岸 218.7m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 4501	室生漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	600	○	C	C	防護重視	護岸 303m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 4601	室生北港海岸	浜畑・浜町地区	国土(港湾)	小豆島町	690	○	C	C	防護重視	護岸 896.6m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 4701	池田港海岸	浜条地区	国土(港湾)	香川県	766	○	B	A	利用促進	護岸 741m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 4702	池田港海岸	平木地区	国土(港湾)	香川県	2,234	○	B	B	環境配慮	護岸 1459m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 4801	蒲生漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	1,364	○	C	C	防護重視	護岸 1310.3m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	小豆島町	09 4901	入部漁港海岸	－	農水(水産)	小豆島町	422	○	C	C	防護重視	護岸 533.5m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 0101	小豆島土庄海岸	破風脇海岸	国土(水国)	香川県	815	○	A	B	環境優先	護岸 399m、堤防 356m	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 0201	小豆島土庄海岸	大高下海岸	国土(水国)	香川県	290		B	B	環境配慮	護岸 290m、突堤 40.6m、樋門 1基	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 0301	王子前漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	1,845	○	C	C	防護重視	護岸 1281m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 0401	小豆島土庄海岸	洲鼻海岸	国土(水国)	香川県	415		B	B	環境配慮	護岸 394m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 0501	土庄東港海岸	余島地区	国土(港湾)	香川県	1,682	○	B	B	環境配慮	護岸 1216.5m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 0502	土庄東港海岸	鹿島地区	国土(港湾)	香川県	531	○	B	A	利用促進	護岸 531.2m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 0601	鹿島漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	478	○	C	C	防護重視	護岸 373m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 0701	番川原海岸	－	農水(農村)	土庄町	150		C	C	防護重視	－	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 0801	木香海岸	－	農水(農村)	土庄町	250		C	C	防護重視	－	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 0901	柳漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	595	○	C	C	防護重視	護岸 505m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1001	水ヶ浦海岸	－	農水(農村)	土庄町	300		C	C	防護重視	護岸 150m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）(8/9)

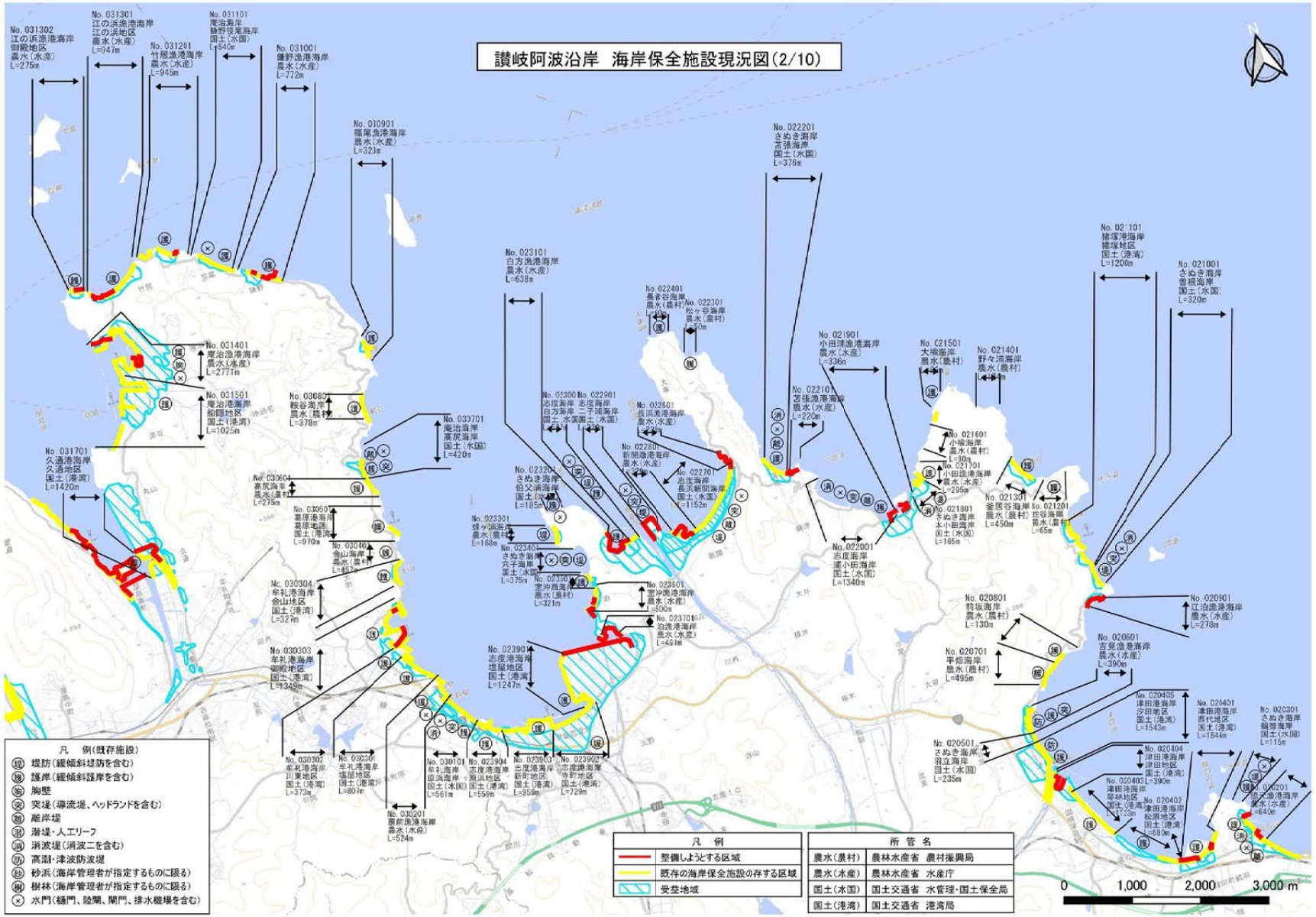
ゾーン名	市町名	NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象海　岸	整備上の配慮項目 環境面	 利用面	海岸整備の方向性 (海岸ﾀｲﾌﾟ)	現況施設概要 (種類、規模等)	維持又は修繕の方法
小豆島・直島	土庄町	10 1101	小豆島土庄海岸	千軒海岸	国土(水国)	香川県	1,116		C	C	防護重視	護岸 983.9m、導流堤 28m、突堤 23.3m、陰こう 10基、水門 1基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1201	千軒漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	800	○	C	C	防護重視	護岸 550m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1301	小豆島土庄海岸	戸形海岸	国土(水国)	香川県	200		C	C	防護重視	護岸 128.5m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1401	小瀬港海岸	小瀬地区	国土(港湾)	土庄町	243	○	C	C	防護重視	護岸 126m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1501	小豆島土庄海岸	小瀬海岸	国土(水国)	香川県	920		C	C	防護重視	護岸 920m、突堤 70m、潜堤 580m、陰こう 10基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1601	柚海岸	－	農水(農村)	香川県	580		C	C	防護重視	堤防 448.1m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1801	土庄港海岸	畝木地区	国土(港湾)	香川県	1,280	○	C	C	防護重視	護岸 1200m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1802	土庄港海岸	吉ヶ浦地区	国土(港湾)	香川県	1,518	○	C	C	防護重視	護岸 998m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1803	土庄港海岸	床鼻地区	国土(港湾)	香川県	741	○	B	A	利用促進	護岸 346m	土渕海峡の観光客の散策での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1804	土庄港海岸	西古浜地区	国土(港湾)	香川県	532	○	B	A	利用促進	護岸 310m	土渕海峡の観光客の散策での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1805	土庄港海岸	要鉄地区	国土(港湾)	香川県	234		B	A	利用促進	護岸 304m	土渕海峡の観光客の散策での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1806	土庄港海岸	中屋敷地区	国土(港湾)	香川県	833	○	C	C	防護重視	護岸 394.9m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1807	土庄港海岸	西岡地区	国土(港湾)	香川県	687	○	B	B	環境配慮	護岸 934m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1808	土庄港海岸	大谷地区	国土(港湾)	香川県	691	○	C	C	防護重視	護岸 340m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1809	土庄港海岸	越窓地区	国土(港湾)	香川県	112		C	C	防護重視	護岸 219m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1810	土庄港海岸	新開地区	国土(港湾)	香川県	958		C	C	防護重視	護岸 182m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 1901	小豆島土庄海岸	馬場先海岸	国土(水国)	香川県	575		C	C	防護重視	護岸 461m、陰こう 4基、消波工 240m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 2001	虎浜海岸	－	農水(農村)	香川県	310	○	C	B	防護重視	護岸 230m	レクリエーション面での海岸利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 2101	四海漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	2,567	○	C	C	防護重視	護岸 1700.7m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 2301	小豆島土庄海岸	内浜海岸	国土(水国)	香川県	465		C	C	防護重視	護岸 299.3m、離岸堤 241.6m 、突堤 15m、陰こう 2基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 2401	長浜漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	445	○	C	C	防護重視	護岸 197m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 2501	江島港海岸	満江地区	国土(港湾)	土庄町	858	○	C	C	防護重視	護岸 724m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 2502	江島港海岸	目島地区	国土(港湾)	土庄町	313	○	C	C	防護重視	護岸 144m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 2601	目島海岸	－	農水(農村)	土庄町	80		C	C	防護重視	護岸 80m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 2701	元目漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	265	○	C	C	防護重視	護岸 265m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 2801	元目海岸	－	農水(農村)	土庄町	510		C	C	防護重視	護岸 510m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 2901	馬越港海岸	馬越地区	国土(港湾)	土庄町	556	○	C	C	防護重視	護岸 502m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 3001	コジラク海岸	－	農水(農村)	土庄町	200		C	C	防護重視	護岸 200m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 3101	戒ヶ上海岸	－	農水(農村)	土庄町	150		C	C	防護重視	護岸 150m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 3201	柿の谷海岸	－	農水(農村)	香川県	330		C	C	防護重視	堤防 246m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 3301	北浦港海岸	尾形崎地区	国土(港湾)	土庄町	267	○	C	C	防護重視	護岸 603m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 3302	北浦港海岸	宮ノ西地区	国土(港湾)	土庄町	762	○	C	C	防護重視	護岸 701m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 3303	北浦港海岸	釿石地区	国土(港湾)	土庄町	731	○	C	C	防護重視	護岸 549.9m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 3401	見目漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	400	○	C	C	防護重視	護岸 520m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 3501	小豆島土庄海岸	女風呂海岸	国土(水国)	香川県	809		C	C	防護重視	護岸 797.4m、導流堤 40.3m、消波工 596m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 3601	小海漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	246	○	C	C	防護重視	護岸 129m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 3701	琴塚漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	553	○	C	C	防護重視	護岸 299m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 3801	小豆島土庄海岸	妙見海岸	国土(水国)	香川県	335		C	C	防護重視	護岸 244.1m、突堤 30m、陰こう 2基	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 3901	田井漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	928	○	C	C	防護重視	護岸 688m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 4001	大部港海岸	大部地区	国土(港湾)	香川県	1,612	○	B	B	環境配慮	－	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 4101	小浜海岸	－	農水(農村)	土庄町	70		C	C	防護重視	護岸 70m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 4201	小部漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	2,034	○	C	C	防護重視	護岸 1886.2m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 4301	千振海岸	－	農水(農村)	土庄町	100		A	C	環境優先	－	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）(9/9)

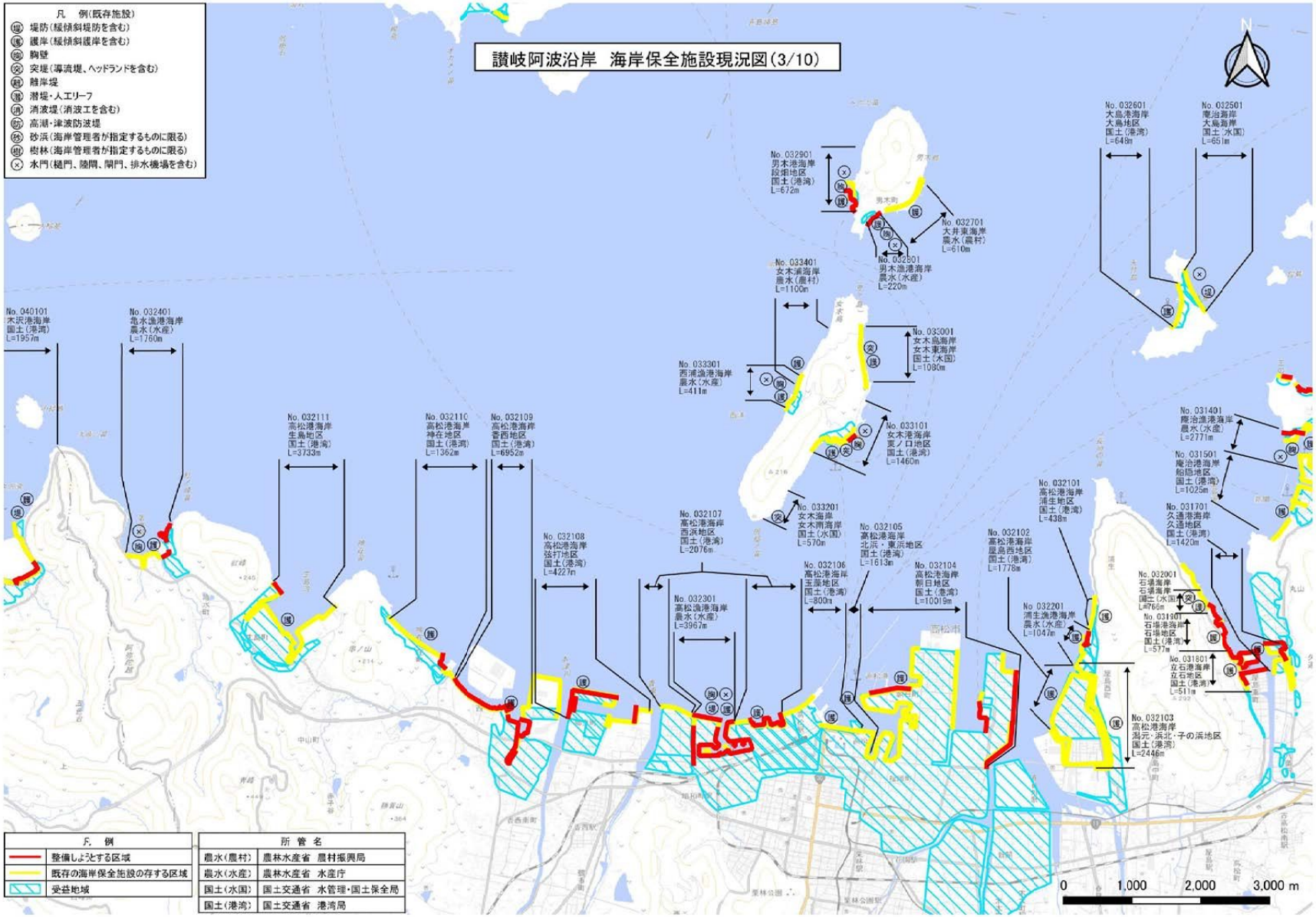
ゾーン名	市町名	NO. 市町 海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象海　岸	整備上の配慮項目 環境面	 利用面	海岸整備の方向性 (海岸ﾀｲﾌﾟ)	現況施設概要 (種類、規模等)	維持又は修繕の方法
小豆島・直島	土庄町	10 4401	小豆島土庄海岸	沖の島海岸	国土(水国)	香川県	439	○	B	C	環境配慮	護岸 427m、離岸堤 204m 、突堤 69.6m、消波工 224m	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 4501	カズラ島海岸	－	農水(農村)	土庄町	65		A	C	環境優先	護岸 45m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 4601	池の浦海岸	－	農水(農村)	土庄町	550		A	C	環境優先	護岸 70m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 4701	南海岸	－	農水(農村)	土庄町	60		A	C	環境優先	－	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 4801	小豊島港海岸	小豊島地区	国土(港湾)	土庄町	709	○	C	C	防護重視	護岸 164m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 4901	小豊島海岸	－	農水(農村)	土庄町	100		C	C	防護重視	護岸 100m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 5001	ツミ海岸	－	農水(農村)	香川県	400		C	C	防護重視	－	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 5101	栄山海岸	－	農水(農村)	香川県	150		C	C	防護重視	堤防 150m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 5201	鰯浜海岸	－	農水(農村)	土庄町	375		C	B	防護重視	－	レクリエーション面での海岸利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 5301	稲塚海岸	－	農水(農村)	香川県	270	○	C	B	防護重視	－	レクリエーション面での海岸利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 5401	甲生海岸	－	農水(農村)	香川県	700	○	C	B	防護重視	護岸 439.6m	レクリエーション面での海岸利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 5501	豊島土庄海岸	甲生海岸	国土(水国)	香川県	88		C	B	防護重視	護岸 88m、突堤 40m、陸こう 1基	レクリエーション面での海岸利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 5601	尾子海岸	－	農水(農村)	香川県	900		C	C	防護重視	護岸 100m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 5701	甲生漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	422	○	C	C	防護重視	護岸 296.6m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 5801	神子浜海岸	－	農水(農村)	香川県	750	○	A	A	環境優先	護岸 385m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 5901	土庄海岸	水ヶ浦海岸	国土(水国)	香川県	722		A	B	環境優先	－	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 6001	家浦港海岸	甲生地区	国土(港湾)	香川県	360		C	C	防護重視	護岸 152m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 6002	家浦港海岸	家浦地区	国土(港湾)	香川県	1,797	○	C	C	防護重視	護岸 935m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 6003	家浦港海岸	硯地区	国土(港湾)	香川県	467		C	C	防護重視	護岸 467m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 6101	硯漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	270	○	C	C	防護重視	護岸 150m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	土庄町	10 6201	唐櫃漁港海岸	－	農水(水産)	土庄町	846	○	C	C	防護重視	護岸 439.6m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 0101	牛ヶ首漁港海岸	－	農水(水産)	直島町	267	○	C	C	防護重視	護岸 204.4m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 0201	屏風港海岸	屏風島地区	国土(港湾)	直島町	248	○	B	B	環境配慮	護岸 214m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 0301	直島海岸	屏風海岸	国土(水国)	香川県	118		B	B	環境配慮	護岸 118m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 0401	直島海岸	家島北海岸	国土(水国)	香川県	408	○	C	C	防護重視	護岸 290m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 0501	直島港海岸	家島地区	国土(港湾)	香川県	545	○	C	C	防護重視	護岸　1143ｍ	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 0502	直島港海岸	向島地区	国土(港湾)	香川県	921	○	C	C	防護重視	護岸　619ｍ、物揚場等　81ｍ	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 0503	直島港海岸	本村地区	国土(港湾)	香川県 直島町	4,459	○	C	C	防護重視	護岸　1637ｍ、物揚場等　781ｍ	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 0601	積浦漁港海岸	－	農水(水産)	直島町	785	○	C	C	防護重視	護岸　71m、物揚場　238m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 0701	林海岸	－	農水(農村)	香川県	225		A	C	環境優先	－	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 0801	小林海岸	－	農水(農村)	直島町	150		A	B	環境優先	－	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 0901	琴反地海岸	－	農水(農村)	香川県	1,100	○	A	A	環境優先	護岸 170.5m	海水浴などのレクリエーション面、火まつりでの海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 1001	倉浦海岸	－	農水(農村)	香川県	363		A	C	環境優先	－	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 1101	横防海岸	横防地区	農水(農村)	香川県	550	○	C	C	防護重視	護岸 346m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 1201	宮浦港海岸	宮浦地区	国土(港湾)	香川県 直島町	1,240	○	B	A	利用促進	護岸　300m、物揚場等　613m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 1301	風戸港海岸	風戸地区	国土(港湾)	直島町	1,560	○	C	C	防護重視	護岸 510m、物揚場等 560m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
小豆島・直島	直島町	11 1401	直島海岸	柏島海岸	国土(水国)	香川県	135		A	C	環境優先	－	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。



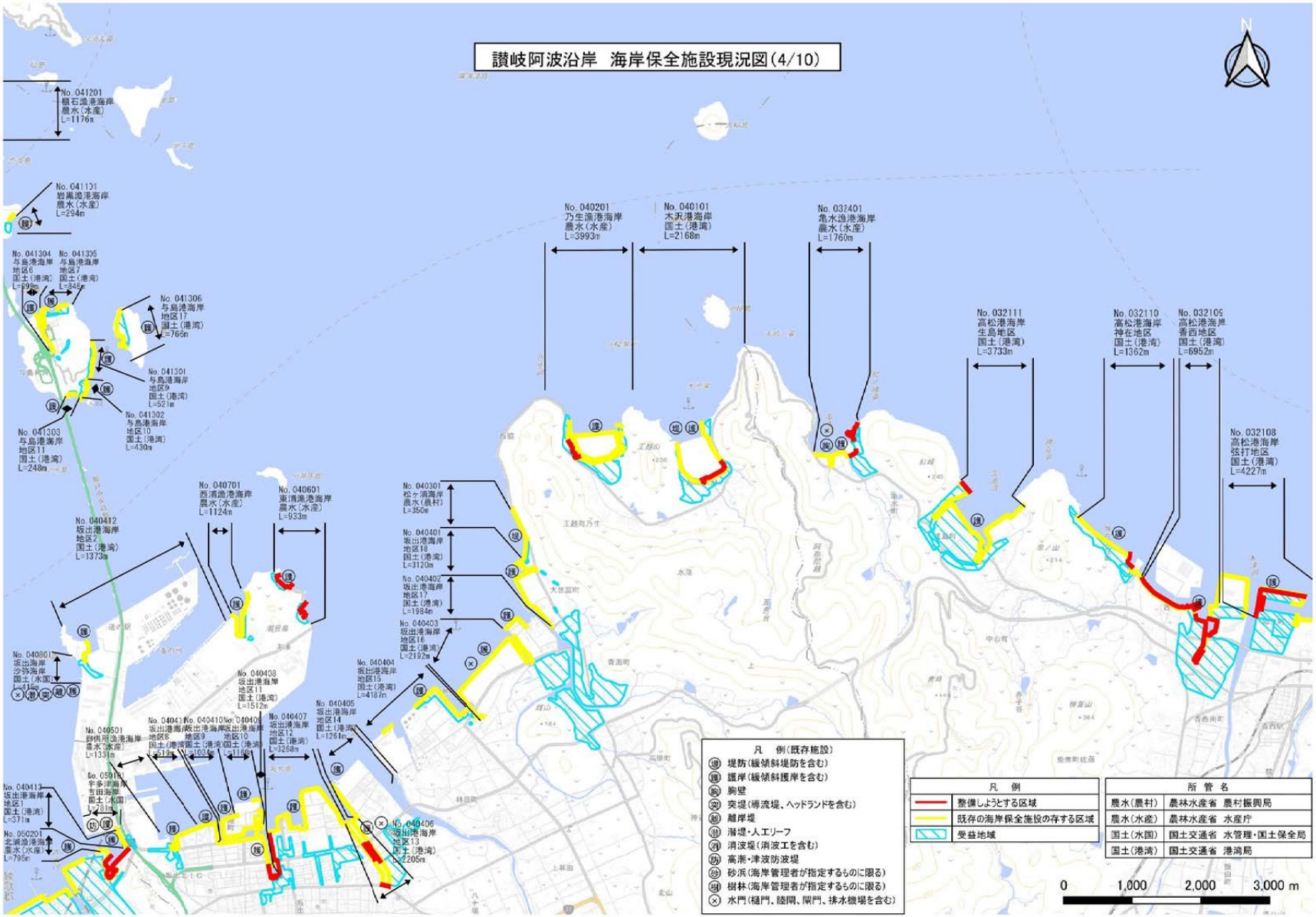
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



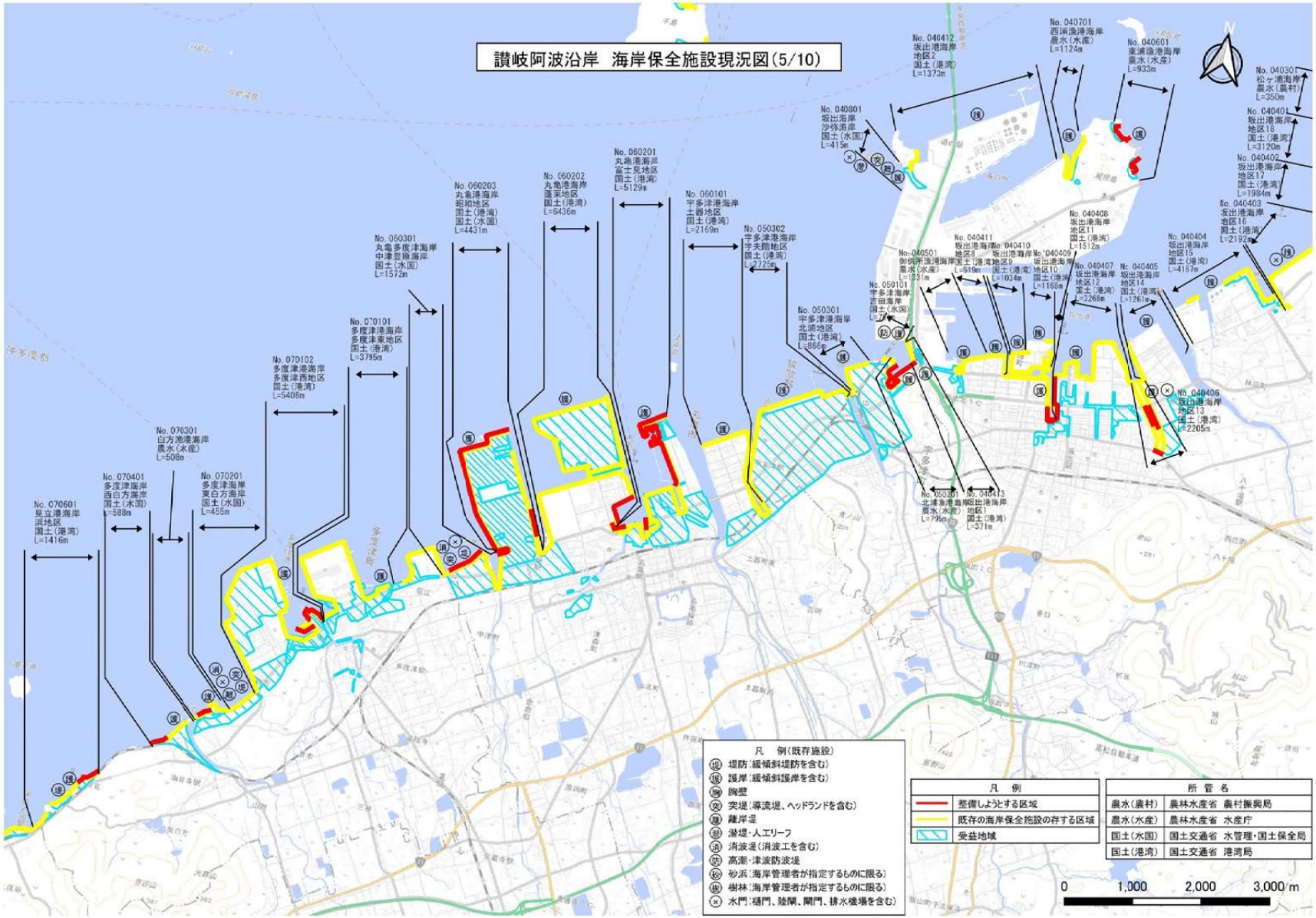
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



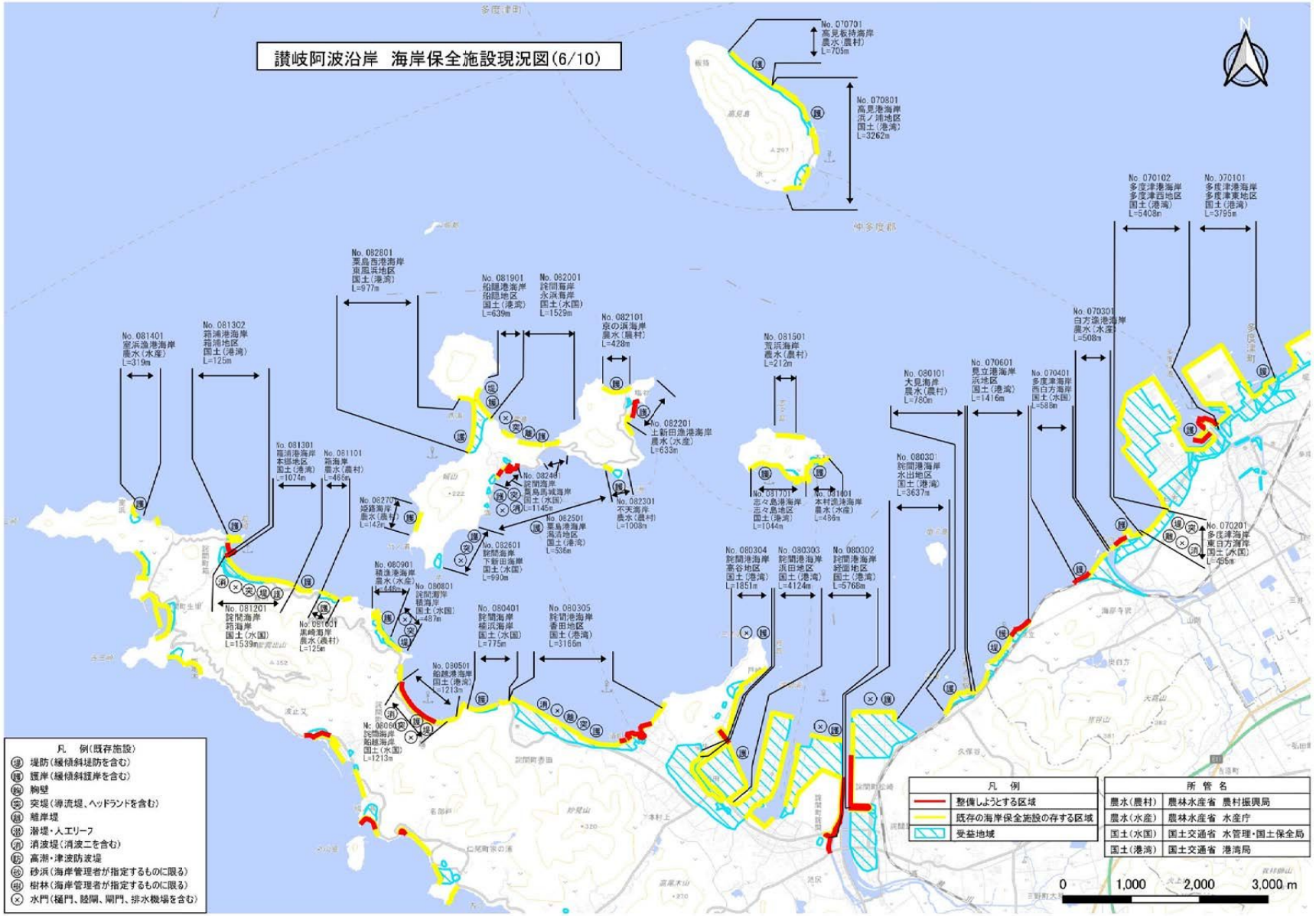
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



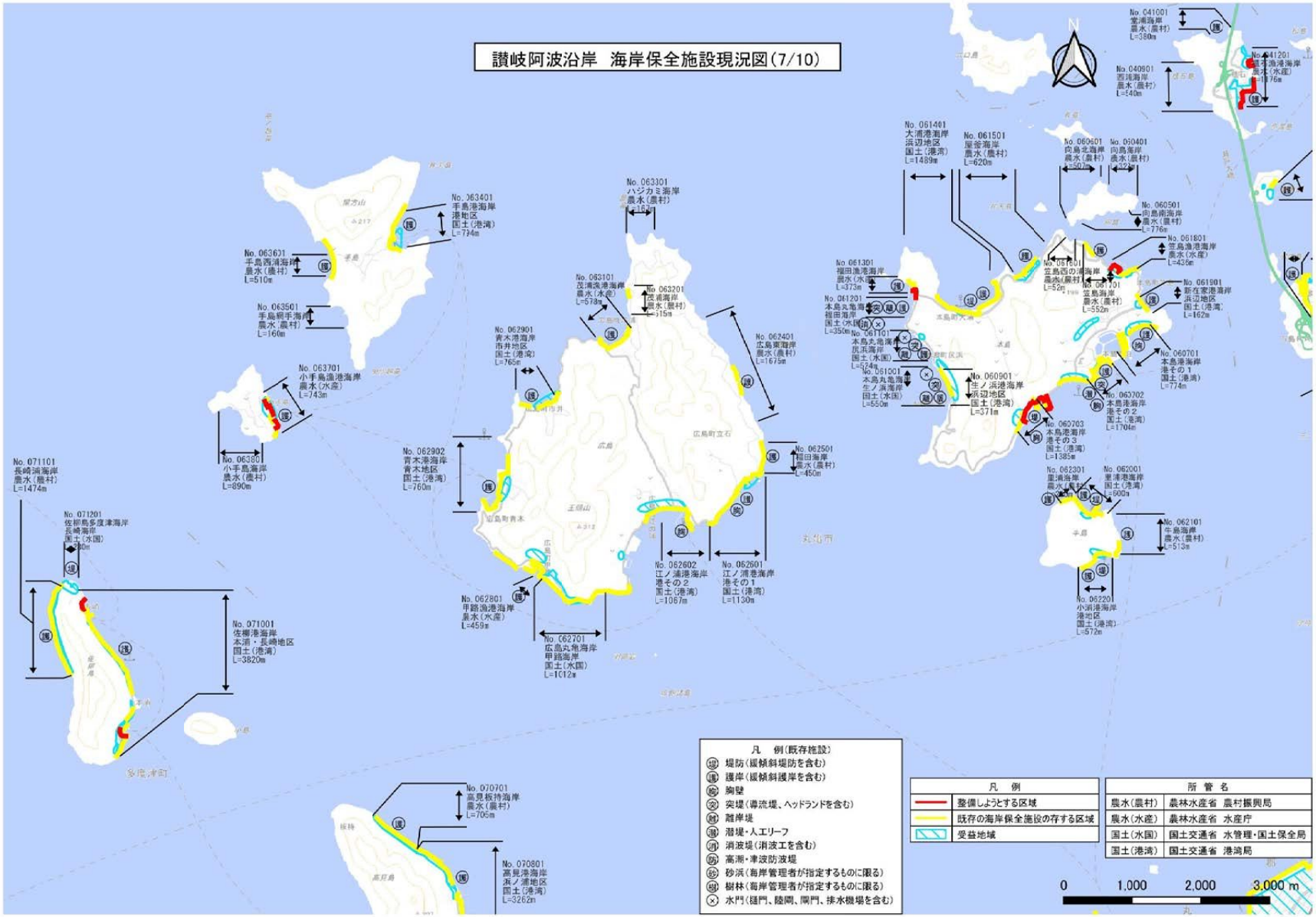
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



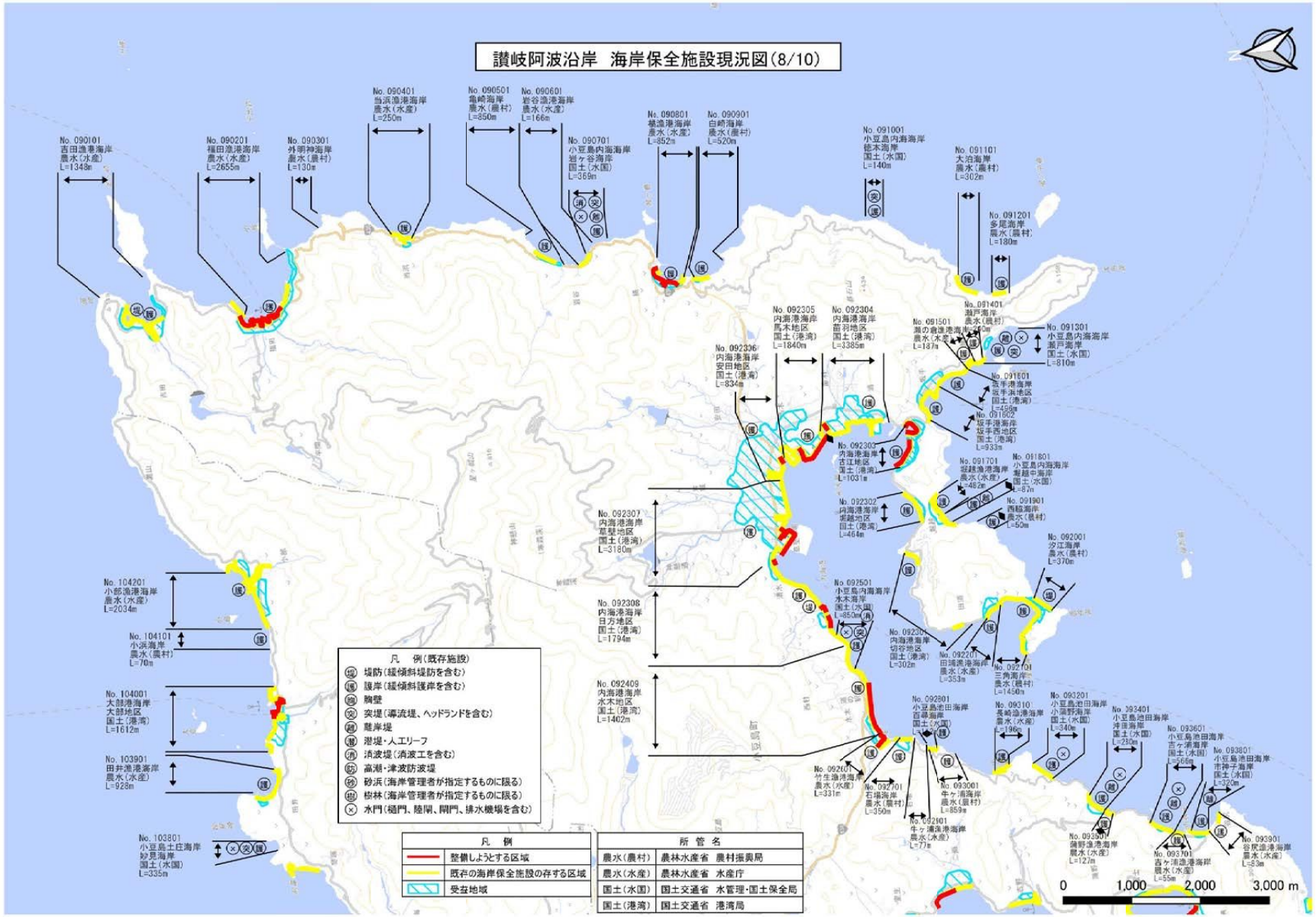
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



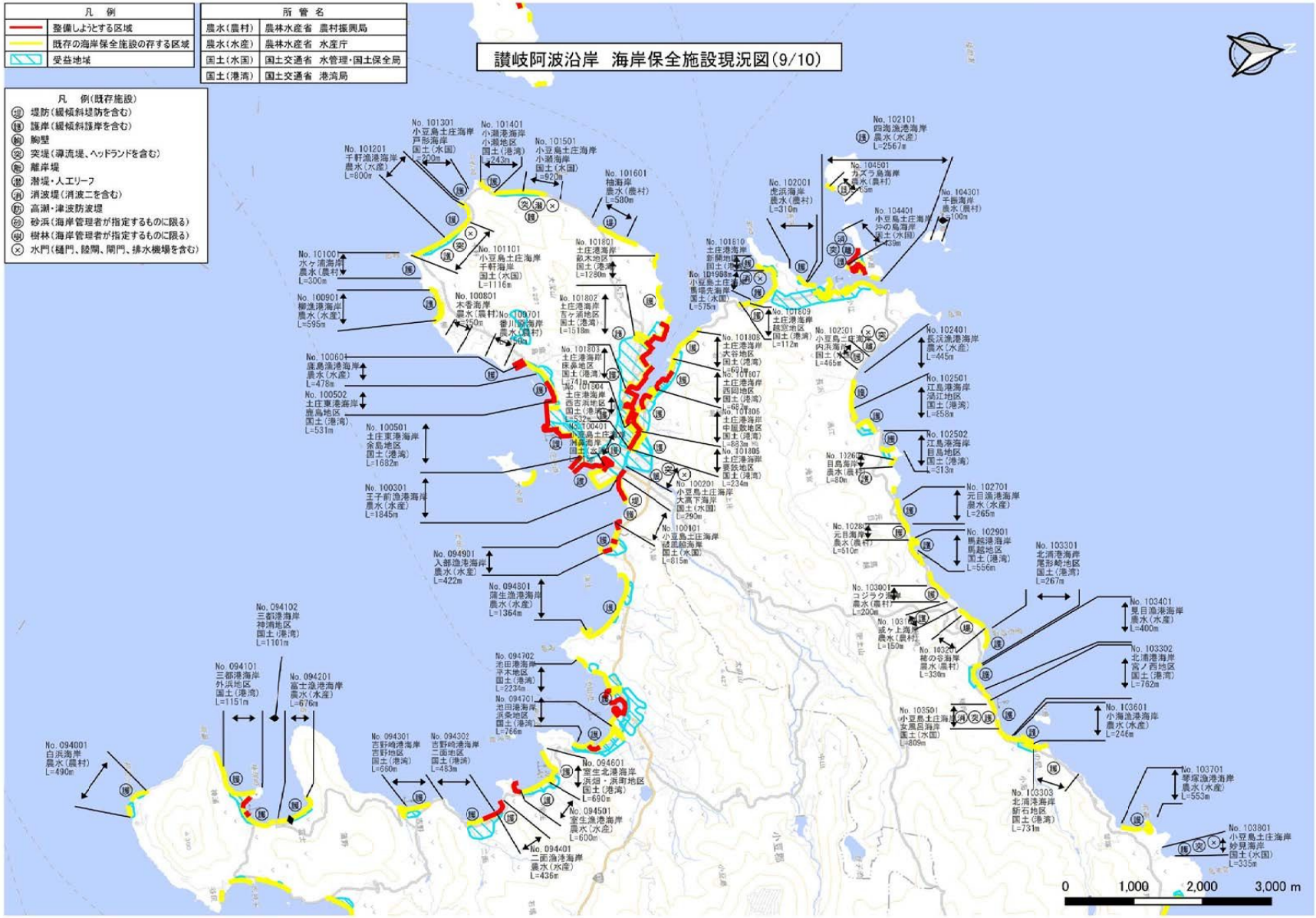
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



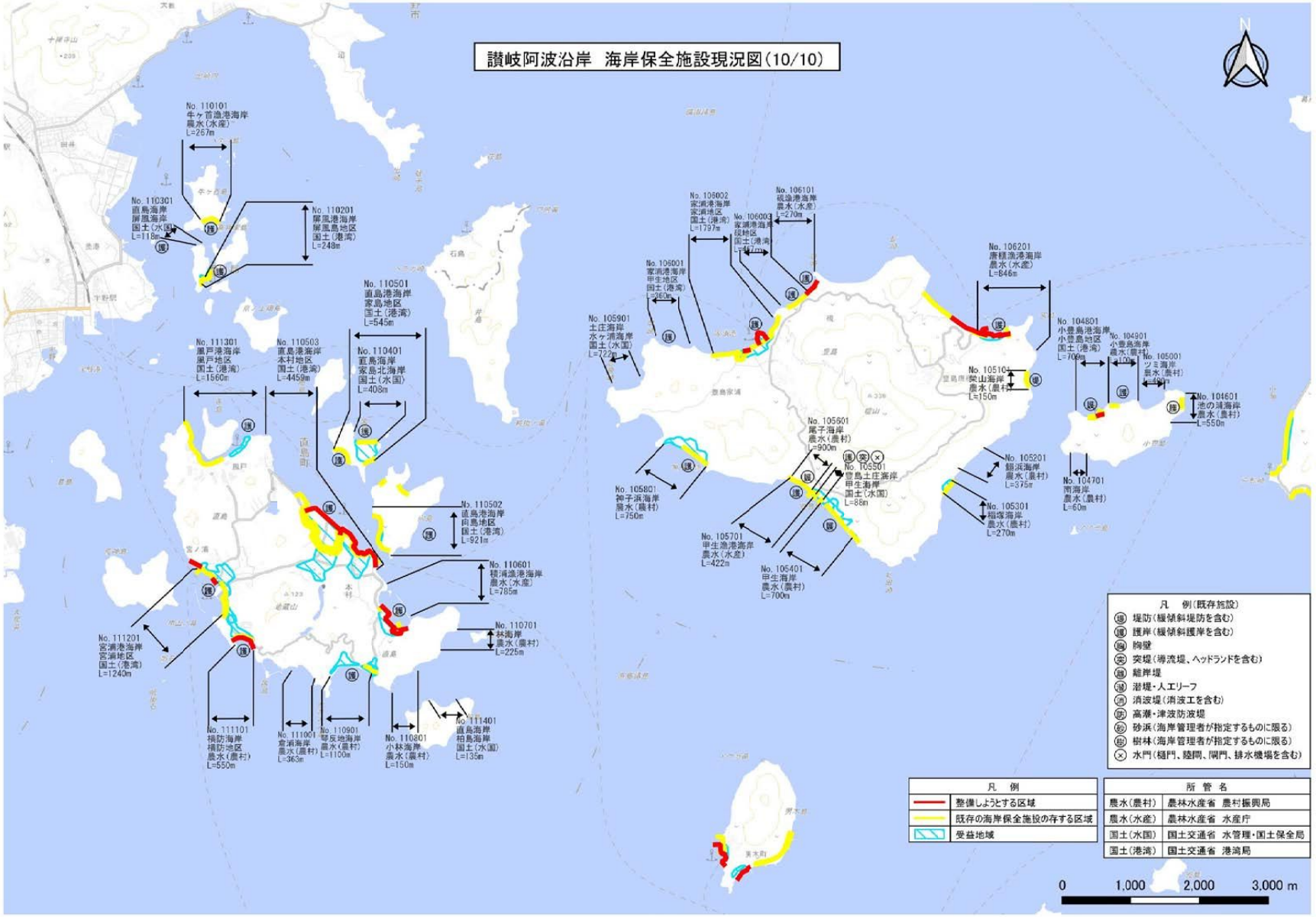
この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。

第4章 海岸保全基本計画の実施にあたって

前章までに、あるべき海岸の姿と、その実現のための施策を示したが、これらの施策については、地域住民や利用者、市町及び県の関係者が、海岸保全基本計画を十分に理解し、それぞれの立場で協力し、一体となって実施することが重要である。ここでは、それぞれの関係者がこの海岸保全基本計画の実施にあたって配慮すべき事項と関係者の役割について述べる。

1. 計画実施時に配慮すべき事項

① 関連行政機関との連携と調整

海岸保全基本計画を、県として適切かつ効果的に遂行するために、関係機関の連携を強化する必要がある。このために、各海岸管理者等が連絡調整する「庁内連絡協議会」を中心に、海岸行政に関係する機関との連携を強化し、海岸保全基本計画の推進を行っていく。

② 地域住民や利用者、市町との関係

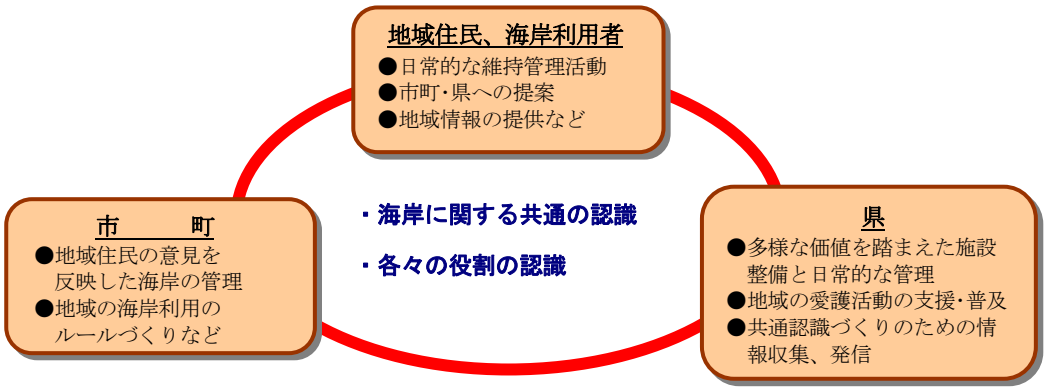
海岸の価値が多様化するなか、海岸に対しての様々な要求があり、行政だけではその要求に対応することが難しくなってきている。したがって、地域にふさわしい海岸保全のため、海岸に対する共通の認識と各々の役割により、地域住民や利用者、市町及び県がそれぞれの立場から協力し、施策を実施することが重要である。そこで県や市町は、地域住民などの団体が行う海岸の美化・愛護活動を支援し、協働して海岸の維持管理を行う。

地域住民や利用者：身近に行われている海岸清掃などのボランティア活動や環境学習会等に参加し、海岸に親しみを持つよう努める。また、地域にふさわしい海岸保全への意見や情報を県や市町に提供する。

市　　町：地域住民や利用者の活動を支援するとともに、地域住民や利用者からの意見を海岸利用のルールづくりや、地域の整備計画などに反映させる。

県：海岸災害から地域住民を守るため、自然環境や海岸利用に配慮し、地域住民や利用者、市町とともに施設整備や日常的な管理を行う。また、地域での愛護活動の支援、普及や海岸に対する共通の認識づくりのため、海岸に関する情報提供を行っていく。

地域住民や利用者、市町および県の関係



③ 海岸の情報の蓄積と活用

海岸の漂砂・沖合いの地形変化、汀線変化等防護面の情報、また水質・底質、漂着ごみ等の環境面の情報、海水浴やマリンスポーツなどの利用面の情報等を収集・整理し、海岸の実態の的確な把握に努める。漂砂に関しては、近隣の県との情報の交換を積極的に行っていく。

これらの情報を踏まえ、より高度な安全性を達成するための技術や自然との調和を目指した技術、新たな利用形態に対応する技術などの活用を図っていく。

市町、地域住民及び利用者等に対して、幅広く海岸に関する情報を発信する。

④ 海岸環境への影響の把握

海岸保全施設の整備にあたっては、「香川県環境配慮指針」等に基づき、整備区域及び周辺の環境の現状把握を行うとともに、施設の設置による海岸環境や景観面への影響を事前に把握することに努め、長期的にみても影響が生じないように整備計画を検討する。また、地域の地形や土地利用、海岸の利用状況など、それぞれの地域特性を踏まえた設計に努める。

なお、整備中及び整備後においても、海岸環境への影響を把握し、適切な対応を図るため、事後調査等を実施する。

⑤「防護」・「環境」・「利用」のバランスのとれた気候変動への対応について

海岸整備における今後の津波・高潮対策や気候変動に伴う海面上昇への対応においては、護岸の嵩上げ等の防護機能の強化は不可欠かつ喫緊の課題である。一方で、一律の護岸の嵩上げ等は、海岸特有の開放的な景観の阻害や、貴重な動植物の生息環境の消失、地域固有の文化・歴史的つながりの分断といった、「防護」と「環境・利用」のトレードオフを引き起こす懸念がある。

このため、施設設計にあたっては、背後地の土地利用や住民の海へのアクセス、地域資源の価値、地域の意見などを十分に踏まえ、地域特性に応じた最適な構造形式や高さの選定に努める。また、施設整備にあたっては、将来のリスクを一括で解消しようとするのではなく、海面上昇等の状況をモニタリングしつつ、必要に応じて機能を順次強化する「段階的な整備」を行う。

⑥ 事業効果の検討について

海岸保全施設の整備にあたっては、背後の土地利用の状況を踏まえ、事業費と施設整備によって生じる便益を比較し、整備計画が十分な投資効果を有するものであるかどうかを検討する。

⑦ 計画の見直し

整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の、社会情勢変化に的確に対応するために、必要に応じて、計画を柔軟に見直していくものとする。また、希少野生動植物など環境に関する情報の充実化に伴い、必要に応じて、計画の見直しを図る。

2. 組織体制及び事務分掌

① 海岸管理者(香川県)

部局名	課　名	事務分掌
農政水産部	土地改良課	海岸法の施行に関すること (農林水産省所管の海岸保全区域に係るものに限る)
	水　産　課	海岸法の施行に関すること (漁港区域に係るものに限る)
土 木 部	河川砂防課	海岸法の施行に関すること (国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸保全区域および一般公共海岸区域に係るもの)
	港　湾　課	海岸法の施行に関すること (港湾区域に係るものに限る)

② 海岸管理に関係のある部局(香川県)

部局名	課　名		事務分掌
政 策 部	政　策　課		県行政の長期的かつ総合的な計画の策定及び推進に関すること
	地域活力推進課		瀬戸内海の振興に関すること
	文化 芸術局	文化振興課	文化の振興及び普及に関すること
		瀬戸内国際 芸術祭推進課	瀬戸内国際芸術祭の開催に関すること
危機管理 総　　局	危機管理課		危機管理の企画及び総合調整に関すること
環境森林部	環境政策課		環境行政の総合的な企画及び調整に関すること
	環境管理課		瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関すること
			美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の施行に関すること
	みどり保全課		自然環境保全法の施行に関すること
			自然公園に関すること
			鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関すること
	森林・林業政策課		みどりの整備に関する施策の企画及び総合調整に関すること
	循環型社会推進課		廃棄物対策の企画及び調整並びに推進に関すること
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること
交流推進部	観光振興課		観光の振興に関する施策の企画及び調整並びに推進に関すること
教育委員会 事　務　局	生涯学習・文化財課		文化財の保存及び活用に関すること。

③ 海岸管理に関係のある部局(国の機関)

部局名	課　名	事務分掌
農林水産省	中国四国農政局	海岸事業に関する計画・指導に関わること
国土交通省	四国地方整備局 高松港湾・空港 整備事務所	港湾区域内の海岸の調査に関わること
	四国地方整備局 香川河川国道事務所	海岸の調査に関わること
	海上保安庁 第六管区海上保安部	海上汚染の防止に関わること
水産庁	漁港漁場整備部 計画課	漁港区域内の管理・指導に関わること。
	漁港漁場整備部 防災漁村課	海岸事業に関する計画・指導・調査に関わること。